

瀬戸内市地域防災計画

(資料編)

令和7年2月

瀬戸内市防災会議

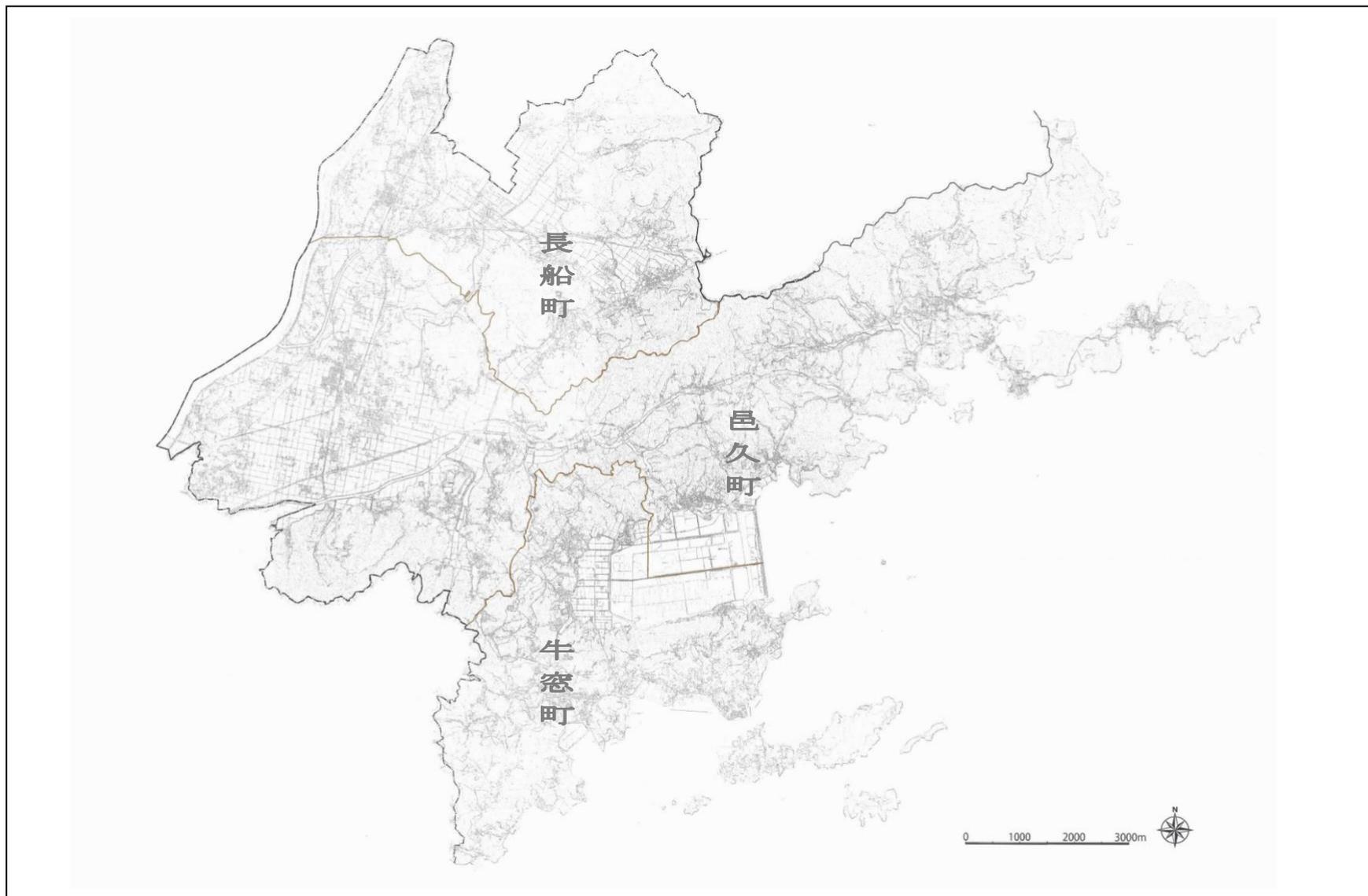
瀬戸内市地域防災計画（資料編）

目 次

	頁
資料 1 瀬戸内市位置図	1
資料 2 防災体制の配備の基準	2
資料 3 防災組織等	3
資料 3-1 消防・防火クラブ	3
資料 3-2 自主防災組織	3
資料 4 通信施設整備状況	4
資料 5 消防力の保有状況	8
資料 6 河川重要水防区域	13
資料 7 土砂災害警戒区域（急傾斜）	14
資料 8 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）	16
資料 9 土砂災害警戒区域（土石流）および土石流危険溪流	18
資料 10 土砂災害警戒区域等一覧表	19
資料 11 砂防指定地（法律指定箇所）	22
資料 12 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）	24
資料 13 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）	26
資料 14 異常気象時通行規制区間及び規制基準（県管理）	28
資料 15 ため池等一覧表	29
資料 15-1 ため池一覧表	29
資料 15-2 緊急点検ため池一覧表	44
資料 16 海岸保全区域	49
資料 17 危険物施設一覧表	51
資料 18 食品販売業者等との協定、保有車両、保有船舶一覧表	53
資料 19 清掃施設・設備	55
資料 20 上下水道整備状況	56
資料 21 指定緊急避難場所等一覧表	57
資料 21-1 指定緊急避難場所・指定避難所	57
資料 21-2 福祉避難所	59
資料 22 要配慮者関連施設	60
資料 23 応急給水用資機材等保有状況	61
資料 24 防疫実施上必要な資機材	62
資料 25 医療施設等一覧表	63
資料 26 感染症患者治療施設	65
資料 27 放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における 情報の収集及び伝達の系統	66
資料 28 水門操作に係わる通知・連絡等の関係機関	67
資料 29 瀬戸内市条例等	69
資料 29-1 瀬戸内市防災会議条例	69
資料 29-2 瀬戸内市防災会議運営要綱	72

	頁
資料 29-3 瀬戸内市災害対策本部条例	74
資料 29-4 瀬戸内市災害対策本部規程	75
資料 30 相互協定等	78
資料 30-1 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定	78
資料 30-2 災害時における情報交換に関する協定書	82
資料 30-3 土砂災害等の情報提供に関する協定書	83
資料 30-4 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い	85
資料 30-5 協定締結事業者等一覧	88
資料 30-6 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定	91
資料 30-7 岡山県下消防相互応援協定	100
資料 30-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請	108
資料 30-9 岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱	109
資料 30-10 災害時における空調設備の設置等の協力に関する協定	115
資料 30-11 ヘリコプター離発着場一覧	117
資料 30-12 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	118
資料 31 大規模災害時における救援物資要請マニュアル	121
資料 32 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例等	125
資料 32-1 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例	125
資料 32-2 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	129
資料 33 災害助成制度	149

資料1 瀬戸内市位置図



資料2 防災体制の配備の基準

令和6年4月1日現在

体制	対策の別	配備班名等
準備体制	風水害等対策	危機管理課
注意体制	〃	統括班 市民生活班 保健福祉班 産業建設班 教育班 上下水道班 消防班 病院班 牛窓班 長船班 裳掛班
第一次警戒体制	〃	統括班 市民生活班 保健福祉班 産業建設班 教育班 上下水道班 消防班 病院班 牛窓班 長船班 裳掛班 (警戒本部)
第二次警戒体制	〃	統括班 市民生活班 保健福祉班 産業建設班 教育班 上下水道班 消防班 病院班 牛窓班 長船班 裳掛班 (災害対策本部)
非常体制	〃	災害対策本部

資料3 防災組織等

資料3-1 消防・防火クラブ

令和6年4月1日現在

	幼年消防クラブ		少年消防クラブ		婦人防火クラブ		合 計	
	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数	クラブ数	クラブ員数
牛窓町	6	279	5	86	1	39	12	404
邑久町	9	1032	4	495	14	326	27	1,853
長船町	9	699	4	311	3	54	16	1,064
合 計	24	2,010	13	892	18	419	55	3,321

資料3-2 自主防災組織

令和6年4月1日現在

	自主防災組織			
	組織数	加入世帯数	地域の世帯数	組織率
牛窓町	26	2,160	2,774	77.9
邑久町	106	6,328	7,765	81.5
長船町	55	3,449	5,227	66.0
合 計	187	11,937	15,766	75.7

資料4 通信施設整備状況

1 岡山県防災行政無線施設

区分	地上系呼出名称	設置場所	所在地	備考
市町村局	防災瀬戸内市	瀬戸内市役所	瀬戸内市邑久町尾張 300-1	地上系
消防本部局	防災瀬戸内消防	瀬戸内市消防本部	瀬戸内市邑久町本庄 1795	地上系

2 市防災行政無線施設

令和6年4月1日現在

市町村名	同報系システム		移動系無線機				備考
	屋外拡声子局	戸別受信装置	統制台	副統制台	携帯型	計	
瀬戸内市	67	1,000	1	1	165	167	

3 消防本部の消防無線施設

令和6年4月1日現在

所属	所在地	通信系	種別	呼出名称	予備電源の有無
消防本部	瀬戸内市長船町東須恵 820-1	対固定局	固定局	しょうぼうよつじ	有
	赤磐市可真下倉懸 2264-2	対固定局	固定局	しょうぼうくらかけ	有
	瀬戸内市長船町東須恵 820-1	対移動局	基地局	しょうぼうよつじ	有
	瀬戸内市牛窓町牛窓 6405-1	対移動局	基地局	しょうぼううしまど	有

多重無線

種別	局数	設置場所
固定局	2	四辻山基地局 1、倉懸山中継局 1

デジタル無線（260MHz帯）

種 別	局数	設 置 場 所	
基 地 局	2	四辻山基地局 1、牛窓基地局 1	
陸 上 移 動 局	卓上型（5W）	3	消防本部 1、牛窓分駐所 1、長船分駐所 1
	車載（5W）	1	消 防 本 部 指揮車 1
		10	消 防 署 消防車 3、救急車 2、救助工作車 1、 梯子車 1、資機材搬送車 3
		2	牛 窓 分 駐 所 消防車 1、救急車 1
		2	長 船 分 駐 所 消防車 1、救急車 1
	携帯（5W）	1	消防署 1
携帯（1W）	18	消防署 14、牛窓分駐所 2、長船分駐所 2	

アナログ無線（400MHz帯）署活動系無線

種 別	局数	設 置 場 所
陸 上 移 動 局	26	消防署 20、牛窓分駐所 3、長船分駐所 3

4 消防本部の通信指令施設

令和4年4月1日現在

設 置 名 等		設置数	備 考	
指 令 装 置	指令台 (離島型)	119番受付回線	12	
		指 令 回 線	3	本署、牛窓、長船
		一 般 加 入 回 線	4	INS回線
	自動出動指定装置		1式	
	地 図 等 検 索 装 置		2台	
	長 時 間 録 音 装 置		1台	
	非 常 用 指 令 設 備		1台	
	指 令 制 御 装 置		1式	
	署 所 端 末 装 置		3式	本署、牛窓、長船
	携 帯 電 話 ・ IP 電 話 受 信 転 送 装 置		1式	
	無 線 指 令 受 付 装 置		2式	牛窓、長船
駆 込 通 報 装 置		3式	本署、牛窓、長船	
表 示 盤	支 援 情 報 表 示 盤		1面	
	多 目 的 情 報 表 示 盤		1面	65インチ
	映 像 制 御 装 置		1式	
	告 知 表 示 盤		6式	
無 線 統 制 台		1式	12ch 統制部	
指 令 伝 送 装 置	指 令 情 報 送 信 装 置		1式	
	指 令 情 報 出 力 装 置		3式	
気 象 情 報 収 集 装 置		1式		
災 害 状 況 等 自 動 案 内 装 置		1式		
順 次 指 令 装 置		1式		
音 声 合 成 装 置		4式		
署 所 監 視 カ メ ラ シ ス テ ム		4台	WEBカメラ	
出 動 車 両 運 用 管 理 装 置		1式	13台	

システム監視装置		1式	
電源設備		1式	
位置情報通知システム		1式	統合型
IT情報端末(Web型)		2式	
119番受信FAX		1式	
メール119番受信装置		1式	
119番補助受付装置		2式	
防災無線連動装置		1式	
消防情報支援システム	消防情報管理装置	1台	
	消防情報支援端末装置	5台	
避雷装置	高速電源避雷器	3式	本部、署所
	高速回転避雷器	1式	

5 消防本部の有線通信施設

令和6年4月1日現在

種別	設置数	備考
119番受付回線	12	NTT固定電話、IP・携帯電話
一般加入回線	10	本部・本署 8、牛窓分駐所 1、長船分駐所 1
ファクシミリ	4	本部・本署 2、牛窓分駐所 1、長船分駐所 1
転送電話	2	牛窓分駐所 1、長船分駐所 1
テレホンサービス	2	火災情報案内、病院情報案内
その他	2	NET119、メール119

資料5 消防力の保有状況

1 消防本部（消防署）消防車両

令和6年4月1日現在

区分 消防本部名	消防署数	出張所数	消防吏員数	消防車等保有台数								電話番号
				ポンプ自動車 普通消防	ブーム付 多目的車	水そう付 ポンプ自動車	化学消防 自動車	指揮車	救急自動車 (うち高規格 救急車)	消防艇	救助工作車	
瀬戸内市消防本部	1	2	77	4	1	1	-	1	4(4)	-	1	0869-22-1333

2 消防団消防車両

令和6年4月1日現在

区分 町別	消 防 団				
	分 団 数	団 員 数	ポンプ保有台数		
			消防ポンプ 自動車	ポンプ 小型動力 積載車	小型動力 ポンプ
本 部	1	13(1)	1	3	-
牛 窓	3	167	-	14	-
邑 久	2	124	1	10	-
長 船	3	104	-	3	-

() は女性団員数

3 消防水利（消火栓・防火水そう）

令和6年4月1日現在

区分 町別	消 防 水 利								
	計 (A+B)	消火栓			防火水そう				
		小計(A)	公 設	私 設	小計(B)	100 m3 以上	60 ~ 100 m3 未満	40 ~ 60 m3 未満	20 ~ 40 m3 未満
牛 窓	269	250	249	1	19	-	3	14	2
邑 久	571	512	510	2	59	2	2	52	3
長 船	498	457	456	1	41	1	2	27	11
計	1,338	1,220	1,215	4	119	3	7	93	16

4 消防本部（消防署）消防車両の状況

令和6年4月1日現在

所属	車両名	名称	登録番号	車両年式	原動機性能		ポンプ性能		積載資機材
					気筒数	排気量	級別	規格放水量	
消防本部 （消防署）	水槽付ポンプ車	瀬戸内1号車	岡山800は17-37	R. 2	4	5,120	A2	2.00	水槽 2000ℓ、CAFS 泡消火薬剤 120ℓ、筒先（エコファイターノズル、G フォースノズル、クアドラノズル）、空気呼吸器、三連梯子、発電機、投光器、消防用ホース、エンジンカッター、チェーンソー、自動昇降装置電動ホースカー、フォグネイル、マルチツール
	高規格救急車	瀬戸内3号車	岡山800す24-04	H. 17	6	3,490			気道確保器具一式、除細動器、気管挿管セット、人工呼吸器、薬剤、輸液セット、固定器具、患者監視モニター等、オゾン発生装置、冷温蔵庫
	資機材搬送車	瀬戸内4号車	岡山480た60-92	H. 28	3	650			
	資機材搬送車	瀬戸内5号車	岡山800あ17-03	H. 13	3	650			
	連絡車	瀬戸内6号車	岡山480な40-91	R. 3	3	650			
	指揮車	瀬戸内7号車	岡山800せ42-85	R. 6	4	2,500			ドローン、ポータブル電源、移動式指揮板、タブレット、コピー機、火災現調器具、タワーライト、イージーアップテント、ポータブル扇風機、距離・風速計、サイドオーニング、保冷庫
	資機材搬送車	瀬戸内8号車	岡山880あ26-23	R. 5	3	650			
	資機材搬送車	瀬戸内9号車	岡山800せ30-63	R. 4	4	4,000			ゴムボート、船外機一式、水難救助器具一式
	連絡車	瀬戸内10号車	岡山581の27-74	R. 3	3	650			
	高規格救急車	瀬戸内11号車	岡山800せ23-57	R. 2	6	2,690			気道確保器具一式、除細動器、気管挿管セット、人工呼吸器、薬剤、輸液セット、固定器具、患者監視モニター等、冷温蔵庫、オゾン発生装置
ブーム付多目的車	瀬戸内12号車	岡山800は18-86	R. 5	4	5,120	A2	2.00	水槽 900ℓ、CAFS、泡消火薬剤 60ℓ、13.7mブーム、筒先（エコファイターノズル、クアドラノズル）、空気呼吸器、三連梯子、投光器、消防用ホース	

所属	車両名	名称	登録番号	車両年式	原動機性能		ポンプ性能		積載資機材
					気筒数	排気量	級別	規格放水量	
消防本部 (消防署)	連絡車	瀬戸内14号車	岡山480て71-69	R.1	4	650			放送設備
	ポンプ車	瀬戸内15号車	岡山800す-16	H.16	4	4890	A2	2.00	可搬ポンプ一式(C-1)、二連梯子、消防用ホース、空気呼吸器、投光器、発電機、電動ホースカー、筒先(クアドラノズル、フログガン) ジェットシューター
	救助工作車	瀬戸内16号車	岡山800は7-62	H.16	6	6400			一般救助器具、重量物排除器具、切断用器具、破壊用器具、測定用器具、呼吸保護用器具、隊員保護用器具、水難救助用器具等
牛窓分駐所	ポンプ車	牛窓1号車	岡山800せ40-72	R.5	4	4000	A2	2.00	水槽600ℓ、CAFS泡消火薬液60ℓ、筒先、空気呼吸器、三連梯子、投光器、消防用ホース、エンジンカッター、電動ホースカー、ジェットシューター
	高規格救急車	牛窓2号車	岡山800せ29-87	R.3	4	2,480			気道確保器具一式、除細動器、気管挿管セット、人工呼吸器、薬剤、輸液セット、固定器具、患者監視モニター等、オゾン発生装置、冷温蔵庫
長船分駐所	ポンプ車	長船1号車	岡山800せ5-82	H.29	4	4000	A2	2.00	水槽600ℓ、CAFS泡消火薬液60ℓ、筒先、空気呼吸器、三連梯子、投光器、消防用ホース、ホースブリッジ、エンジンカッター、電動ホースカー、ジェットシューター
	高規格救急車	長船2号車	岡山800す73-99	H.24	6	3490			気道確保器具一式、除細動器、気管挿管セット、人工呼吸器、薬剤、輸液セット、固定器具、患者監視モニター等 静脈可視装置、オゾン発生装置、冷温蔵庫

5 消防団消防車両の状況

令和6年4月1日現在

所 属	車 両	プレート番号	登 録
団本部	指揮車	岡山 800 せ 37-62	R. 5. 3
団本部	多機能車	岡山 800 す 58-65	H. 22. 3
団本部	可搬積載車	岡山 800 す 14-00	H. 17. 2
団本部	防災活動車	岡山 880 あ 17-33	H29. 12
団本部	ポンプ車	岡山 800 す 87-95	H. 27. 2
牛窓分団第1部（東町）	可搬積載車	岡山 80 あ 19-11	H. 14. 12
牛窓分団第2部（関町）	可搬積載車	岡山 80 あ 15-70	H. 12. 12
牛窓分団第3部（中浦）	可搬積載車	岡山 800 せ 23-99	R. 2. 12
牛窓分団第4部（紺浦）	可搬積載車	岡山 880 あ 21-85	R. 2. 11
牛窓分団第5部（師楽）	可搬積載車	岡山 800 さ 30-01	H. 12. 2
牛窓分団第6部（幡）	可搬積載車	岡山 800 せ 41-17	R 5. 11
牛窓分団第7部（前島）	可搬積載車	岡山 880 あ 13-28	H. 26. 11
鹿忍分団第1部（西浜）	可搬積載車	岡山 800 せ 24-00	R. 2. 12
鹿忍分団第3部（野上）	可搬積載車	岡山 880 あ 20-26	R. 1. 11
鹿忍分団第4部（千手）	可搬積載車	岡山 80 あ 17-34	H. 13. 9
鹿忍分団第5部（西脇）	可搬積載車	岡山 80 あ 15-71	H. 12. 12
長浜分団第1部（奥浦）	可搬積載車	岡山 800 せ 41-16	R 5. 11
長浜分団第2部（小津）	可搬積載車	岡山 800 さ 30-02	H. 12. 2
長浜分団第3部（粟利郷）	可搬積載車	岡山 80 あ 19-10	H. 14. 12
邑久西分団第1部（邑久）	可搬積載車	岡山 800 せ 13-80	H. 31. 2
邑久西分団第2部（福田）	可搬積載車	岡山 800 す 56-77	H. 21. 12
邑久西分団第3部（今城）	可搬積載車	岡山 800 せ 35-44	R. 4. 11
邑久西分団第4部（豊原）	可搬積載車	岡山 800 す 56-79	H. 21. 12
邑久西分団第5部（笠加）	可搬積載車	岡山 800 す 42-45	H. 19. 12
邑久東分団第1部（本庄）	可搬積載車	岡山 800 せ 702	H. 30. 2
邑久東分団第2部（玉津）	可搬積載車	岡山 800 す 50-04	H. 20. 12
邑久東分団第3部（鍛冶谷）	可搬積載車	岡山 80 あ 17-33	H. 13. 9
邑久東分団第4部（瀬戸）	可搬積載車	岡山 800 す 56-37	H. 21. 12
邑久東分団第5部（浜）	可搬積載車	岡山 800 せ 31-41	R. 4. 3
美和分団	可搬積載車	岡山 800 さ 99-83	H. 16. 2
国府分団	可搬積載車	岡山 800 さ 85-14	H. 15. 3
行幸分団	可搬積載車	岡山 800 さ 99-84	H. 16. 2

6 消防本部（消防署）職員の定員・実員及び配置表

令和6年4月1日現在

階 級 区 分		消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	計	
定 員									100	
実 数			1	16	22	19	10	9	77	
実員 配置 列	消防 本部	消 防 長	1						1	
		次 長								
		総 務 課			2	4(2)	1(2)			7(4)
		警 防 課			2	2(7)	(4)	(1)	(3)	4(15)
		予 防 課			2	1	2	(3)	(1)	5(4)
		通信指令室			3	2	2(4)	(4)		7(8)
	消 防 署			7	9(6)	10(5)	8	7	41(11)	
分 駐 所				4	4	2	2	12		

注：() 内は兼務

7 消防団員の配置表

令和6年4月1日現在

人 数 区 分		団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本 部		1	2	7	0	2	1	0	13
牛 窓	牛窓分団			1	2	7	7	58	75
	鹿忍分団			1	2	4	8	29	44
	長浜分団			1	1	3	4	39	48
邑 久	邑久西分団			1	2	5	5	65	78
	邑久東分団			1	1	5	5	34	46
長 船	美和分団			1	1	1	4	22	29
	国府分団			1	1	1	4	30	37
	行幸分団			1	1	1	4	31	38
計		1	2	15	11	29	42	308	408

資料6 河川重要水防区域

吉井川水系（瀬戸内市関係分）

河川名	地先名 (水防管理団体)	区間			種別	重要 度	重要 理由	水防工工法		地 整 担 当 出 張 所	岡山県 担 当 県 民 局
		左右 岸	距離標	延長 (m)				工法	所要資材		
吉井川	瀬戸内市邑久町福山 (瀬戸内市)	左	6K970 ～ 7K420	450	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備 前 県 民 局
吉井川	瀬戸内市邑久町福中 (瀬戸内市)	左	9K300 ～ 9K400	(100)	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備 前 県 民 局
吉井川	瀬戸内市邑久町豆田 (瀬戸内市)	左	11K950 ～ 12K000	50	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備 前 県 民 局
吉井川	瀬戸内市長船町福岡 (瀬戸内市)	左	13K800 ～ 14K100	300	旧川跡	要	旧川跡	—	—	西大寺 出張所	備 前 県 民 局

注：() 内数値は重複区間

資料7 土砂災害警戒区域（急傾斜）

令和2年4月1日

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置		区域内の 要配慮者施設	避難場所
			町名	大字		
自然	I-317	国塩	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-318	善象	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-319	浜の谷	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-320	下庄	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-321	津行	牛窓町	長浜		牛窓町公民館長浜分館
自然	I-322	師楽	牛窓町	牛窓		金剛頂寺
自然	I-323	東谷	牛窓町	千手		千手コミュニティハウス
自然	I-324	千手	牛窓町	千手		千手コミュニティハウス
自然	I-325	野上	牛窓町	鹿忍		野上クラブ
自然	I-326	畑西	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
自然	I-327	鹿忍	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
自然	I-328	鹿忍中浦	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
自然	I-329	鹿忍西浦	牛窓町	鹿忍		牛窓町公民館鹿忍分館
自然	I-330	鹿忍東(A)	牛窓町	鹿忍		牛窓町公民館鹿忍分館
自然	I-331	紺浦(B)	牛窓町	牛窓		牛窓町公民館
自然	I-332	石木堂	牛窓町	牛窓		牛窓町公民館
自然	I-333	協和町(A)	牛窓町	牛窓		牛窓中学校
自然	I-334	綾浦	牛窓町	牛窓		牛窓町コミュニティセンター
自然	I-335	中浦(B)	牛窓町	牛窓		服部養老会永楽学園
自然	I-336	中浦(A)	牛窓町	牛窓		服部養老会永楽学園
自然	I-337	三軒屋	牛窓町	牛窓		服部養老会永楽学園
自然	I-338	丸山	牛窓町	牛窓		服部養老会永楽学園
自然	I-339	中浦東	牛窓町	牛窓		服部養老会永楽学園
自然	I-340	関町(A)	牛窓町	牛窓		本蓮寺
自然	I-341	関町(B)	牛窓町	牛窓		本蓮寺
自然	I-342	大浦	牛窓町	牛窓		妙福寺
自然	I-343	東町(A)	牛窓町	牛窓		妙福寺
自然	I-344	東町(B)	牛窓町	牛窓		妙福寺
自然	I-345	関町東	牛窓町	牛窓	あいの光医院・牛窓	本蓮寺
自然	I-346	西町	牛窓町	牛窓		妙福寺
自然	I-347	本町	牛窓町	牛窓		妙福寺
自然	I-348	鹿忍東(B)	牛窓町	鹿忍		牛窓町公民館鹿忍分館
自然	I-349	紺浦(A)	牛窓町	牛窓		牛窓中学校
自然	I-350	新浜	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
自然	I-351	沖	牛窓町	鹿忍		牛窓町公民館鹿忍分館
自然	I-352	馬立	牛窓町	牛窓		牛窓中学校
自然	I-353	子父雁	牛窓町	鹿忍		牛窓町公民館鹿忍分館
自然	I-2074	協和町(B)	牛窓町	牛窓		牛窓中学校
自然	II-85	国塩	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	II-86	小津	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-2076	粟利郷	牛窓町	長浜		牛窓北小学校
自然	I-354	山根	邑久町	箕輪		笠加コミュニティセンター
自然	I-355	下寺	邑久町	福谷		裳掛小学校

斜面区分	箇所番号	箇所名	位置		区域内の 要配慮者施設	避難場所
			町名	大字		
自然	I-356	裳掛	邑久町	虫明		裳掛小学校
自然	I-357	瀬戸東	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-358	浜西	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-359	浜	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-360	瀬溝(A)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-361	瀬溝(B)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-362	瀬溝(C)	邑久町	虫明	小規模多機能ホームかおり	邑久町漁業協同組合
自然	I-364	間口	邑久町	福谷	デイサービスかおり	裳掛小学校
自然	I-365	東谷	邑久町	本庄		瀬戸内市消防本部
自然	I-366	大土井	邑久町	本庄		瀬戸内市消防本部
自然	I-367	知尾(A)	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	I-368	知尾(B)	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	I-369	敷井	邑久町	尻海		玉津コミュニティセンター
自然	I-370	市場	邑久町	尻海		玉津小学校
自然	I-371	中東	邑久町	尻海		玉津小学校
自然	I-372	西浜	邑久町	尻海		玉津小学校
自然	I-373	西部	邑久町	尻海		玉津小学校
自然	I-2075	新町	邑久町	新町	裳掛児童館	裳掛小学校
自然	I-2103	上町	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-2104	円張	邑久町	豊原		豊原つどいの館
自然	I-2105	石仏	邑久町	本庄		瀬戸内市消防本部
自然	II-87	山の端	邑久町	下笠加		笠加コミュニティセンター
自然	II-88	中倉	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	II-89	間口	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	II-90	上町	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	II-91	瀬戸(A)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	II-92	瀬戸(B)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	II-93	瀬戸(C)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	II-94	瀬戸(D)	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	II-95	布浜	邑久町	虫明		裳掛小学校
自然	II-96	大橋	邑久町	豊原		豊原コミュニティセンター
自然	II-97	円張(A)	邑久町	豊原		豊原つどいの館
自然	II-98	円張(B)	邑久町	豊原		豊原つどいの館
自然	II-99	内沼	邑久町	下山田		邑久スポーツ公園
自然	II-100	大土井	邑久町	本庄		瀬戸内市消防本部
自然	II-101	知尾(A)	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	II-102	知尾(B)	邑久町	福谷		裳掛小学校
自然	II-103	敷井	邑久町	尻海		玉津コミュニティセンター
人工	II-5	間口	邑久町	福谷		裳掛小学校
人工	II-6	瀬戸	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
自然	I-374	西岡	長船町	磯上		磯上ふれあいプラザ
自然	I-375	大塚	長船町	磯上		磯上ふれあいプラザ
自然	I-376	宮下	長船町	土師		ゆめトピア長船
自然	II-104	門前	長船町	土師		ゆめトピア長船

資料8 急傾斜地崩壊危険区域（法律指定箇所）

令和元年12月24日現在

箇所番号	区域名	町名	大字	告示年月日	告示番号	面積(ha)
1	本町	牛窓町	牛窓	S45.1.20	32	5.400
54	紺浦	牛窓町	牛窓	S52.2.25	127	0.497
55	中浦	牛窓町	牛窓	S52.2.25	127	1.502
56	関町	牛窓町	牛窓	S52.2.25	127	0.511
57	関町東	牛窓町	牛窓	S52.2.25	127	0.220
58	東町	牛窓町	牛窓	S52.2.25	127	0.650
59	敷井	邑久町	尻海	S52.2.25	127	2.300
60	浜	邑久町	虫明	S52.2.25	127	0.550
61	西部	邑久町	尻海	S52.2.25	127	1.160
62	宮下	長船町	土師	S52.2.25	127	0.450
76	馬立	牛窓町	牛窓	S52.3.31	259	0.923
77	新浜	牛窓町	鹿忍	S52.3.31	259	0.745
78	協和町	牛窓町	牛窓	S52.3.31	259	0.656
88	師楽	牛窓町	牛窓	S53.7.4	531	0.374
89	善象	牛窓町	牛窓	S53.7.4	531	0.193
99	綾浦	牛窓町	牛窓	S54.3.31	295	0.200
100	鹿忍	牛窓町	鹿忍	S54.3.31	295	0.743
101	鹿忍中浦	牛窓町	鹿忍	S54.3.31	295	0.340
102	中浦東	牛窓町	牛窓	S54.3.31	295	0.390
120	鹿忍西浦	牛窓町	鹿忍	S54.12.28	1078	0.180
121	丸山	牛窓町	牛窓	S54.12.28	1078	0.113
55-1	中浦	牛窓町	牛窓	S55.3.31	318	0.132
125	浜の谷	牛窓町	長浜	S55.3.31	318	0.410
126	下庄	牛窓町	長浜	S55.3.31	318	0.255
60-1	浜	邑久町	虫明	S55.3.31	318	0.706
141	石木道	牛窓町	牛窓	S56.3.13	193	0.326
148	間口	邑久町	福谷	S56.3.31	298	1.980
54-1	紺浦	牛窓町	牛窓	S57.3.31	362	0.470
58-1	東町	牛窓町	牛窓	S57.3.31	362	0.060
165	浜西	邑久町	虫明	S57.3.31	362	0.420
177	野上	牛窓町	鹿忍	S58.3.31	360	0.160
178	千手	牛窓町	千手	S58.3.31	360	0.400
148-1	間口	邑久町	福谷	S58.3.31	360	0.250
179	中東	邑久町	尻海	S58.3.31	360	0.650
265	国塩	牛窓町	長浜	S59.9.26	806	0.363
291	鹿忍東	牛窓町	鹿忍	S63.3.31	319	0.112
351	沖	牛窓町	鹿忍	H4.4.24	338	0.455
352	新町	邑久町	虫明	H4.4.24	338	0.060
1-1	本町	牛窓町	牛窓	H5.1.29	51	0.110
120-1	鹿忍西浦	牛窓町	鹿忍	H5.1.29	51	0.087
381	船戸	牛窓町	牛窓	H5.1.29	51	1.846
382	鹿忍東奥の谷	牛窓町	鹿忍	H5.1.29	51	0.460

箇所 番号	区 域 名	町 名	大 字	告示年月日	告示番号	面積(ha)
402	塩屋	邑久町	虫明	H5. 3. 23	201	0. 353
411	大浦	牛窓町	牛窓	H6. 3. 4	130	0. 195
412	栗利郷	牛窓町	長浜	H6. 3. 4	130	0. 237
413	瀬戸	邑久町	虫明	H6. 3. 4	130	0. 241
78-1	協和町	牛窓町	牛窓	H8. 2. 23	126	0. 049
102-1	中浦東	牛窓町	牛窓	H9. 1. 10	9	0. 179

資料9 土砂災害警戒区域（土石流）および土石流危険渓流

平成31年4月1日

渓流番号	渓流名	渓流所在地		区域内の 要配慮者施設	避難場所
		町名	大字		
I-02001	弁天谷	牛窓町	長浜		牛窓町公民館長浜分館
I-02002	矢寄谷	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
I-02003	矢寄北谷	牛窓町	鹿忍		牛窓西小学校
I-03001	上笠加川	邑久町	上笠加	てのひらの家デイサービスセンター	笠加コミュニティセンター
I-03002	布浜川	邑久町	虫明		裳掛小学校
I-03006	五助谷川	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
I-03009	上町西谷	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
I-03010	間口川	邑久町	福谷		裳掛小学校
I-03011	浅井谷川	邑久町	庄田		瀬戸内市消防本部
I-03012	東谷	邑久町	東谷		豊原コミュニティセンター
I-03014	円張西谷	邑久町	豊原		豊原つどいの館
I-03015	円張川	邑久町	豊原		豊原つどいの館
I-03016	円張東谷	邑久町	豊原		豊原つどいの館
I-03018	西谷川	邑久町	上山田		邑久スポーツ公園
I-03019	源内川	邑久町	本庄		瀬戸内市消防本部
I-03020	生塚北川	邑久町	尻海		玉津コミュニティセンター
II-03003	東白谷	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
II-03004	新川	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
II-03005	瀬戸北谷	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
II-03007	新川西谷	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
II-03008	尾副川	邑久町	虫明		邑久町漁業協同組合
II-03013	大橋谷	邑久町	豊原		豊原コミュニティセンター
II-03017	高山谷	邑久町	下山田		本庄コミュニティセンター
I-04001	西谷	長船町	飯井		和田久保地域交流サロン
I-04002	本村東谷	長船町	東須恵		美和小学校
I-04003	幸田川	長船町	東須恵		美和小学校
I-04004	井尻谷	長船町	東須恵		美和小学校
I-04005	久保谷	長船町	東須恵		美和小学校
I-04006	久保東谷	長船町	東須恵		美和小学校
I-04007	花尻東谷	長船町	西須恵		西須恵コミュニティセンター
II-04008	花尻西谷	長船町	西須恵		西須恵コミュニティセンター

資料 10 土砂災害警戒区域等一覧表

地区	大字	箇所番号	自然現象の種類	土砂災害		告示年月日	基礎調査番号	
				警戒区域	特別警戒区域			
牛窓地域	牛窓	1	212K 牛窓町牛窓 001	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-322
		2	212K 牛窓町牛窓 002	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-331
		3	212K 牛窓町牛窓 003	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-332
		4	212K 牛窓町牛窓 004	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-333
		5	212K 牛窓町牛窓 005	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-334
		6	212K 牛窓町牛窓 006	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-335
		7	212K 牛窓町牛窓 007	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-336
		8	212K 牛窓町牛窓 008	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-337
		9	212K 牛窓町牛窓 009	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-338
		10	212K 牛窓町牛窓 010	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-339
		11	212K 牛窓町牛窓 011	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-340
		12	212K 牛窓町牛窓 012	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-341
		13	212K 牛窓町牛窓 013	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-342
		14	212K 牛窓町牛窓 014	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-343
		15	212K 牛窓町牛窓 015	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-344
		16	212K 牛窓町牛窓 016	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.5	I-345
		17	212K 牛窓町牛窓 017	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-346
		18	212K 牛窓町牛窓 018	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-347
		19	212K 牛窓町牛窓 019	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-349
		20	212K 牛窓町牛窓 020	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-352
	21	212K 牛窓町牛窓 021	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-2074	
	22	212K 牛窓町鹿忍 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-353	
	23	212K 牛窓町鹿忍 002	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-325	
	24	212K 牛窓町鹿忍 003	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-326	
	25	212K 牛窓町鹿忍 004	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-327	
	26	212K 牛窓町鹿忍 005	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-328	
	27	212K 牛窓町鹿忍 006	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-329	
	28	212K 牛窓町鹿忍 007	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-330	
	29	212K 牛窓町鹿忍 008	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-348	
	30	212K 牛窓町鹿忍 009	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-350	
	31	212K 牛窓町鹿忍 010	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-351	
	32	212D 牛窓町鹿忍 001	土石流	○	○	H31.02.8	I-02002	
	33	212D 牛窓町鹿忍 002	土石流	○	—	H19.01.30	I-02003	
	34	212K 牛窓町千手 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-323	
	35	212K 牛窓町千手 002	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-324	
	36	212K 牛窓町長浜 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	I-321	
	37	212K 牛窓町長浜 002	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-317	
	38	212K 牛窓町長浜 003	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-318	
	39	212K 牛窓町長浜 004	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-319	
	40	212K 牛窓町長浜 005	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-320	
	41	212K 牛窓町長浜 006	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-2076	
	42	212K 牛窓町長浜 007	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	II-85	
	43	212K 牛窓町長浜 008	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.02.8	II-86	

		44	212K 牛窓町長浜 009	土石流	○	—	H20.02.01	国塩-3
		45	212D 牛窓町長浜 001	土石流	○	—	H20.02.01	I-02001
邑久地域	豊原	46	212K 邑久町豊原 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-2104
		47	212K 邑久町豊原 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-96
		48	212K 邑久町豊原 003	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-97
		49	212K 邑久町豊原 004	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-98
		50	212D 邑久町豊原 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03014
		51	212D 邑久町豊原 002	土石流	○	—	H19.01.30	I-03015
		52	212D 邑久町豊原 003	土石流	○	○	R3.3.5	I-03016
		53	212D 邑久町豊原 004	土石流	○	—	H21.12.25	II-03013
	東谷	54	212D 邑久町東谷 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03012
	本庄	55	212K 邑久町本庄 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-365
		56	212K 邑久町本庄 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-366
		57	212K 邑久町本庄 003	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-2105
		58	212D 邑久町本庄 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03019
	箕輪	59	212K 邑久町箕輪 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-354
	上笠加	60	212D 邑久町上笠加 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03001
	下笠加	61	212K 邑久町下笠加 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-87
	上山田	62	212D 邑久町上山田 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03018
	下山田	63	212K 邑久町下山田 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-99
		64	212D 邑久町下山田 001	土石流	○	—	H21.12.25	II-03017
	庄田	65	212D 邑久町庄田 001	土石流	○	○	R3.3.5	I-03011
	尻海	66	212K 邑久町尻海 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-372
		67	212K 邑久町尻海 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-373
		68	212K 邑久町尻海 003	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-369
		69	212K 邑久町尻海 004	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-370
		70	212K 邑久町尻海 005	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-371
		71	212K 邑久町尻海 006	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-100
		72	212K 邑久町尻海 007	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-103
		73	212D 邑久町尻海 001	土石流	○	○	H31.2.8	I-03020-1
	74	212D 邑久町尻海 002	土石流	○	○	H31.2.8	I-03020-2	
	福谷	75	212K 邑久町福谷 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-355
		76	212K 邑久町福谷 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-367
		77	212K 邑久町福谷 003	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-368
78		212K 邑久町福谷 004	急傾斜地の崩壊	○	○	R3.3.5	I-364	
79		212K 邑久町福谷 005	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-5	
80		212K 邑久町福谷 006	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-88	
81		212K 邑久町福谷 007	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-89	
82		212K 邑久町福谷 008	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-101	
83		212K 邑久町福谷 009	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-102	
84		212D 邑久町福谷 001	土石流	○	—	H20.02.01	I-03010	
虫明	85	212K 邑久町虫明 001	急傾斜地の崩壊	○	—	H20.02.01	I-356	
	86	212K 邑久町虫明 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-2103	
	87	212K 邑久町虫明 003	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-357	
	88	212K 邑久町虫明 004	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-358	
	89	212K 邑久町虫明 005	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-359	
	90	212K 邑久町虫明 006	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-360	
	91	212K 邑久町虫明 007	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-361	
	92	212K 邑久町虫明 008	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-362	

		93	212K 畠久町虫明 009	急傾斜地の崩壊	○	—	H21.02.10	I-2075
		94	212K 畠久町虫明 010	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-6
		95	212K 畠久町虫明 011	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-90
		96	212K 畠久町虫明 012	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-91
		97	212K 畠久町虫明 013	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-92
		98	212K 畠久町虫明 014	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-93
		99	212K 畠久町虫明 015	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-94
		100	212K 畠久町虫明 016	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-95
		101	212D 畠久町虫明 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-03002
		102	212D 畠久町虫明 002	土石流	○	—	H19.01.30	I-03006
		103	212D 畠久町虫明 003	土石流	○	○	H31.2.8	II-03003
		104	212D 畠久町虫明 004	土石流	○	○	H31.2.8	II-03004-1
		105	212D 畠久町虫明 005	土石流	○	○	H31.2.8	II-03004-2
		106	212D 畠久町虫明 006	土石流	○	—	H21.12.25	II-03005
		107	212D 畠久町虫明 007	土石流	○	—	H21.12.25	II-03007
		108	212D 畠久町虫明 008	土石流	○	○	H31.2.8	II-03008
長 船 地 域	土師	109	212K 長船町土師 001	急傾斜地の崩壊	○	—	H20.02.01	I-376
		110	212K 長船町土師 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	II-104
	磯上	111	212K 長船町磯上 001	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-374
		112	212K 長船町磯上 002	急傾斜地の崩壊	○	○	H31.2.8	I-375
	西須恵	113	212D 長船町西須恵 001	土石流	○	○	R3.3.5	I-04007
		114	212D 長船町西須恵 002	土石流	○	○	H31.2.8	II-04008
	東須恵	115	212D 長船町東須恵 001	土石流	○	—	H19.01.30	I-04002
		116	212D 長船町東須恵 002	土石流	○	—	H19.01.30	I-04003
		117	212D 長船町東須恵 003	土石流	○	—	H19.01.30	I-04004
		118	212D 長船町東須恵 004	土石流	○	—	H19.01.30	I-04006
		119	212D 長船町東須恵 005	土石流	○	—	H20.02.01	I-04005
飯井	120	212D 長船町飯井 001	土石流	○	○	R3.3.5	I-04001	
	121	212D 長船町飯井 002	土石流	○	○	H31.2.8	a	

資料 1 1 砂防指定地（法律指定箇所）

平成 31 年 4 月 1 日現在

水系級	水系名	溪流名	町名	大字	告示年月日	告示番号
1 級	吉井川	笹平川	牛窓町	鹿忍	S44. 2. 26	建 00416
2 級	幸崎川	新池川	牛窓町	千手	S44. 2. 26	建 00416
2 級	幸崎川	千手川	牛窓町	千手	S43. 2. 17	建 00199
その他	その他	鹿忍川	牛窓町	鹿忍	S43. 2. 17	建 00199
その他	その他	長坂川	牛窓町	鹿忍	S27. 9. 17	建 01227
その他	その他	半田川	牛窓町	長浜	S53. 1. 28	建 00064
1 級	吉井川	サザラシ川	邑久町	尻海	S38. 8. 16	建 02099
1 級	吉井川	円張川	邑久町	豊原	S27. 5. 13	建 00544
1 級	吉井川	円張川	邑久町	豊原	S58. 3. 23	建 00755
1 級	吉井川	玉津川	邑久町	尻海	S41. 10. 20	建 03497
1 級	吉井川	源内川	邑久町	本庄	S43. 2. 17	建 00199
1 級	吉井川	佐井田川	邑久町	本庄	S39. 9. 21	建 02722
1 級	吉井川	舟原谷川	邑久町	下山田	S36. 2. 22	建 00223
1 級	吉井川	西谷川	邑久町	上山田	S38. 8. 16	建 02099
1 級	吉井川	浅井谷川	邑久町	庄田	S33. 1. 18	建 00071
1 級	吉井川	浅井谷川	邑久町	庄田	S56. 4. 30	建 00955
1 級	吉井川	中谷川	邑久町	庄田	S42. 3. 31	建 01020
1 級	吉井川	長谷川	邑久町	豊原	S29. 7. 9	建 01255
1 級	吉井川	長谷川	邑久町	豊原	S63. 8. 25	建 01809
1 級	吉井川	渡内川	邑久町	庄田・尻海	S37. 11. 10	建 02822
1 級	吉井川	渡内川	邑久町	庄田・尻海	S55. 3. 29	建 00681
1 級	吉井川	渡内川支川	邑久町	尻海	S53. 7. 18	建 01199
1 級	吉井川	東谷川	邑久町	東谷	S42. 3. 31	建 01020
1 級	吉井川	白坂川	邑久町	庄田	S39. 9. 21	建 02722
1 級	吉井川	福原谷川	邑久町	豊原	S38. 8. 16	建 02099
1 級	吉井川	北ノ坊川	邑久町	庄田	S47. 3. 3	建 00305
1 級	吉井川	明見川	邑久町	大上井	S37. 12. 5	建 02990
2 級	奥山川	奥山川	邑久町	福谷	S38. 4. 5	建 01176
2 級	奥山川	花ヶ谷川	邑久町	福谷	S40. 7. 5	建 01698
2 級	奥山川	八反川	邑久町	福谷	S45. 10. 3	建 01457
その他	その他	新川	邑久町	虫明	S38. 8. 16	建 02099
その他	その他	西川	邑久町	虫明	S24. 2. 18	建 00109
その他	その他	西川	邑久町	虫明	S43. 2. 17	建 00199
その他	その他	知尾川	邑久町	福谷	S56. 4. 30	建 00955
その他	その他	尾副川	邑久町	虫明	S31. 11. 10	建 01782
その他	その他	尾副川	邑久町		H10. 7. 16	建 01481
その他	その他	布浜川	邑久町	虫明	S38. 8. 16	建 02099
その他	その他	敷井川	邑久町	庄田	S41. 10. 20	建 03497
その他	その他	敷井川	邑久町	庄田	S50. 3. 6	建 00229
その他	その他	敷井川支川	邑久町	尻海	S50. 3. 6	建 00229
その他	その他	麻山川	邑久町	福谷	S40. 7. 5	建 01698
その他	その他	尾副川	邑久町		S38. 8. 16	建 01481

水系級	水系名	溪流名	町名	大字	告示年月日	告示番号
1級	吉井川	アシ谷川	長船町	磯上	S38.8.16	建 02099
1級	吉井川	伊坂谷川	長船町	磯上	S33.1.18	建 00071
1級	吉井川	伊坂谷川支川	長船町	磯上	S52.4.23	建 00747
1級	吉井川	磯上川	長船町	磯上	S25.9.1	建 01022
1級	吉井川	笹ヶ谷川	長船町	磯上	S41.10.20	建 03497
1級	吉井川	四の谷川	長船町	東須恵	S38.8.16	建 02099
1級	吉井川	赤井川	長船町	東須恵	H5.3.25	建 00944
1級	吉井川	油杉川	長船町	磯上	S29.7.9	建 01255

資料 1 2 山腹崩壊危険地区（農林水産省林野庁所管）

平成 31 年 4 月 1 日現在

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位 置		保安林 の指定
			大 字	字	
備前県民局	212-001-001	紺浦	牛窓町牛窓	紺浦	無
備前県民局	212-001-002	紺浦舟戸馬立	牛窓町牛窓	紺浦	無
備前県民局	212-001-003	協和町	牛窓町牛窓	協和町	無
備前県民局	212-001-004	師楽	牛窓町牛窓	師楽	有
備前県民局	212-001-005	前島	牛窓町牛窓	尾台	無
備前県民局	212-001-006	幡	牛窓町牛窓	幡	有
備前県民局	212-001-007	北浦	牛窓町牛窓	北浦	無
備前県民局	212-001-008	島の前	牛窓町牛窓	前島	無
備前県民局	212-001-009	師楽西	牛窓町牛窓	師楽	有
備前県民局	212-002-001	子父雁	牛窓町鹿忍	子父雁	無
備前県民局	212-002-002	西脇矢寄	牛窓町鹿忍	西脇	無
備前県民局	212-002-003	新浜	牛窓町鹿忍	新浜	無
備前県民局	212-002-004	大向	牛窓町鹿忍	大向	有
備前県民局	212-002-005	中浦	牛窓町鹿忍	中浦	無
備前県民局	212-002-006	沖	牛窓町鹿忍	沖	無
備前県民局	212-002-007	野上西	牛窓町鹿忍	野上	有
備前県民局	212-002-008	小馬南	牛窓町鹿忍	西脇	無
備前県民局	212-002-009	西脇北谷	牛窓町鹿忍	西脇	無
備前県民局	212-002-010	二塚北	牛窓町鹿忍		無
備前県民局	212-002-011	二塚南	牛窓町鹿忍		無
備前県民局	212-002-012	大向西	牛窓町鹿忍	大向	有
備前県民局	212-003-001	千手	牛窓町千手		無
備前県民局	212-008-001	峨城山	邑久町上笠加		無
備前県民局	212-009-001	石堂	邑久町上山田	石堂	無
備前県民局	212-009-002	墓ノ谷	邑久町上山田	墓ノ谷	無
備前県民局	212-009-003	長谷	邑久町上山田	長谷	有
備前県民局	212-009-004	城山	邑久町上山田	城山	有
備前県民局	212-010-001	水谷	邑久町北池	水谷	無
備前県民局	212-011-001	西谷	邑久町北島	西谷	無
備前県民局	212-012-001	荒神殿	邑久町下笠加	荒神殿	有
備前県民局	212-013-001	池之上	邑久町下山田	池之上	無
備前県民局	212-013-002	角林	邑久町下山田	宮山	有
備前県民局	212-013-004	大向後山	邑久町下山田	大向後山	無
備前県民局	212-014-001	高介上	邑久町庄田	高介上	無
備前県民局	212-014-002	線香坊	邑久町庄田	線香坊	有
備前県民局	212-014-003	浅井谷口	邑久町庄田	浅井谷口	有
備前県民局	212-014-004	新池	邑久町庄田	新池	有
備前県民局	212-015-001	奥ノ谷	邑久町尻海	奥ノ谷	有
備前県民局	212-015-002	サザラシ	邑久町尻海	サザラシ	無
備前県民局	212-015-003	三谷池尻	邑久町尻海	三谷池尻	有
備前県民局	212-015-004	登りコウゲ	邑久町尻海	登りコウゲ	無
備前県民局	212-015-005	高山	邑久町尻海	高山	有
備前県民局	212-015-006	真奥	邑久町尻海	真奥	有
備前県民局	212-015-007	尻海通り山	邑久町尻海	尻海通り山	有
備前県民局	212-015-008	池尻	邑久町尻海	池尻	有

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置		保安林 の指定
			大字	字	
備前県民局	212-017-001	東山	邑久町豊原	東山	有
備前県民局	212-019-001	向山	邑久町東谷	向山	有
備前県民局	212-020-001	福谷通り山	邑久町福谷	通り山	無
備前県民局	212-020-002	麻山	邑久町福谷	麻山	無
備前県民局	212-020-003	猪瀧谷	邑久町福谷	猪瀧谷	無
備前県民局	212-020-004	間谷知尾	邑久町福谷	間谷	無
備前県民局	212-020-005	間谷	邑久町福谷	間谷	無
備前県民局	212-020-006	小馬様	邑久町福谷	小馬様	有
備前県民局	212-020-007	永知谷	邑久町福谷	永知谷	無
備前県民局	212-020-008	笹柳	邑久町福谷	笹柳	無
備前県民局	212-020-009	田鴻浦谷口	邑久町福谷	田鴻浦谷口	有
備前県民局	212-020-010	須輪ノ谷	邑久町福谷	須輪ノ谷	無
備前県民局	212-024-001	水落	邑久町本庄	水落	無
備前県民局	212-024-002	西山	邑久町本庄	西山	無
備前県民局	212-024-003	岩端	邑久町本庄	岩端	無
備前県民局	212-024-004	岩崎	邑久町本庄	岩崎	有
備前県民局	212-024-005	土佐	邑久町本庄	土佐	無
備前県民局	212-026-001	箕輪甲山	邑久町箕輪	甲山	有
備前県民局	212-027-001	築地山	邑久町向山	築地山	無
備前県民局	212-028-001	畔谷	邑久町虫明	畔谷	有
備前県民局	212-028-002	皇子谷	邑久町虫明	皇子谷	無
備前県民局	212-028-003	瀬戸	邑久町虫明	瀬戸	無
備前県民局	212-028-004	常元	邑久町虫明	常元	有
備前県民局	212-028-005	藪奥	邑久町虫明	藪奥	有
備前県民局	212-028-006	大貝搔	邑久町虫明	大貝搔	有
備前県民局	212-028-007	布浜セド山	邑久町虫明	布浜セド山	無
備前県民局	212-028-008	長島	邑久町虫明	日出	無
備前県民局	212-028-009	瀬溝	邑久町虫明	瀬溝	有
備前県民局	212-028-010	黒井	邑久町虫明	黒井	有
備前県民局	212-028-011	瀬溝1	邑久町虫明	瀬溝	有
備前県民局	212-028-012	大平山	邑久町虫明		無
備前県民局	212-030-001	別当	邑久町山田庄	別当	無
備前県民局	212-031-001	祇園南	邑久町山手	祇園南	無
備前県民局	212-032-001	新田	長船町飯井	新田	無
備前県民局	212-032-002	東谷	長船町飯井	東谷	無
備前県民局	212-032-003	飯井西谷	長船町飯井	大久保	無
備前県民局	212-033-001	西岡	長船町磯上	西岡	有
備前県民局	212-033-002	宮峠	長船町磯上	宮峠	無
備前県民局	212-033-003	油杉	長船町磯上	油杉	有
備前県民局	212-033-004	大塚	長船町磯上	大塚	有
備前県民局	212-034-001	稻荷山	長船町牛文	稻荷山	有
備前県民局	212-034-002	中町	長船町牛文	中町	有
備前県民局	212-036-001	尻無	長船町西須恵	尻無	有
備前県民局	212-036-002	西谷	長船町西須恵		無
備前県民局	212-037-001	門前	長船町土師	門前	有
備前県民局	212-037-002	宮下	長船町土師	宮下	有
備前県民局	212-037-003	東向	長船町土師	東向	有

資料 1 3 崩壊土砂流出危険地区（農林水産省林野庁所管）

平成 31 年 4 月 1 日現在

県民局名	危険地区 番 号	地 区 名	位 置		保安林 の指定
			大 字	字	
備前県民局	212-001-001	紺浦	牛窓町牛窓	紺浦	無
備前県民局	212-001-002	師楽	牛窓町牛窓	師楽	無
備前県民局	212-001-003	師楽西	牛窓町牛窓	師楽	有
備前県民局	212-002-001	西脇	牛窓町鹿忍	西脇	有
備前県民局	212-002-002	西脇長坂	牛窓町鹿忍	西脇	無
備前県民局	212-002-003	西脇矢寄	牛窓町鹿忍	西脇	無
備前県民局	212-002-004	西脇松竹	牛窓町鹿忍	西脇6746-1	有
備前県民局	212-002-005	子父雁	牛窓町鹿忍		有
備前県民局	212-002-006	深谷	牛窓町鹿忍		有
備前県民局	212-002-007	西脇東浦西	牛窓町鹿忍	西脇	有
備前県民局	212-002-008	西脇東浦東	牛窓町鹿忍	西脇	有
備前県民局	212-009-001	西ノ谷	邑久町上山田	西ノ谷	有
備前県民局	212-010-001	向谷	邑久町北池	向谷	有
備前県民局	212-010-002	鳥打	邑久町北池	鳥打	有
備前県民局	212-010-003	上ノ上	邑久町北池	上ノ山	有
備前県民局	212-011-001	轉軸	邑久町北島	轉軸	無
備前県民局	212-013-001	舟原	邑久町下山田	蜂の尾	無
備前県民局	212-013-002	大向	邑久町下山田	大向	無
備前県民局	212-014-001	白坂辻	邑久町庄田	白坂辻	有
備前県民局	212-014-002	鎌井谷	邑久町庄田	鎌井谷	有
備前県民局	212-014-003	庄田中谷	邑久町庄田	中谷	有
備前県民局	212-014-004	中ノ谷	邑久町庄田	中ノ谷	無
備前県民局	212-014-005	北ノ坊	邑久町庄田	北ノ坊	有
備前県民局	212-014-006	浅井谷	邑久町庄田	浅井谷	有
備前県民局	212-015-001	大土井西	邑久町尻海	大土井	無
備前県民局	212-015-002	大土井東	邑久町尻海	森明	有
備前県民局	212-015-003	構谷	邑久町尻海	構谷	有
備前県民局	212-015-004	サザラシ谷	邑久町尻海	サザラシ	有
備前県民局	212-015-005	尻海渡内	邑久町尻海	渡内	有
備前県民局	212-015-006	サザラシ南	邑久町尻海	サザラシ	有
備前県民局	212-015-007	大土井	邑久町尻海	大土井	有
備前県民局	212-015-008	飯角	邑久町尻海	大土井	無
備前県民局	212-017-001	中谷	邑久町豊原	中谷	有
備前県民局	212-017-002	円張東山	邑久町豊原	東山	有
備前県民局	212-017-003	福原谷	邑久町豊原	福原谷	有
備前県民局	212-017-004	円張中谷	邑久町豊原	中谷	有
備前県民局	212-017-005	東長谷	邑久町豊原	東中谷	有
備前県民局	212-019-001	長谷	邑久町東谷	長谷	有
備前県民局	212-020-001	奥山	邑久町福谷	奥山	有
備前県民局	212-020-002	花ヶ谷	邑久町福谷	花ヶ谷	有
備前県民局	212-020-003	小馬様	邑久町福谷	小馬様	有
備前県民局	212-020-005	中倉	邑久町福谷	中倉	無
備前県民局	212-020-006	ササナギ	邑久町福谷	ササナギ	無
備前県民局	212-020-007	八反北	邑久町福谷	八反	有
備前県民局	212-020-008	八反中	邑久町福谷	八反	有

県民局名	危険地区 番号	地区名	位置		保安林 の指定
			大字	字	
備前県民局	212-020-009	八反南	邑久町福谷	八反	有
備前県民局	212-020-010	小原西	邑久町福谷	小原	有
備前県民局	212-020-011	小原東	邑久町福谷	小原	有
備前県民局	212-020-012	猪瀧谷	邑久町福谷	猪瀧谷	無
備前県民局	212-020-013	福谷	邑久町福谷	間谷辻	有
備前県民局	212-020-014	知尾	邑久町福谷	知尾	有
備前県民局	212-020-015	間口	邑久町福谷	間口	有
備前県民局	212-020-016	前泊	邑久町福谷	前泊	無
備前県民局	212-024-001	佐井田口	邑久町本庄	佐井田口	有
備前県民局	212-024-002	岩崎	邑久町本庄	岩崎	有
備前県民局	212-028-001	黒井	邑久町虫明	黒井	有
備前県民局	212-028-002	尾福川	邑久町虫明	尾福川	無
備前県民局	212-028-003	清水	邑久町虫明	清水	有
備前県民局	212-028-004	大ヅリ	邑久町虫明	大ヅリ	有
備前県民局	212-028-005	間ヶ谷	邑久町虫明	間ヶ谷	無
備前県民局	212-028-006	治郎兵衛山	邑久町虫明	治郎兵衛山	有
備前県民局	212-031-001	真徳西	邑久町山手	真徳	無
備前県民局	212-031-002	真徳東	邑久町山手	真徳	有
備前県民局	212-032-001	西谷西	長船町飯井	西谷2153-1	有
備前県民局	212-032-002	西谷東	長船町飯井	西谷2539	有
備前県民局	212-032-003	東谷	長船町飯井	東谷2627	有
備前県民局	212-033-001	磯上	長船町磯上	伊坂3190-1	有
備前県民局	212-033-002	一二三谷西	長船町磯上	一二三谷3087-2	有
備前県民局	212-033-003	一二三谷南	長船町磯上	一二三谷	有
備前県民局	212-033-004	一二三谷北	長船町磯上	一二三谷	有
備前県民局	212-033-005	一二三谷東	長船町磯上	林ダニ3079	有
備前県民局	212-033-006	柏山下	長船町磯上	柏山2967	有
備前県民局	212-033-007	柏山上	長船町磯上	柏山	無
備前県民局	212-033-008	磯上伊坂峠	長船町磯上	伊坂峠南3188-1	有
備前県民局	212-033-009	大平	長船町磯上	大平3083	有
備前県民局	212-036-001	寺村	長船町西須恵	寺村2157	有
備前県民局	212-039-001	本村	長船町東須恵	本村888	有
備前県民局	212-039-002	矢谷	長船町東須恵	矢谷655	無
備前県民局	212-039-003	瀬戸	長船町東須恵	瀬戸	無
備前県民局	212-039-004	鎌井	長船町東須恵	鎌井	無

資料 1 4 異常気象時通行規制区間及び規制基準（県管理）

県民局	区面番号	路線名	位置	延長(km)	規制基準 1	規制基準 2	
					通行注意	通行止	通行止
備前	52	(一) 瀬西大寺線	邑久町本庄	0.15	路面上+1 cm	路面上+5 cm	
備前	53	(一) 虫明長浜線	邑久町福谷～邑久町敷井	1.90	連続 100mm	時間 40mm	連続 150mm
東備	68	(一) 寒河本庄岡山線	備前市穂浪～ 邑久町虫明	0.52	平均風速 13m/s 以上	平均風速 20m/s 以上	

資料 15 ため池等一覧表

資料 15-1 ため池一覧表

【牛窓地域】

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
1	吹尾谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.8	4	28	0.3	
2	北浦浜池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	3	14	0.1	
3	中ノ谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	30	0.3	
4	烏田池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	3	15	0.2	
5	鐘鑄場池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	12	0.2	
6	切谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	3	42	0.3	○
7	山中西池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	2	20	0.1	
8	師楽谷池西池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	3	21	0.1	
9	若宮池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	4	28	1.0	
10	師楽谷下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2.9	7	36	2.0	○
11	師楽谷上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	5	40	2.0	○
12	中蓮寺東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	11	0.2	
13	道祖峠池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.5	3	22	0.2	
14	小師楽東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	12	0.1	
15	小師楽下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2.5	5	40	3.0	○
16	小師楽上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2.6	6	44	3.0	○
17	鈴井上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	15	0.1	
18	鈴井上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	9	—	
19	鈴井下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.5	4	24	—	
20	莚江池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2.1	6	47	2.2	○
21	鈴井池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.9	4	30	3.0	○
22	大平池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	4	21	0.3	
23	大平池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	20	0.2	
24	蕪崎中池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	4	18	0.2	
25	蕪崎下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.5	3	29	—	
26	鈴井池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.4	3	24	0.3	
27	幡池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.4	3	35	1.0	
28	小池東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	3	39	0.2	
29	櫻田下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	25	0.1	
30	桜田池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.7	5	40	1.0	○
31	宿井池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.8	4	38	3.0	○
32	大浦大池	瀬戸内市牛窓町牛窓	28.9	6	68	11.0	○
33	古池西手池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	13	0.2	
34	鰻谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	3	17	0.1	
35	山中東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	18	0.4	
36	切谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.9	4	26	0.2	
37	切谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	7.5	9	42	3.0	○
38	切谷下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	6	18	5.0	○
39	越角池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.6	8	42	1.0	
40	薬師堂下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	5	31	2.0	○
41	薬師堂上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	4.9	6	38	4.0	○

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
42	大窪谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	13	0.1	
43	烏田池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	3	15	0.2	
44	太田ヶ坂池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	22	0.1	
45	僧都池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.8	4	22	0.1	
46	知田池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	18	0.1	
47	僧都池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.9	4	32	0.3	
48	知田上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	3	8	—	
49	知田下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	4	31	1.0	
50	尾形池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.0	5	29	1.0	○
51	古池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.4	4	41	2.0	
52	西浦池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	11	0.2	
53	尾形池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	17	0.1	○
54	新池	瀬戸内市牛窓町牛窓	3.2	5	38	4.0	○
55	夕ハ池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.8	3	25	0.1	
56	御堂池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.9	3	19	0.2	
57	御堂池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.7	3	32	—	
58	嶋前下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.7	2	34	0.4	
59	嶋前上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	20	0.3	
60	松山上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	38	1.0	○
61	松山下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	2	28	1.0	
62	島前池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.5	4	24	2.0	
63	小屋谷北池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	3	22	0.1	
64	小屋谷東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	2	21	0.2	
65	大沓抜中池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	13	0.1	
66	大沓抜西池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	3	19	—	
67	大沓抜東池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	4	19	0.3	
68	清水上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.1	2	25	2.0	
69	清水下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	1.4	4	33	2.0	○
70	立石池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	3	26	0.4	
71	尾台池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.3	3	30	1.0	
72	網代崎下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.2	3	23	0.1	
73	網代崎上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	0.4	2	19	0.3	
74	金ヶ崎池	瀬戸内市牛窓町牛窓	35.4	2	683	7.0	○
75	下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.2	4	37	2.0	○
76	上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.0	5	59	2.0	○
77	宮前池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	15	0.3	
78	門田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.1	4	46	1.0	○
79	半田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.3	3	18	0.2	
80	泉谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.5	4	37	1.0	○
81	芻池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.4	4	27	1.0	
82	嶋池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	11.0	4	69	5.0	○
83	宇治ヶ奥池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	13	0.3	
84	小谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6.4	6	64	3.0	○
85	勝負池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.9	5	29	2.0	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
86	勝負谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	35	0.2	
87	平松池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	3	16	0.1	
88	長谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.0	5	37	1.0	○
89	木串小池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3.0	4	35	1.0	
90	木串池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	23	2.0	
91	永倉池一番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	13	—	
92	永倉池二番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.6	2	26	—	
93	永倉池三番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	18	0.2	
94	永倉池四番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	20	—	
95	永倉池五番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	22	—	
96	永倉池六番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	15	—	
97	永倉池七番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.4	3	24	0.1	
98	永倉池八番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.8	3	36	0.5	
99	永倉池九番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	20	—	
100	永倉池十番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	15	0.1	
101	永倉池十一番池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	15	—	
102	寺山池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	3	38	0.3	○
103	百百池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3.5	4	43	2.0	
104	池の坊下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.0	3	22	2.0	○
105	池の奥下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5.7	5	50	7.0	○
106	池の奥上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3.2	4	64	7.0	
107	赤松池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.1	4	50	9.0	
108	赤松下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	3	20	0.1	
109	赤松中池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	3	26	0.2	
110	赤松上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	18	—	
111	赤松池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.4	3	29	0.1	
112	津々羅池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4.4	6	43	2.0	
113	禰井田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	13	0.1	
114	柀井田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	7.3	8	39	3.0	○
115	小狭間下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.0	5	39	2.0	
116	小狭間上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.7	5	43	2.0	
117	小狭間南池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.3	2	15	—	
118	小狭間北池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	18	—	
119	モミジ池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	10.6	5	39	4.0	
120	長尾池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.0	6	35	3.0	
121	長谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	4	24	0.2	
122	助塚上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	15	—	
123	長谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.6	4	20	0.5	
124	助谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.5	4	28	0.8	
125	助谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	3	13	—	
126	小馬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	4	30	0.4	
127	登々馬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	8.4	7	62	3.0	
128	鯛ノ浦池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	4	35	0.2	○
129	小馬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	9.7	6	65	7.0	
130	舛竹池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	3	21	0.1	
131	松竹池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6.6	7	68	3.0	○

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
132	切池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	7.1	6	37	3.0	○
133	上山池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	4	28	2.0	
134	ハス池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.7	7	24	2.0	
135	矢寄池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.0	6	60	2.0	○
136	長坂下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.4	6	57	1.0	○
137	長坂池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.5	5	26	0.2	
138	丘上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4.4	5	45	4.0	○
139	子父雁上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2.3	6	32	1.0	○
140	西脇東池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	4	18	—	
141	西脇西池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.4	4	21	0.1	
142	榊原池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	7	0.3	
143	上山中池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	4	18	—	
144	上山下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.9	3	25	—	
145	鹿歩瀬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.4	3	17	0.2	
146	鹿歩瀬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	3	17	0.1	
147	鹿歩瀬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	13	0.2	
148	大門外池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.3	3	27	0.2	
149	改地池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	14	0.1	○
150	北ノ坊池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	3	29	0.1	○
151	向イ池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	2	15	0.1	
152	狩野松西池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	3	15	0.2	
153	狩野松上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.2	3	16	—	
154	狩野松下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	1.1	5	34	1.0	○
155	狩野松東池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	0.1	2	9	—	
156	長尾池	瀬戸内市牛窓町千手	0.7	4	22	0.2	
157	奥ノ高下池一番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	19	—	
158	奥ノ高下池二番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.6	3	24	—	
159	奥ノ高下池三番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	2	20	0.2	
160	奥ノ高下池四番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.7	2	40	—	
161	長谷池	瀬戸内市牛窓町千手	5.6	4	54	3.0	○
162	池ノ奥池	瀬戸内市牛窓町千手	0.1	3	20	0.7	
163	暮石池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	3	25	0.2	
164	別所向池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	2	26	0.1	
165	別所向池	瀬戸内市牛窓町千手	0.4	3	17	0.1	
166	別所向池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	2	32	0.1	
167	新池	瀬戸内市牛窓町千手	3.2	4	47	2.0	○
168	勝負坂西池	瀬戸内市牛窓町千手	0.1	3	12	0.1	
169	勝負坂東池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	3	15	—	
170	岩ハザ池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	19	—	
171	山の中一番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	2	24	—	
172	山の中二番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.6	2	20	—	
173	山の中三番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.1	2	22	—	
174	山の中四番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.4	2	23	—	
175	山の中五番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.6	3	35	0.4	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点農業 用ため池
176	岩ハザ二番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	25	—	
177	岩ハザ三番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	24	—	
178	岩ハザ四番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.1	2	15	—	
179	岩ハザ五番池	瀬戸内市牛窓町千手	0.3	2	13	—	
180	ウツキ谷池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	29	0.1	
181	葉込辻池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	24	0.1	
182	六万坊西池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	3	14	—	
183	六万坊東池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	2	22	—	
184	円蔵谷池	瀬戸内市牛窓町千手	0.1	2	20	0.1	
185	六万坊池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	2	16	0.2	
186	山ノ中下池	瀬戸内市牛窓町千手	0.6	2	20	0.2	
187	山ノ中中池	瀬戸内市牛窓町千手	0.4	2	25	0.2	
188	山ノ中上池	瀬戸内市牛窓町千手	0.8	3	39	0.2	
189	山ノ中池	瀬戸内市牛窓町千手	1.0	4	20	1.0	
190	西後口東池	瀬戸内市牛窓町千手	0.2	2	22	0.1	
191	双子上池	岡山市東区上阿知	21.5	6	44	2.0	○
192	百町上池	岡山市東区上阿知	2.0	7	30	1.0	
193	百町中池	岡山市東区上阿知	0.8	4	29	1.0	
194	百町下池	岡山市東区上阿知	0.8	4	29	1.0	
195	道口池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.3	3	25	0.3	
196	道口池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.9	3	33	0.2	○
197	永田池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.6	5	42	1.0	○
198	湯ノ木池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.3	5	26	1.0	
199	水尻池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.1	4	46	1.0	○
201	永田上池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	13	—	
202	永田下池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.8	3	22	—	
203	大谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	3	13	0.1	
204	才ノ木東池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	3	22	0.2	
205	大谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.0	3	13	0.1	
206	才ノ木西池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	2	24	0.1	
207	小杓子池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.9	4	29	0.3	
208	半田池	瀬戸内市牛窓町長浜	16.0	7	79	4.0	○
209	眞方池	瀬戸内市牛窓町長浜	4.3	6	33	2.0	
210	大井奥池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.0	4	28	0.1	○
211	中池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.3	4	39	3.3	○
212	大井ノ池	瀬戸内市牛窓町長浜	5.9	3	63	3.0	○
213	春日池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.4	5	28	2.0	○
214	春日池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.3	3	23	0.4	
215	堂ノ前池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.8	4	53	1.0	○

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
216	田尾ノ上池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.6	5	26	0.1	
217	田尾池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.3	6	25	1.0	
218	新池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.6	4	35	2.0	
219	山ノ奥池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.6	5	35	3.0	
220	津なし下池	瀬戸内市牛窓町長浜	9.9	6	66	1.0	
221	津なし池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.0	4	55	1.0	
222	山ノ奥池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.5	4	32	0.7	
223	安松池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.2	4	37	1.0	
224	清水池	瀬戸内市牛窓町長浜	6.9	6	47	3.0	○
225	天場池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.2	4	27	3.0	○
226	奥田池	瀬戸内市牛窓町長浜	44.3	7	69	4.0	○
227	成竹上池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.0	4	21	—	
228	成竹下池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.0	5	27	—	
229	波佐古池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	2	17	0.1	○
230	松廻下池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.0	5	37	1.0	
231	小津股池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	3	19	0.1	
232	小津股池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.3	3	20	0.3	○
233	小津股池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	23	0.2	
234	蓮池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	2	18	0.1	
235	荒神元池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	2	15	0.1	
236	下谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.6	4	22	0.3	
237	安長池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	32	0.1	○
238	段口池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.8	4	28	1.0	
239	後谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	3	12	0.2	
240	撫ノ後池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.8	3	23	0.1	
241	松廻上池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	18	—	
242	龍雲名池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	18	0.1	
243	石橋池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.2	4	26	1.0	
244	清雲寺池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.2	4	16	0.2	
245	薬師谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.1	2	8	0.1	○
246	市村坂池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.4	3	36	0.3	○
247	市村池	瀬戸内市牛窓町長浜	14.7	5	88	3.5	○
248	笹場池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.1	4	33	2.0	○
249	荒神奥池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	2	18	0.1	
250	大谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.3	2	26	0.1	
251	三平池	瀬戸内市牛窓町長浜	42.9	7	87	10.0	○
252	下池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.6	5	33	10.0	○
253	卯末下池	瀬戸内市牛窓町長浜	0.2	3	23	1.0	
254	土橋池	瀬戸内市牛窓町長浜	3.4	4	33	2.0	
255	堀田池	瀬戸内市牛窓町長浜	1.0	5	24	0.2	

【邑久地域】

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
256	寺奥池	瀬戸内市邑久町山田庄	0.8	3	35	0.1	
257	井尻池	瀬戸内市邑久町山田庄	0.2	3	25	0.2	
258	グゼヤ池	瀬戸内市邑久町山田庄	1.4	4	33	0.4	○
259	東福寺下池	瀬戸内市邑久町山田庄	0.9	4	25	0.3	
260	亀ヶ原池	瀬戸内市邑久町山手	2.7	3	55	1.1	○
261	向池	瀬戸内市邑久町北池	4.0	5	90	2.0	
262	小池	瀬戸内市邑久町北池	1.0	3	42	4.3	○
263	大池	瀬戸内市邑久町北池	15.2	6	93	4.3	○
264	立石池	瀬戸内市邑久町上笠加	1.8	8	52	4.1	
265	東谷池	瀬戸内市邑久町東谷	5.1	7	60	0.3	○
266	大橋一番池	瀬戸内市邑久町豊原	4.4	6	58	1.0	○
267	大橋二番池	瀬戸内市邑久町豊原	7.0	8	48	2.0	○
268	円張三番池	瀬戸内市邑久町豊原	3.4	3	33	2.6	
269	円張二番池	瀬戸内市邑久町豊原	4.3	9	24	2.6	
270	円張一番池	瀬戸内市邑久町豊原	1.0	3	24	2.6	
271	舟原池	瀬戸内市邑久町下山田	2.0	5	35	1.1	○
272	遊場池	瀬戸内市邑久町下山田	0.5	3	18	0.1	
273	長福寺池	瀬戸内市邑久町下山田	1.9	7	50	2.9	
274	長谷北池	瀬戸内市邑久町上山田	0.5	3	16	0.1	
275	長谷一番池	瀬戸内市邑久町上山田	37.8	7	125	14.2	○
276	長谷三番池	岡山市東区下阿知	14.7	5	75	14.2	○
277	長谷四番池	岡山市東区下阿知	8.1	4	65	14.2	○
278	山川大池	瀬戸内市邑久町上山田	27.9	5	85	5.8	○
279	段畑池	瀬戸内市邑久町上山田	9.9	5	52	5.8	○
280	段畑東池	瀬戸内市邑久町上山田	0.4	3	17	0.1	
281	荒神谷池	瀬戸内市邑久町上山田	2.0	4	25	0.4	
282	栗ヶ奥池	瀬戸内市邑久町上山田	0.7	3	22	0.4	
283	アナ奥一番池	瀬戸内市邑久町上山田	0.4	3	24	0.3	
284	アナ奥二番池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	3	18	0.3	
285	オリノケ奥池	瀬戸内市邑久町上山田	0.3	3	18	0.2	○
286	墓ノ谷池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	3	17	0.3	○
287	是安池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6.8	3	58	18.1	○
288	宮ノ谷池	瀬戸内市邑久町上山田	0.7	5	27	0.3	
289	中尾西池	瀬戸内市邑久町上山田	0.7	4	20	0.2	
290	赤溝池	瀬戸内市邑久町上山田	0.1	3	15	3.7	
291	宮の谷上池	瀬戸内市邑久町上山田	0.7	4	33	3.7	
292	宮の谷下池	瀬戸内市邑久町上山田	1.3	4	40	3.3	○
293	宮ノ谷中池	瀬戸内市邑久町上山田	2.2	5	41	3.3	○
294	下ヶ市池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	2	14	0.4	
295	田代ヶ市池	瀬戸内市邑久町上山田	0.1	3	24	1.1	○
296	尾形上池	瀬戸内市邑久町上山田	0.4	3	24	0.4	○
297	氏名池	瀬戸内市邑久町上山田	0.3	3	12	0.1	
298	山ノ田二番池	瀬戸内市邑久町上山田	0.3	4	21	0.4	
299	山ノ田一番池	瀬戸内市邑久町上山田	0.3	2	15	0.4	
300	山ノ田四番池	瀬戸内市邑久町上山田	1.2	4	28	0.3	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
301	山ノ田三番池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	2	14	0.3	
302	段亀池	瀬戸内市邑久町上山田	0.5	3	18	0.3	
303	植松池	瀬戸内市邑久町本庄	1.0	5	29	2.0	
304	南氏名池	瀬戸内市邑久町上山田	2.0	5	34	2.0	○
305	友末下池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	2	19	0.2	
306	岩鍋池	瀬戸内市邑久町下山田	0.4	3	19	0.3	
307	後坂池	瀬戸内市邑久町下山田	0.8	3	34	0.6	○
308	後坂小池	瀬戸内市邑久町下山田	0.1	2	13	0.1	○
309	明治池	瀬戸内市邑久町本庄	0.4	4	36	2.2	
310	門前池	瀬戸内市邑久町本庄	0.5	3	28	0.6	
311	知後坂池	瀬戸内市邑久町本庄	0.4	3	35	1.1	
312	西藏防池	瀬戸内市邑久町本庄	1.1	3	28	1.0	
313	西谷池	瀬戸内市邑久町下山田	0.1	2	7	0.1	
314	平岩池	瀬戸内市邑久町下山田	0.2	3	8	0.1	
315	八国重池	瀬戸内市邑久町下山田	0.7	5	19	0.3	
316	山中池	瀬戸内市邑久町本庄	0.6	5	32	0.3	
317	光明坊池	瀬戸内市邑久町本庄	1.1	4	28	0.6	○
318	向の池	瀬戸内市邑久町本庄	0.7	5	14	0.3	
319	奥の池	瀬戸内市邑久町本庄	0.2	2	22	0.6	
320	尾の村池	瀬戸内市邑久町本庄	0.7	3	23	0.3	○
321	福谷池	瀬戸内市邑久町本庄	2.5	6	40	3.3	○
322	板替地池	瀬戸内市邑久町本庄	0.2	2	10	0.2	○
323	上の池	瀬戸内市邑久町本庄	1.3	6	29	1.2	
324	下の池	瀬戸内市邑久町本庄	2.7	5	33	3.0	
325	東谷池	瀬戸内市邑久町本庄	0.3	3	19	0.3	○
326	上の池	瀬戸内市邑久町本庄	0.7	6	26	0.3	○
327	大池	瀬戸内市邑久町本庄	2.4	4	34	0.4	○
328	フカトク池	瀬戸内市邑久町本庄	0.2	2	13	0.1	
329	赤井谷池	瀬戸内市邑久町本庄	1.9	4	32	0.3	○
330	下の谷池	瀬戸内市邑久町本庄	1.1	6	38	3.3	
331	鐘鋳場池	瀬戸内市邑久町本庄	0.2	4	20	0.3	
332	大平池	瀬戸内市邑久町本庄	0.2	3	21	0.1	
333	中尾東池	瀬戸内市邑久町上山田	0.2	4	22	0.3	
334	白カヤ下池	瀬戸内市邑久町上山田	0.1	4	19	0.4	
335	白カヤ池	瀬戸内市邑久町上山田	1.5	5	25	1.2	
336	王子谷池	瀬戸内市邑久町本庄	0.3	4	14	0.1	
337	大土井下の池	瀬戸内市邑久町本庄	0.4	3	27	1.2	
338	大土井上の池	瀬戸内市邑久町本庄	3.7	5	64	1.2	
339	源内池	瀬戸内市邑久町本庄	1.9	4	70	2.3	○
340	赤坂池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	2	16	0.1	
341	構谷池	瀬戸内市邑久町尻海	24.0	7	91	6.1	○
342	サザラシ池	瀬戸内市邑久町尻海	12.8	5	68	3.2	
343	中池	瀬戸内市邑久町尻海	17.6	7	66	3.4	
344	高助池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	3	23	0.8	
345	カベラ池	瀬戸内市邑久町尻海	4.3	9	36	2.2	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
346	カベラ東池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	10	0.1	
347	土橋池	瀬戸内市牛窓町長浜	2.0	5	29	2.0	
348	中濱池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	11	0.2	
349	江ノ山池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	11	0.1	
350	丸山池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	2	10	0.1	
351	才ノ峠池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	16	0.1	
352	黒町池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	6	27	0.3	
353	更谷西池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	14	0.1	
354	三谷池	瀬戸内市邑久町尻海	74.0	7	59	19.1	○
355	三谷西池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	24	0.1	
356	三谷東池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	26	0.1	
357	奥三谷西池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	16	0.3	
358	國木坂口池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	4	23	0.4	
359	國木坂奥池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	3	15	0.2	
360	開ノ谷池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	13	0.1	
361	工田西池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	6	0.1	
362	工田中池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	23	0.2	
363	工田小池	瀬戸内市邑久町庄田	0.7	3	25	1.2	
364	新池	瀬戸内市邑久町尻海	8.6	6	41	1.2	
365	強盗谷池	瀬戸内市邑久町庄田	0.4	3	20	0.3	
366	西辻池	瀬戸内市邑久町庄田	0.6	3	27	0.1	
367	北ノ坊辻池	瀬戸内市邑久町庄田	0.6	3	21	0.1	
368	北ノ坊池	瀬戸内市邑久町庄田	0.8	5	18	0.4	
369	白坂奥池	瀬戸内市邑久町庄田	0.0	3	13	0.5	
370	蓮池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	7	19	0.2	
371	白坂池	瀬戸内市邑久町庄田	4.0	5	58	2.0	
372	鎌井谷一番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	12	0.1	
373	鎌井谷二番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	12	0.1	
374	鎌井谷池	瀬戸内市邑久町庄田	3.0	5	40	2.0	
375	奥三谷東池	瀬戸内市邑久町尻海	0.5	4	21	0.3	
376	奥三谷上池	瀬戸内市邑久町尻海	0.6	3	12	0.3	
377	高山西下池	瀬戸内市邑久町尻海	0.8	3	20	0.2	
378	更谷北池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	13	0.4	
379	真奥の谷上池	瀬戸内市邑久町尻海	1.5	5	30	1.0	
380	更谷東池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	14	0.4	
381	更谷南池	瀬戸内市邑久町尻海	0.6	3	19	0.4	
382	田重浦池	瀬戸内市邑久町尻海	0.8	4	31	0.8	
383	ザブ池	瀬戸内市邑久町尻海	1.4	6	19	3.0	
384	後谷池	瀬戸内市邑久町尻海	2.9	5	34	2.2	
385	内池	瀬戸内市邑久町尻海	0.8	1	12	0.1	
386	ヤンマー池	瀬戸内市邑久町尻海	1.4	5	30	1.4	
387	西谷池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	2	7	0.1	
388	更谷池	瀬戸内市邑久町尻海	1.4	5	36	1.3	
389	東谷上池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	2	10	0.1	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
390	蟹形下池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	2	13	0.1	
391	蟹形池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	3	14	0.1	
392	尺当上池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	18	0.1	
393	真奥の谷下池	瀬戸内市邑久町尻海	1.2	4	36	1.0	
394	真奥の谷中池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	4	26	1.0	
395	五郎谷一番池	瀬戸内市邑久町尻海	1.2	4	24	0.1	
396	渡内四番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	4	12	0.3	
397	渡内三番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	3	23	0.2	
398	小芝池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	14	0.2	
399	渡内二番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	3	16	0.1	
400	渡内一番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.5	5	15	0.2	○
401	高山下池	瀬戸内市邑久町尻海	0.8	3	21	0.3	
402	渡内池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	2	6	0.3	○
403	池の内池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	3	15	2.0	○
404	池の内三番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	10	0.2	
405	小芝口下池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	12	0.2	
406	小芝二番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	2	20	0.2	
407	小芝四番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.4	3	20	0.2	
408	小芝口上池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	3	11	0.2	
409	小芝五番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	4	18	0.2	
410	小芝一番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	23	0.2	
411	池の内二番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	15	0.2	
412	池の内一番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	18	0.2	
413	南谷池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	21	0.1	
414	家ノ奥池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	6	0.1	
415	門ノ奥池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	17	0.2	
416	籠山池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	6	0.1	
417	中谷下池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	10	0.3	
418	中谷池	瀬戸内市邑久町庄田	8.0	7	56	1.1	○
419	浅井谷池	瀬戸内市邑久町庄田	13.5	8	53	10.2	○
420	丸田口池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	5	0.1	
421	古池	瀬戸内市邑久町庄田	213.0	3	35	7.2	
422	中池	瀬戸内市邑久町庄田	2.3	4	58	7.2	○
423	新池	瀬戸内市邑久町庄田	12.5	6	61	7.2	○
424	蟹ヶ谷池	瀬戸内市邑久町庄田	3.0	5	32	2.0	○
425	蟹ヶ谷下池	瀬戸内市邑久町庄田	0.4	3	10	0.2	
426	蟹ヶ谷上池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	8	0.1	
427	小芝奥池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	3	14	0.1	
428	蟹ヶ谷中池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	4	17	0.2	
429	大平13番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	2	15	0.1	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
430	大平池	瀬戸内市邑久町庄田	6.0	5	43	2.0	○
431	イシガリ池	瀬戸内市邑久町庄田	0.5	4	19	0.2	
432	大平15番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.5	4	21	0.2	
433	大平14番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	13	0.2	
434	大平12番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	4	13	0.2	
435	大平8番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	13	0.1	
436	大平9番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	4	17	0.2	
437	小芝6番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.2	3	18	0.3	
438	大平7番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	18	0.2	
439	大平6番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	19	0.2	
440	なめら池	瀬戸内市邑久町尻海	1.0	7	31	0.4	
441	大平4番池	瀬戸内市邑久町尻海	1.2	4	23	0.4	
442	大平1番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.2	3	15	0.4	
443	大平2番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	17	0.1	
444	大平5番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.5	4	26	0.2	
445	小芝13番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	4	33	0.4	
446	分谷北池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	10	0.2	
447	分谷池	瀬戸内市邑久町尻海	1.3	7	31	2.1	
448	茶臼池	瀬戸内市邑久町尻海	1.4	5	25	1.6	○
449	夫谷池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	15	0.3	
450	五郎谷2番池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	4	20	0.3	
451	登りコウゲ上池	瀬戸内市邑久町尻海	1.0	4	30	0.1	
452	登りコウゲ下池	瀬戸内市邑久町尻海	0.6	3	27	0.2	
453	大谷北池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	3	11	0.3	
454	大谷中池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	7	0.1	
455	大谷南池	瀬戸内市邑久町尻海	0.7	4	16	0.3	
456	抓西池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	14	0.1	
457	蝶黒池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	14	0.1	
458	片見奥池	瀬戸内市邑久町尻海	1.0	5	37	2.0	
459	又五郎谷池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	2	7	0.3	
460	大平11番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.1	3	15	0.1	
461	大平10番池	瀬戸内市邑久町庄田	0.3	3	9	0.3	
462	物又南池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	13	0.3	○
463	弥市ヶ谷池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	4	19	0.4	
464	牛岩池	瀬戸内市邑久町尻海	4.8	3	25	2.1	
465	ヲマン池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	3	7	0.1	
466	物又池	瀬戸内市邑久町尻海	0.4	5	24	1.2	
467	生塚池	瀬戸内市邑久町尻海	1.0	6	29	2.0	
468	六平谷池	瀬戸内市邑久町尻海	0.1	3	20	0.6	
469	又五郎谷辻池	瀬戸内市邑久町尻海	0.3	3	25	0.5	
470	生塚池	瀬戸内市邑久町福谷	0.3	4	16	0.4	

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
471	八平谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	2	6	0.2	
472	柳池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	3	14	0.4	
473	刈立原池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	3	10	0.2	
474	庄木谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.5	3	20	0.2	
475	間谷池	瀬戸内市邑久町福谷	2.2	7	36	1.1	○
476	田鴻浦谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.2	4	16	0.2	○
477	猪奥池	瀬戸内市邑久町福谷	5.3	7	30	2.2	○
478	野間谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.6	4	28	0.9	○
479	須輪ノ谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	4	8	0.2	
480	向谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.3	3	16	0.1	
481	甘草谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	2	9	0.1	
482	庄次谷小池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	2	8	0.1	
483	庄次谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.2	4	31	0.7	
484	小板谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.6	4	31	0.3	○
485	小板谷小池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	2	9	0.1	
486	幸谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.4	4	50	0.6	
487	幸谷上池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	2	20	0.7	
488	東坪木池	瀬戸内市邑久町福谷	1.3	5	22	0.3	
489	上々口池	瀬戸内市邑久町福谷	0.4	3	10	0.3	
490	梅ノ木池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	3	6	0.3	
491	今朝日池	瀬戸内市邑久町福谷	5.6	6	33	3.2	○
492	円光谷池	瀬戸内市邑久町福谷	6.8	7	29	2.1	○
493	道通池	瀬戸内市邑久町庄田	1.3	4	33	0.2	
494	奥山小池	瀬戸内市邑久町福谷	1.0	4	36	2.0	
495	湯通東池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	3	7	0.2	
496	奥山下池	瀬戸内市邑久町福谷	0.2	3	16	0.3	
497	奥山池	瀬戸内市邑久町福谷	27.7	9	73	13.2	○
498	奥山新池	瀬戸内市邑久町福谷	27.7	11	52	13.2	○
499	西長尾谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.0	2	16	0.5	
500	花ヶ谷奥池	瀬戸内市邑久町福谷	1.0	4	28	1.2	
501	花ヶ谷池	瀬戸内市邑久町福谷	1.0	4	44	2.0	○
502	小馬様池	瀬戸内市邑久町福谷	14.9	8	50	8.2	○
503	大谷池	瀬戸内市邑久町福谷	6.0	8	35	2.0	○
504	永知谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.2	3	17	0.5	
505	新池	瀬戸内市邑久町福谷	11.2	8	42	2.6	
506	笹柳中池	瀬戸内市邑久町福谷	3.3	5	47	3.2	
507	笹柳下池	瀬戸内市邑久町福谷	12.0	7	61	3.2	○
508	砂池	瀬戸内市邑久町福谷	16.2	9	72	4.6	○

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
509	延ヶ谷上池	瀬戸内市邑久町福谷	2.4	7	24	3.0	
510	延ヶ谷池	瀬戸内市邑久町福谷	4.6	6	45	3.1	○
511	中池	瀬戸内市邑久町福谷	5.5	6	65	4.5	○
512	道路次池	瀬戸内市邑久町福谷	5.0	5	61	1.1	○
513	五郎兵衛谷池	瀬戸内市邑久町福谷	0.1	3	7	0.2	
514	小原池	瀬戸内市邑久町福谷	32.0	7	116	12.5	○
515	畔谷誥池	瀬戸内市邑久町虫明	0.1	2	10	0.1	
516	池の奥誥池	瀬戸内市邑久町虫明	0.1	3	11	0.2	
517	池ノ奥池	瀬戸内市邑久町虫明	1.0	3	44	1.2	○
518	破砂池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	3	11	0.3	○
519	大越池	瀬戸内市邑久町虫明	3.3	8	48	4.2	
520	芦浦池	瀬戸内市邑久町虫明	0.7	5	32	1.0	
521	野深谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	1	10	0.2	
522	西扇池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	2	10	0.2	
523	東扇池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	3	15	0.3	○
524	弥谷下池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	3	15	0.2	
525	太田池	瀬戸内市邑久町虫明	0.4	3	18	0.3	
526	貝搔池	瀬戸内市邑久町虫明	0.4	3	23	0.3	○
527	番尺池	瀬戸内市邑久町虫明	1.0	7	35	0.2	
528	弥ヶ尻池	瀬戸内市邑久町虫明	3.1	8	32	0.2	
529	五輪谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.8	5	25	0.2	○
530	東小谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.2	4	14	0.7	
531	妙見池	瀬戸内市邑久町虫明	1.3	5	45	1.2	
532	大黒谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.1	2	9	0.1	
533	赤池	瀬戸内市邑久町虫明	2.0	5	24	1.3	
534	小平大谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.1	1	7	0.5	
535	なこも池	瀬戸内市邑久町虫明	0.4	3	24	0.5	
536	西奥池	瀬戸内市邑久町虫明	1.2	3	23	1.1	○
537	西奥上池	瀬戸内市邑久町虫明	1.3	3	21	1.1	○
538	布浜池	瀬戸内市邑久町虫明	0.1	3	20	0.1	
539	白谷池	瀬戸内市邑久町虫明	0.4	4	36	0.5	
540	双子下池	岡山市東区上阿知	12.6	6	61	2.0	○

【長船地域】

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
541	山根奥池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	3	30	—	
542	宮峠上池	瀬戸内市長船町磯上	1.6	4	82	1.0	○
543	宮峠下池	瀬戸内市長船町磯上	1.9	4	50	1.0	○
544	正明寺下池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	3	22	—	
545	正明寺上池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	4	18	—	○
546	鷺奥上池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	5	32	—	
547	鷺奥池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	5	26	—	
548	鷺奥下池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	4	21	0.5	○
549	正伝名池	瀬戸内市長船町磯上	5.0	4	83	2.0	
550	新池	瀬戸内市長船町磯上	38.1	6	140	3.0	○
551	産土池	瀬戸内市長船町磯上	49.1	7	191	30.0	○
552	小原池	瀬戸内市長船町磯上	4.0	6	38	—	○
553	寺坂池	瀬戸内市長船町磯上	1.0	5	42	—	
554	碑田池	瀬戸内市長船町磯上	28.8	9	165	12.4	○
555	花揃池	瀬戸内市長船町磯上	34.4	9	86	15.7	
556	柏山池	瀬戸内市長船町磯上	0.0	2	23	2.0	○
557	大塚前池	瀬戸内市長船町磯上	4.2	5	70	2.0	
558	大塚池	瀬戸内市長船町飯井	9.3	8	73	2.3	○
559	稗田池	瀬戸内市長船町飯井	2.9	5	48	2.8	
560	瀬波止池	瀬戸内市長船町飯井	6.8	8	64	1.2	○
561	京尾下池	瀬戸内市長船町飯井	12.2	8	83	9.2	○
562	京尾中池	瀬戸内市長船町飯井	11.2	8	64	9.2	○
563	滑下池	瀬戸内市長船町飯井	2.4	8	36	5.6	○
564	滑中池	瀬戸内市長船町飯井	10.6	8	40	5.6	○
565	滑上池	瀬戸内市長船町飯井	12.3	9	49	4.2	○
566	宮下池	瀬戸内市長船町飯井	2.0	5	68	2.0	○
567	宮下上池	瀬戸内市長船町飯井	1.0	4	53	5.6	○
568	東谷池	瀬戸内市長船町飯井	18.6	6	86	2.8	○
569	東谷小池	瀬戸内市長船町飯井	1.4	5	60	2.8	○
570	自分池	瀬戸内市長船町飯井	2.0	6	50	0.5	○
571	荒池	瀬戸内市長船町飯井	171.0	8	152	57.6	○
572	吶池	瀬戸内市長船町飯井	44.1	9	108	8.6	○
573	丹蔵池	瀬戸内市長船町飯井	1.0	3	54	0.2	○
574	前川池	瀬戸内市長船町飯井	3.9	5	80	0.7	○
575	西和田池	瀬戸内市長船町飯井	8.0	6	75	2.0	○
576	野上池	瀬戸内市長船町飯井	10.0	6	133	3.9	○
577	谷合池	瀬戸内市長船町東須恵	1.0	4	28	0.1	○
578	大畑池	瀬戸内市長船町東須恵	1.0	3	37	0.3	○
579	矢谷池	瀬戸内市長船町飯井	4.0	5	46	0.3	○
580	幸田池	瀬戸内市長船町東須恵	1.9	4	67	1.0	○
581	大池	瀬戸内市長船町東須恵	103.2	12	153	45.0	○
582	中池	瀬戸内市長船町東須恵	26.0	8	118	42.6	
583	妻池	瀬戸内市長船町東須恵	48.7	11	94	45.0	
584	小屋谷池	瀬戸内市長船町東須恵	4.0	6	59	45.0	
585	堂寺池	瀬戸内市長船町東須恵	1.0	3	36	0.4	○

番号	名称	所在地	有効貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)	堤長 (m)	受益面積 (ha)	防災重点 農業用た め池
586	堂寺上池	瀬戸内市長船町東須恵	0.3	3	20	2.0	
587	中村池	瀬戸内市長船町東須恵	11.7	7	115	5.0	○
588	東谷池	瀬戸内市長船町東須恵	1.1	4	41	2.0	
589	西ノ谷池	瀬戸内市長船町東須恵	1.8	5	53	2.0	
590	監塔池	瀬戸内市長船町東須恵	0.7	4	27	2.0	○
591	与総池	瀬戸内市長船町西須恵	4.1	6	43	2.0	○
592	蓮池下池	瀬戸内市長船町西須恵	39.2	10	108	12.2	○
593	蓮池中池	瀬戸内市長船町西須恵	0.2	6	42	12.8	
594	蓮池上池	瀬戸内市長船町西須恵	0.2	6	55	12.8	
595	皿池	瀬戸内市長船町西須恵	9.8	6	53	2.0	
596	五郎が市池	瀬戸内市長船町西須恵	3.5	6	40	12.2	
597	奥池下池	瀬戸内市長船町西須恵	3.3	5	67	8.0	○
598	奥池中池	瀬戸内市長船町西須恵	36.9	9	97	13.0	○
599	佐府池下池	瀬戸内市長船町西須恵	15.6	7	167	2.3	○
600	佐府池中池	瀬戸内市長船町西須恵	2.8	4	47	7.0	
601	西ノ奥池	瀬戸内市長船町西須恵	3.4	4	74	0.7	○
602	亥子田池	瀬戸内市長船町西須恵	4.6	5	55	6.5	
603	西谷池	瀬戸内市長船町西須恵	10.0	7	83	2.0	○
604	西谷上池	瀬戸内市長船町西須恵	1.0	4	55	0.3	○
605	北屋池	瀬戸内市長船町西須恵	2.3	4	99	1.2	
606	十二ヶ谷小池	瀬戸内市長船町牛文	3.0	7	60	3.6	
607	十二ヶ谷池	瀬戸内市長船町牛文	28.0	8	85	3.5	
608	佐古池	瀬戸内市長船町牛文	2.8	5	86	0.8	○
609	新池	瀬戸内市長船町牛文	2.0	3	45	0.5	○
610	西池	瀬戸内市長船町牛文	6.6	6	136	2.2	○
611	奥ノ池	瀬戸内市長船町土師	3.7	6	42	0.7	
612	大谷池	瀬戸内市長船町土師	2.5	5	83	2.6	
613	荒神東池	瀬戸内市長船町土師	8.3	5	60	2.0	○
614	荒神西池	瀬戸内市長船町土師	7.2	5	77	2.0	○

資料 15-2 緊急点検ため池一覧表

番号	名称	所在地	堤高 (m)	防災重点農業用 ため池
1	切谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	3	○
2	師楽谷下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	7	○
3	師楽谷上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
4	小師楽下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
5	小師楽上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	6	○
6	蓮江池	瀬戸内市牛窓町牛窓	6	○
7	鈴井池	瀬戸内市牛窓町牛窓	4	○
8	桜田池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
9	宿井池	瀬戸内市牛窓町牛窓	4	○
10	大浦大池	瀬戸内市牛窓町牛窓	6	○
11	切谷池	瀬戸内市牛窓町牛窓	9	○
12	切谷下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	6	○
13	薬師堂下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
14	薬師堂上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	6	○
15	尾形池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
16	尾形池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2	○
17	新池	瀬戸内市牛窓町牛窓	5	○
18	松山上池	瀬戸内市牛窓町牛窓	3	○
19	清水下池	瀬戸内市牛窓町牛窓	4	○
20	金ヶ崎池	瀬戸内市牛窓町牛窓	2	○
21	下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4	○
22	上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5	○
23	門田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4	○
24	泉谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4	○
25	囃池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4	○
26	小谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
27	長谷池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5	○
28	寺山池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3	○
29	池の坊下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3	○
30	池の奥下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5	○
31	柵井田池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	8	○
32	鯛ノ浦池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4	○
33	小馬池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
34	松竹池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	7	○
35	切池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
36	矢寄池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
37	長坂下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
38	丘上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5	○
39	子父雁上池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	6	○
40	改地池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	2	○
41	北ノ坊池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3	○

番号	名称	所在地	堤高 (m)	防災重点農業 用ため池
42	狩野松下池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	5	○
43	長谷池	瀬戸内市牛窓町千手	4	○
44	新池	瀬戸内市牛窓町千手	4	○
45	双子上池	岡山市東区上阿知	6	○
46	道口池	瀬戸内市牛窓町長浜	3	○
47	永田池	瀬戸内市牛窓町長浜	5	○
48	水尻池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
49	半田池	瀬戸内市牛窓町長浜	7	○
50	大井奥池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
51	中池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
52	大井ノ池	瀬戸内市牛窓町長浜	3	○
53	春日池	瀬戸内市牛窓町長浜	5	○
54	堂ノ前池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
55	清水池	瀬戸内市牛窓町長浜	6	○
56	天場池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
57	奥田池	瀬戸内市牛窓町長浜	7	○
58	波佐古池	瀬戸内市牛窓町長浜	2	○
59	小津股池	瀬戸内市牛窓町長浜	3	○
60	安長池	瀬戸内市牛窓町長浜	2	○
61	薬師谷池	瀬戸内市牛窓町長浜	2	○
62	市村坂池	瀬戸内市牛窓町長浜	3	○
63	市村池	瀬戸内市牛窓町長浜	5	○
64	笹場池	瀬戸内市牛窓町長浜	4	○
65	三平池	瀬戸内市牛窓町長浜	7	○
66	下池	瀬戸内市牛窓町長浜	5	○
67	グゼヤ池	瀬戸内市邑久町山田庄	4	○
68	亀ヶ原池	瀬戸内市邑久町山手	3	○
69	小池	瀬戸内市邑久町北池	3	○
70	大池	瀬戸内市邑久町北池	6	○
71	東谷池	瀬戸内市邑久町東谷	7	○
72	大橋一番池	瀬戸内市邑久町豊原	6	○
73	大橋二番池	瀬戸内市邑久町豊原	8	○
74	舟原池	瀬戸内市邑久町下山田	5	○
75	長谷一番池	瀬戸内市邑久町上山田	7	○
76	長谷三番池	岡山市東区下阿知	5	○
77	長谷四番池	岡山市東区下阿知	4	○
78	山川大池	瀬戸内市邑久町上山田	5	○
79	段畑池	瀬戸内市邑久町上山田	5	○
80	オリノケ奥池	瀬戸内市邑久町上山田	3	○
81	墓ノ谷池	瀬戸内市邑久町上山田	3	○
82	是安池	瀬戸内市牛窓町鹿忍	3	○
83	宮の谷下池	瀬戸内市邑久町上山田	4	○
84	宮ノ谷中池	瀬戸内市邑久町上山田	5	○
85	田代ヶ市池	瀬戸内市邑久町上山田	3	○
86	尾形上池	瀬戸内市邑久町上山田	3	○
87	南氏名池	瀬戸内市邑久町上山田	5	○

番号	名称	所在地	堤高 (m)	防災重点農業 用ため池
88	後坂池	瀬戸内市邑久町下山田	3	○
89	後坂小池	瀬戸内市邑久町下山田	2	○
90	光明坊池	瀬戸内市邑久町本庄	4	○
91	尾の村池	瀬戸内市邑久町本庄	3	○
92	福谷池	瀬戸内市邑久町本庄	6	○
93	板替地池	瀬戸内市邑久町本庄	2	○
94	東谷池	瀬戸内市邑久町本庄	3	○
95	上の池	瀬戸内市邑久町本庄	6	○
96	大池	瀬戸内市邑久町本庄	4	○
97	赤井谷池	瀬戸内市邑久町本庄	4	○
98	源内池	瀬戸内市邑久町本庄	4	○
99	構谷池	瀬戸内市邑久町尻海	7	○
100	三谷池	瀬戸内市邑久町尻海	7	○
101	渡内一番池	瀬戸内市邑久町尻海	5	○
102	渡内池	瀬戸内市邑久町庄田	2	○
103	池の内池	瀬戸内市邑久町庄田	3	○
104	中谷池	瀬戸内市邑久町庄田	7	○
105	浅井谷池	瀬戸内市邑久町庄田	8	○
106	中池	瀬戸内市邑久町庄田	4	○
107	新池	瀬戸内市邑久町庄田	6	○
108	蟹ヶ谷池	瀬戸内市邑久町庄田	5	○
109	大平池	瀬戸内市邑久町庄田	5	○
110	茶臼池	瀬戸内市邑久町尻海	5	○
111	物又南池	瀬戸内市邑久町尻海	3	○
112	間谷池	瀬戸内市邑久町福谷	7	○
113	田鴻浦谷池	瀬戸内市邑久町福谷	4	○
114	猪奥池	瀬戸内市邑久町福谷	7	○
115	野間谷池	瀬戸内市邑久町福谷	4	○
116	小板谷池	瀬戸内市邑久町福谷	4	○
117	今朝日池	瀬戸内市邑久町福谷	6	○
118	円光谷池	瀬戸内市邑久町福谷	7	○
119	奥山池	瀬戸内市邑久町福谷	9	○
120	奥山新池	瀬戸内市邑久町福谷	11	○
121	花ヶ谷池	瀬戸内市邑久町福谷	4	○
122	小馬様池	瀬戸内市邑久町福谷	8	○
123	大谷池	瀬戸内市邑久町福谷	8	○
124	笹柳下池	瀬戸内市邑久町福谷	7	○
125	砂池	瀬戸内市邑久町福谷	9	○
126	延ヶ谷池	瀬戸内市邑久町福谷	6	○
127	中池	瀬戸内市邑久町福谷	6	○
128	道路次池	瀬戸内市邑久町福谷	5	○
129	小原池	瀬戸内市邑久町福谷	7	○
130	池ノ奥池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
131	破砂池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
132	東扇池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
133	貝搔池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
134	五輪谷池	瀬戸内市邑久町虫明	5	○

番号	名称	所在地	堤高 (m)	防災重点農業 用ため池
135	西奥池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
136	西奥上池	瀬戸内市邑久町虫明	3	○
137	双子下池	岡山市東区上阿知	6	○
138	宮峠上池	瀬戸内市長船町磯上	4	○
139	宮峠下池	瀬戸内市長船町磯上	4	○
140	正明寺上池	瀬戸内市長船町磯上	4	○
141	鷺奥下池	瀬戸内市長船町磯上	4	○
142	新池	瀬戸内市長船町磯上	6	○
143	産土池	瀬戸内市長船町磯上	7	○
144	小原池	瀬戸内市長船町磯上	6	○
145	碑田池	瀬戸内市長船町磯上	9	○
146	柏山池	瀬戸内市長船町磯上	2	○
147	大塚池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
148	瀬波止池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
149	京尾下池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
150	京尾中池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
151	滑下池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
152	滑中池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
153	滑上池	瀬戸内市長船町飯井	9	○
154	宮下池	瀬戸内市長船町飯井	5	○
155	宮下上池	瀬戸内市長船町飯井	4	○
156	東谷池	瀬戸内市長船町飯井	6	○
157	東谷小池	瀬戸内市長船町飯井	5	○
158	自分池	瀬戸内市長船町飯井	6	○
159	荒池	瀬戸内市長船町飯井	8	○
160	此池	瀬戸内市長船町飯井	9	○
161	丹蔵池	瀬戸内市長船町飯井	3	○
162	前川池	瀬戸内市長船町飯井	5	○
163	西和田池	瀬戸内市長船町飯井	6	○
164	野上池	瀬戸内市長船町飯井	6	○
165	谷合池	瀬戸内市長船町東須恵	4	○
166	大畑池	瀬戸内市長船町東須恵	3	○
167	矢谷池	瀬戸内市長船町飯井	5	○
168	幸田池	瀬戸内市長船町東須恵	4	○
169	大池	瀬戸内市長船町東須恵	12	○
170	堂寺池	瀬戸内市長船町東須恵	3	○
171	中村池	瀬戸内市長船町東須恵	7	○
172	監塔池	瀬戸内市長船町東須恵	4	○
173	与総池	瀬戸内市長船町西須恵	6	○
174	蓮池下池	瀬戸内市長船町西須恵	10	○
175	奥池下池	瀬戸内市長船町西須恵	5	○
176	奥池中池	瀬戸内市長船町西須恵	9	○
177	佐府池下池	瀬戸内市長船町西須恵	7	○
178	西ノ奥池	瀬戸内市長船町西須恵	4	○
179	西谷池	瀬戸内市長船町西須恵	7	○
180	西谷上池	瀬戸内市長船町西須恵	4	○
181	佐古池	瀬戸内市長船町牛文	5	○

番号	名 称	所 在 地	堤高 (m)	防災重点農 業用ため池
182	新池	瀬戸内市長船町牛文	5	○
183	西池	瀬戸内市長船町牛文	3	○
184	荒神東池	瀬戸内市長船町土師	5	○
185	荒神西池	瀬戸内市長船町土師	5	○

資料 16 海岸保全区域

1 国土交通省水管理・国土保全局所管

海岸名	区 域	延長 (m)	管 理 者	告示年月日 番 号
布 浜海岸	瀬戸内市邑久町字虫明（但し、布浜川に係る砂防法第2条の規程により指定された区域を除く。）	270.0	岡山県知事	S43. 2. 9 99 H14. 4. 2 232
立 花 "	瀬戸内市邑久町虫明字榎谷口～字立花	280.0	"	S43. 2. 9 99
長島日出北 "	瀬戸内市邑久町虫明	332.6	"	H 9.10.14 618
長島日出南 "	瀬戸内市邑久町虫明	232.7	"	H 8. 1.23 35
長島内白間 "	瀬戸内市邑久町虫明字内白間～字長島	202.3	"	H 9.10.14 618
瀬 溝 南 "	瀬戸内市邑久町虫明	110.0	"	H 8.11. 1 646
木 島 "	瀬戸内市邑久町虫明字木島～字鼠島向	480.0	"	S43. 2. 9 99
前 泊 "	瀬戸内市邑久町福谷（但し、2級河川奥山川水系奥山川に係る河川法第6条第1項各号に掲げる区域を除く。）	1,101.0	"	S43. 2. 9 99 H14. 4. 2 232
敷 井 "	瀬戸内市邑久町尻海字片見	868.5	"	S43. 2. 9 99 S57. 7.16 672 H14. 4. 2 231
錦 "	瀬戸内市邑久町尻海字尻海～瀬戸内市牛窓町牛窓	1,665.0	瀬戸内市長	H30. 3.30 193
鈴 井 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字鈴井	590.0	岡山県知事	S43. 2. 9 99
白 馬 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字鯉網～字白馬	500.0	"	"
菴 江 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字蕪崎～字寄柳	800.0	"	"
前島矢の浦 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字矢浦～字尾台南	130.0	"	"
前 島 南 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字尾台南～字荒崎	1,400.0	"	"
前島荒埼 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字荒埼	150.0	"	"
黄 島 西 "	瀬戸内市牛窓町牛窓字黄島	350.0	"	"
鹿忍池浦 "	瀬戸内市牛窓町牛窓～鹿忍 x x x	457.0	"	S33. 2. 7 84 S44. 2. 9 99

2 国土交通省港湾局所管（県管理港湾）

海岸名	区 域	延長 (m)	管 理 者	告示年月日 番 号
牛窓港宿井地区	瀬戸内市牛窓町牛窓	270.0	岡山県知事	S43. 2. 9 99
牛窓港東町	瀬戸内市牛窓町牛窓	587.0	〃	H 9. 2.28 117
牛窓港綾浦	瀬戸内市牛窓町牛窓	2,421.0	〃	S41. 7. 1 391
牛窓港紺浦	瀬戸内市牛窓町牛窓	646.0	〃	S43. 2. 9 99
牛窓港前島西	瀬戸内市牛窓町牛窓（前島）	294.0	〃	S42.10.20 816
牛窓港黒島	瀬戸内市牛窓町牛窓（黒島）	300.0	〃	S43. 2. 9 99
牛窓港舟戸	瀬戸内市牛窓町牛窓	210.0	〃	H14. 3.26 176
牛窓港鹿忍	瀬戸内市牛窓町鹿忍	4,236.0	〃	S41. 7. 1 393
牛窓港松ヶ峠	瀬戸内市牛窓町鹿忍	294.0	〃	S42.10.20 816

3 農林水産省農村振興局所管

海岸名	区 域	延長 (m)	管 理 者	告示年月日 告示番号
扇海岸	瀬戸内市邑久町虫明字西扇～字東扇	325.0	岡山県知事	S43. 2. 9 (第99号)
間口	瀬戸内市邑久町虫明～福谷	393.0	〃	〃
知尾	瀬戸内市邑久町福谷字上の段～字知尾	259.0	〃	〃
前島福浜海岸	瀬戸内市牛窓町牛窓（前島）	800.0	〃	S38. 7. 5 (第632号)
松ヶ峠西	瀬戸内市牛窓町鹿忍	68.0	〃	S43. 2. 9 (第99号)
小馬東	瀬戸内市牛窓町鹿忍	113.0	〃	〃
小馬西	瀬戸内市牛窓町鹿忍	160.0	〃	〃

4 水産庁所管

海岸名	区 域	延長 (m)	管 理 者	告示年月日 番 号
虫明漁港海岸	瀬戸内市邑久町虫明字虫明 瀬戸内市邑久町虫明字瀬溝～字稻荷	3,234.7	岡山県知事	H 9.12. 5 724
朝日	岡山市東宝伝～西宝伝 瀬戸内市牛窓町鹿忍字子父雁	2,441.1	〃	R5. 3.14 116
西脇	瀬戸内市牛窓町鹿忍字西脇～字子馬	1,416.0	〃	S51. 4.16 336

資料 17 危険物施設一覧表

1 危険物施設の形態

令和6年4月1日現在

形態の区分	製造所	屋内貯蔵所					屋外タンク貯蔵所	準特		屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	積載式		屋外貯蔵所	硫黄等
		平屋建			平屋建以外	建築物内装置		特	特					積載式	給油タンク車		
		高層式	特定高層式	指定過酸化													
数	9	30	1				18		1		28	1	5	1		2	

給油取扱所	一						一										合計	
	セルフ	航空機	船舶	鉄道又は軌道	自家用	セルフ	一般取扱所	吹付塗装作業	洗浄作業	焼入作業等	ボイラー等消費	充てん	詰替え	抽圧装置等	切削装置等	熱媒油		循環装置等
24	4		3		12		26	1			2	2	8					144

2 数量別類別危険物施設現況

令和6年4月1日現在

数量別 類別	製造所 等の別 合計	製造 所	貯 蔵 所							取 扱 所	
			屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	地 下 貯 蔵 所	簡 易 貯 蔵 所	移 動 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所
5 倍以下	48	1	13	11		11	1	5			6
5 倍を超え 10 倍以下	24	3	6	3	1	4			2		5
10 倍を超え 50 倍以下	45	4	5	2		9				13	12
50 倍を超え 100 倍以下	11	1	3							4	3
100 倍を超え 150 倍以下	9		2	2		1				4	
150 倍を超え 200 倍以下	1		1								
200 倍を超え 1,000 倍以下	6					3				3	
第 3 類のみ	1		1								
第 4 類のみ	138	7	26	18	1	28	1	5	2	24	26
類 混 在	5	2	3								
合 計	144	9	30	18	1	28	1	5	2	24	26

資料 18 食品販売業者等との協定、保有車両、保有船舶一覧表

1 食品販売業者等との協定一覧表

協定締結事業者

業 者 名	住 所	電 話 番 号
株式会社イズミ	広島市南区京橋町 2-22	0869-24-1900 (邑久店)
株式会社ハローズ	福山市南蔵王町 6 丁目 26-7	0869-24-1586 (邑久店)
サントリーフーズ株式会社	東京都港区台場 2 丁目 3-3	086-223-8501 (岡山支店)
生活協同組合おかやまコープ	岡山市北区奉還町 1 丁目 7-7	086-256-2570
ゴダイ株式会社	兵庫県姫路市錦町 104	079-223-0303

2 保有車両一覧表

	軽自動車			普通車			バス	二輪車 (原付)	特殊車両	
	台数	乗用	貨物	乗用	貨物	ダンプ			緊急用	その他
本庁	60	23	26	5	2	2	1		1	
長船支所	2		1			1				
牛窓支所	1		1							
教育委員会	5	1	3	1						
裳掛出張所	1		1							
中央公民館	2	1	1							
長船町公民館	1		1							
邑久・牛窓学校給食調理場	6		2		4					
長船学校給食調理場	2		1		1					
備前長船刀剣博物館	1	1								
クリーンセンターかもめ	3	1	1							1
長船衛生センター	1		1							
こどもみらいサポートセンター	1			1						
トータルサポートセンター	1		1							
下水道事業	4		4							
上水道事業	14	1	8	1		1			1	2
病院事業	6	4	1	1						
図書館	2				1					1
消防本部	22	1	3					3	15	
計	135	33	56	9	8	4	1	3	17	4

3 保有船舶一覧表

邑久水防倉庫	和船 1
本庁車庫	ゴムボート 1
長船支所倉庫	和船 1
牛窓備蓄倉庫	ゴムボート 1
消防本部	船外機付ゴムボート 3
	ゴムボート 1

資料 19 清掃施設・設備

1 バキューム車の保有

令和6年4月現在

	台数	備考
瀬戸内市	15	

注：瀬戸内市許可台数

資料 20 上下水道整備状況

1 上水道施設

令和 6 年 3 月現在

事業主体名	計画給水人口 (人)	現在給水人口 (人)	水源の種別	水源の位置	浄水処理方法	現在施設能力 (m ³ /日)	実績 1 日最大配水量 (m ³ /日)
瀬戸内市水道事業	38,200	36,251	表流水 浅井戸 受水	邑久町福山 長船町長船 岡山県広域水道企業団	膜ろ過 紫外線 急速濾過	20,200	14,624

2 下水道整備状況

令和 6 年 3 月現在

A 行政区域 内人口 (人)	公共 下水道 (人)	集落 排水施設 (人)	コミュニ ティ プラント (人)	合併処理 浄化槽 (人)	B 計 (人)	普及率 B/A× 100 (%)
36,299	13,200	2,798	0	12,444	28,442	78.35

資料21 指定緊急避難場所等一覧表

資料21-1 指定緊急避難場所・指定避難所

No.	地区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					収容人員		備考	指定避難所 (用途)
				洪水(L1)	洪水(L2)	土砂	高潮	地震・津波	屋内	屋外		
1	牛窓	牛窓町公民館	牛窓町牛窓4910-1	-	-	△	○	○	843	876	土砂は状況により使用不可	早期
2	牛窓	牛窓中学校	牛窓町牛窓6446	-	-	○	×	×	3,171	7,141		一次
3	牛窓	牛窓東小学校	牛窓町牛窓4433-10	-	-	○	×	×	1,484	3,090		一次
4	牛窓	牛窓東幼稚園	牛窓町牛窓4433-8	-	-	○	×	×	170	426		二次
5	牛窓	本蓮寺	牛窓町牛窓3194	-	-	×	○	△	50	100	地震・津波は屋外	
6	牛窓	妙福寺	牛窓町牛窓2718	-	-	×	○	△	50	100	地震・津波は屋外	
7	牛窓	金剛頂寺	牛窓町牛窓4032	-	-	○	○	△	50	100	地震・津波は屋外	
8	牛窓	財団法人服部養老会永楽学園	牛窓町牛窓3933	-	-	×	○	△	100	50	地震・津波は屋外	
9	牛窓	牛窓綾浦コミュニティ活性化センター	牛窓町牛窓4180-4	-	-	○	×	×	100	100		二次
10	牛窓	クリーンセンターかもめ	牛窓町牛窓228	-	-	○	○	○	100	100		二次
11	牛窓	前島コミュニティハウス	牛窓町牛窓5888-27	-	-	○	○	△	50	200	地震・津波は屋外	二次
12	牛窓	啓明学院前島キャンプ	牛窓町牛窓5888-5	-	-	○	○	△	300	200	地震・津波は屋外	一次
13	牛窓	ホテルリマーニ	牛窓町牛窓3900	-	-	-	-	○	100		津波避難ビル3階以上	
14	牛窓	オーリーブロード	牛窓町牛窓4243-17	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
15	牛窓	鹿歩山	牛窓町牛窓5392-3	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
16	牛窓	御霊宮	牛窓町牛窓4345	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
17	牛窓	大師堂	牛窓町牛窓747	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
18	牛窓	牛窓オーリーブ園	牛窓町牛窓412-1	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
19	牛窓	招魂社	牛窓町牛窓2146-4	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
20	牛窓	天神社	牛窓町牛窓3224-1	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
21	牛窓	五香宮	牛窓町牛窓2720	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
22	鹿忍	牛窓西小学校	牛窓町鹿忍2166	-	-	△	○	○	1,660	2,403	土砂は状況により使用不可	一次
23	鹿忍	牛窓町公民館鹿忍分館	牛窓町鹿忍921	-	-	○	○	△	163	15	地震・津波は屋外	二次
24	鹿忍	祇園神社	牛窓町鹿忍510	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
25	鹿忍	西脇丘公園	牛窓町鹿忍7222	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
26	鹿忍	丸柴青果株式会社	牛窓町鹿忍7360	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
27	千手	千手コミュニティハウス	牛窓町千手304-1	-	-	×	○	△	50	10	地震・津波は屋外	二次
28	長浜	牛窓北小学校	牛窓町長浜3677	-	-	○	-	○	1,237	2,674		一次
29	長浜	牛窓町公民館長浜分館	牛窓町長浜3490-1	-	-	○	-	○	277	500		二次
30	長浜	国塩区集会所	牛窓町長浜4326	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
31	長浜	上区集会所	牛窓町長浜1258	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
32	山田庄	邑久小学校	邑久町山田庄610	○	△	○	-	○	2,764	4,327	洪水(L2)は3階以上	一次
33	山手	邑久中学校	邑久町山手2	○	○	○	-	○	3,554	12,921	洪水(L2)は3階以上	一次
34	尾張	中央公民館	邑久町尾張465-1	○	△	○	-	○	1,621	2,150	洪水(L2)は3階以上	早期
35	尾張	邑久保育園	邑久町尾張1159-1	○	×	○	-	○	658	2,150		二次
36	尾張	県立邑久高等学校	邑久町尾張404	○	△	○	-	○	540	8,750	洪水(L2)は3階以上	二次
37	福元	福田コミュニティセンター	邑久町福元272-2	○	×	○	-	○	188	733		二次
38	福元	福田保育園	邑久町福元671-1	○	×	○	-	○	613	1,507		二次
39	上笠加	笠加コミュニティセンター	邑久町上笠加125-1	○	×	○	-	△	166	1,420	地震・津波は屋外	二次
40	豆田	福田山圓福寺	邑久町豆田875	○	×	○	-	△	53	120	地震・津波は屋外	
41	福中	福田地域コミュニティセンター	邑久町福中549	○	×	○	-	△	90	440	地震・津波は屋外	二次
42	福山	今城地域コミュニティセンター	邑久町福山487-4	○	○	○	-	○	150	250		二次
43	向山	今城コミュニティセンター	邑久町向山36-1	○	×	○	-	○	174	672		二次
44	大富	今城小学校	邑久町大富25	○	△	○	-	○	1,331	3,562	洪水(L2)は3階以上	一次
45	北島	上寺山縁慶寺・恵亮院・本薬院・吉祥院・定光院・明王院・圓楽院	邑久町北島1187	○	○	○	-	△	310	1,905	地震・津波は屋外	

No.	地区	施設名	所在地	指定緊急避難場所					収容人員		備考	指定避難所 (用途)
				洪水(L1)	洪水(L2)	土砂	高潮	地震・津波	屋内	屋外		
46	豊原	豊原コミュニティセンター	邑久町豊原998-1	×	×	○	-	△	116	720	地震・津波は屋外	二次
47	豊原	瀬戸内営農センター・邑久支所	邑久町豊原101-1	○	△	○	-	○	150	300	洪水(L2)は3階以上	
48	豊原	豊原つどいの館	邑久町豊原1345	○	○	×	-	△	80	50	地震・津波は屋外	二次
49	豊原	大賀島寺	邑久町豊原2686	○	○	○	-	△	65	2,500	地震・津波は屋外	
50	下山田	邑久スポーツ公園	邑久町下山田1711-3	○	○	○	-	○	700	9,500		一次
51	本庄	本庄コミュニティセンター	邑久町本庄2370-1	×	×	○	-	×	127	469		二次
52	本庄	瀬戸内市消防本部	邑久町本庄1795	○	×	○	-	○	100	500		二次
53	尻海	玉津体育館	邑久町尻海2970	-	-	○	○	○	1,134	1,378		一次
54	尻海	玉津コミュニティセンター	邑久町尻海2855-15	-	-	○	○	×	132	1,046		二次
55	尻海	天津神社	邑久町尻海5406	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
56	尻海	道の駅一本松展望園	邑久町尻海3496-2	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
57	福谷	宗道神社	邑久町福谷588	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
58	虫明	裳掛コミュニティセンター	邑久町虫明2	-	-	○	○	○	220	494		早期
59	虫明	裳掛小学校	邑久町虫明2	-	-	○	○	○	1,367	3,106		一次
60	虫明	邑久町漁業協同組合	邑久町虫明4256	-	-	○	×	×	500	3,000		
61	虫明	横山製網株式会社上町駐車場	邑久町虫明4504-1	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
62	虫明	上町公園	邑久町虫明463-3	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
63	虫明	裳掛出張所	邑久町虫明534-2	-	-	-	-	○			津波緊急避難場所	
64	長船	備前長船刀剣の里研修館	長船町長船966	×	×	○	-	○	131	425		二次
65	長船	長船ふれあいプラザ	長船町長船575-124	×	×	○	-	△	50	8	地震・津波は屋外	二次
66	福岡	福岡集会所	長船町福岡833	×	×	○	-	○	50	25		二次
67	福岡	福岡ふれあいプラザ	長船町福岡500-158	×	×	○	-	△	50	200	地震・津波は屋外	二次
68	福岡	七小路会館	長船町福岡831	×	×	○	-	△	30	5	地震・津波は屋外	二次
69	服部	行幸小学校	長船町服部163	○	△	○	-	○	2,616	6,001	洪水(L2)は2階以上	一次
70	服部	富岡ふれあいプラザ	長船町服部565-2	○	×	○	-	△	50	50	地震・津波は屋外	二次
71	福里	国府小学校	長船町福里853	○	△	○	-	○	2,113	4,168	洪水(L2)は3階以上	一次
72	福里	磯上ふれあいプラザ	長船町福里589-9	○	×	○	-	○	50	100		二次
73	土師	長船スポーツ公園	長船町土師2195	○	○	○	-	○	1,348	6,064		一次
74	土師	ゆめトピア長船	長船町土師277-4	○	×	○	-	○	1,000	2,000		早期
75	牛文	長船中学校	長船町牛文1010	○	○	○	-	○	2,813	9,200		一次
76	飯井	長船町公民館美和分館	長船町飯井190-1	○	×	×	-	○	196	550		二次
77	飯井	和田久保地域交流サロン	長船町飯井946	○	○	×	-	△	30	50	地震・津波は屋外	二次
78	東須恵	美和会館	長船町東須恵452	○	○	×	-	△	50	70	地震・津波は屋外	二次
79	東須恵	美和小学校	長船町東須恵1666-1	○	△	○	-	○	1,318	5,450	洪水(L2)は2階以上	一次
80	西須恵	西須恵コミュニティハウス	長船町西須恵988-5	○	×	○	-	○	50	80		二次

〔凡例〕 ○:使用可 △:条件あり ×:使用不可 -:災害想定区域外

※土砂災害での条件あり施設は急傾斜地崩壊対策を施している地域であるが、状況により利用できない場合がある。

○指定緊急避難場所

災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、その危険から逃れるための手段として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに、安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所を市長が指定する。

○指定避難所

災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として市長が指定する。

〔用途〕

- 早期……早期開設避難所 災害の警戒時に早期から避難者が滞る施設
- 一次……指定避難所(一次) 災害で住居を失った方々が避難生活をおくる施設
- 二次……指定避難所(二次) 避難生活者が多く、一次避難所の収容人員を上回る場合に追加で開設する施設

○指定緊急避難場所と指定避難場所の関係

指定緊急避難場所と指定避難場所は、相互に兼ねることができる。

資料21-2 福祉避難所

No.	地区	施設名	所在地	備考
1	牛窓	うらら東	牛窓町牛窓2297-1	福祉施設
2	長浜	あじさいのおか牛窓	牛窓町長浜1745-1	福祉施設
3	箕輪	邑久ナーシングホーム	邑久町箕輪266-1	福祉施設
4	福中	せとうち	邑久町福中1180	福祉施設
5	尻海	錦海荘	邑久町尻海5513-1	福祉施設
6	福谷	縁路香	邑久町福谷214-1	福祉施設
7	福谷	かおり	邑久町福谷206-1	福祉施設
8	虫明	せとの夢	邑久町虫明6268-2	福祉施設
9	服部	長船荘	邑久町服部1141	福祉施設
10	長浜	せとうち旭川荘	牛窓町長浜4982-1	障害福祉施設
11	山田庄	地域生活支援センタースマイル	邑久町山田庄880-1	障害福祉施設
12	福岡	atワークおさふね	長船町福岡149-1	障害福祉施設

○福祉避難所

災害時において介助や見守りなど配慮を必要とする高齢者や障がい者等が安心して避難生活を送ることができるよう、社会福祉法人等と協定を締結し、福祉避難所に指定している。

資料 2 2 要配慮者関連施設

令和 6 年 4 月 1 日現在

水害・土砂災害対象施設

施設の名称	所在地	浸水想定区域 L1 (計画規模)	L2	土砂災害
牛窓西小学校	鹿忍2166	区域外	区域外	土砂災害警戒区域(急傾斜)
生活介護ひばり	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ショートステイかもめ	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
瀬戸内市民病院	山田庄845-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
岡山県立邑久高等学校	尾張404	区域外	3~5m	警戒区域外
グループホーム 邑久幸ホーム	尾張94-1	区域外	3~5m	警戒区域外
創心会リハビリ倶楽部邑久	尾張105-2	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ディサービスセンターほのか	尾張556-1	0.5m未満	0.5~3m	警戒区域外
ディサービスセンターのどか	尾張558	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターまりん	尾張1341-4	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
邑久保育園	尾張1159-1	区域外	3~5m	警戒区域外
よつばのクローバー瀬戸内	尾張653-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久小学校	山田庄610	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスこすもす	山田庄217-2	区域外	3~5m	警戒区域外
邑久幼稚園	山田庄736	区域外	3~5m	警戒区域外
瀬戸内市地域生活支援センタースマイル	山田庄880-1	区域外	3~5m	警戒区域外
瀬戸内工房	山田庄233-1	区域外	3~5m	警戒区域外
放課後等ディサービス ことり	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ディサービスという	山田庄541-8	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
児童発達支援センターひよこ	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
藤原整形外科医院	山田庄75-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久中学校	山手2	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
創心会五館リハビリ倶楽部邑久(認知症)	豊安50-1	区域外	3~5m	警戒区域外
グループホーム長寿の郷邑久	福中1047	区域外	3~5m	警戒区域外
福田保育園	福元671-1	区域外	3~5m	警戒区域外
今城小学校	大富25	区域外	5~10m	警戒区域外
今城こども園	向山588-6	区域外	5~10m	警戒区域外
小規模多機能ホーム夢路	向山76	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
特定非営利活動法人NPO瀬戸内 ほほえみわあく	豊原55-2	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ハートリンク瀬戸内	豊原114-8	区域外	5~10m	警戒区域外
てのひらの家ディサービスセンター	上笠加285-8	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターあんしん	上笠加208-10	区域外	3~5m	警戒区域外
有料老人ホームあんしんの家	上笠加208-10	区域外	3~5m	警戒区域外
住宅型有料老人ホームなないろかさか	上笠加292-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
なないろディサービス	上笠加292-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターすずらん	上笠加145-6	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久ナーシングホーム	箕輪266-1	区域外	0.5~3m	警戒区域外
まごのて村ディサービス「さくら庵」	箕輪656-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
まごのて村小規模多機能ホーム「うぐいす庵」	箕輪656-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンター楽々園	北池169	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
養護老人ホーム楽々園	北池169	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
雲掛小学校	虫明961	区域外	区域外	土砂災害警戒区域(急傾斜)
美和小学校	東須恵1666	区域外	0.5~3m	警戒区域外
長船東保育園	牛文729-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
国府幼稚園	福里839	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
ディサービス空楽	福里92	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
国府小学校	福里853	区域外	3~5m	警戒区域外
長船ちとせこども園	土師128-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外

施設の名称	所在地	浸水想定区域	L2	土砂災害
		L1 (計画規模)		
行幸幼稚園	服部160-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
長船西保育園	服部277	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
特別養護老人ホーム長船荘	服部1141	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
長船荘サービスセンター	服部1141	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
瀬戸内記念病院	服部290-5	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
行幸小学校	服部163	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
アストラ会atワークおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
アストラ会atホームおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
アストラ会atハウスおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
平井メディケアホーム	福岡200-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
平井デイサービス	福岡200-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
グループホーム星の家	長船551	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
さわやか愛の家 せとうち館	八日市512	区域外	3~5m	警戒区域外
ソーシャルインクルー瀬戸内長船町	長船1100-3	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
よつばのクローバー 邑久	尾張367	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
にこにこ相談室	服部662-11	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
しあわせたしざん	箕輪76-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
よつばのクローバー 東備	長船575-152	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
わくわく保育園	福岡833	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ゆめっこクラブ 1組・2組・3組	山田庄813-2	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
邑久オアシスクラブ 1組・2組	山手23-2	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
今城っ子クラブ 1組・2組	大富25	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
みゆキッズクラブ 1組・2組・3組	服部156-1服部163	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
第1・第2 ひまわりクラブ	福里853	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
美和っ子クラブ	東須恵1666-1	区域外	0.5~3m	警戒区域外
瀬戸内市民病院病児保育室「さんさんキッズ」	山田庄862-1	3.0~5.0m	5~10m	警戒区域外

資料 2 3 応急給水用資機材等保有状況

水道事業者名	応急給水用資機材						容量合計	
	輸送用タンク		給水車		その他		輸送用 (ℓ)	タンク車 (ℓ)
	容量(ℓ)	数量	容量(ℓ)	数量	規格	数量		
瀬戸内市 上下水道部	1,000	4	1,600	1			4,000	1,600
	10	65					650	
	20	90					1,800	
	2,000	1					2,000	
					6ℓ	2,000	12,000	

資料 2 5 医療施設等一覧表

1 救急医療機関

病院名	経営主体	患者収容定員						種別	所在地	TEL	診療科目 ◎は 総合病院	救急車の保有数(台)
		一般	結核	精神	伝染	癩	計					
瀬戸内市民病院	瀬戸内市	110	—	—	—	—	110	一般救急	701-4246 瀬戸内市邑久町山田庄 845-1	0869-22-1234	内、消内、 循内、呼 内、精、 外、脳外 眼、耳、 リハ、皮、 整、麻、小	0

用語の解説

○病院の「種別」

- ・一般・・・「結核」「精神」「感染症」以外の病院。
- ・救急・・・救急病院等を定める省令による救急患者の受入医療施設（救急告示知施設）である病院。

○診療科目の略号

- | | | | |
|----------------|------------------------------------|--------------|--------------|
| ・内科……………内 | ・消化器内科…………消内
（内科・外科） | ・循環器内科…………循内 | ・呼吸器内科…………呼内 |
| ・外科……………外 | ・脳神経外科…………脳外 | ・眼科……………眼 | ・精神科……………精 |
| ・整形外科…………整 | ・皮膚科……………皮 | ・耳鼻咽喉科…………耳 | |
| ・リハビリテーション科…リハ | ・麻酔科……………麻 | ・小児科……………小 | |

2 医療施設一覧表

医療施設	所在地	電話番号
津島医院	瀬戸内市牛窓町牛窓 2833	0869-34-3313
竹内医院	瀬戸内市牛窓町牛窓 4949-24	0869-34-4888
竹内医院分院	瀬戸内市牛窓町牛窓 2280	0869-34-2116
馬場歯科紺浦診療所	瀬戸内市牛窓町牛窓 4951-21	0869-34-5430
那須医院	瀬戸内市邑久町大窪 13-3	0869-22-0140
太田歯科医院	瀬戸内市邑久町大富 741	086-942-2820
内田医院	瀬戸内市邑久町尾張 39-12	0869-22-5010
内田眼科医院	瀬戸内市邑久町尾張 139-1	0869-22-3330
出井歯科医院	瀬戸内市邑久町尾張 351-5	0869-22-3670
水野歯科医院	瀬戸内市邑久町尾張 125-1	0869-24-1177
なかしま歯科医院	瀬戸内市邑久町尾張 1244-4	0869-24-1212
大西歯科クリニック	瀬戸内市邑久町尾張 100-3	0869-24-1515
瀬戸内りょうま医院	瀬戸内市邑久町尾張 1341-20	0869-22-2800
水野医院	瀬戸内市邑久町上笠加 171-5	0869-22-3111
まつした医院	瀬戸内市邑久町尻海 7-1	0869-22-0006
長田医院	瀬戸内市邑久町豊原 341-2	0869-22-0001
せとうち眼科	瀬戸内市邑久町豊原 92-1	0869-24-2427
もろおかクリニック	瀬戸内市邑久町北島 492-1	086-943-1222
内田クリニック	瀬戸内市邑久町本庄 2004-5	0869-22-3020
国立療養所邑久光明園	瀬戸内市邑久町虫明 6253	0869-25-0011
瀬戸内市裳掛診療所	瀬戸内市邑久町虫明 534-2	0869-25-0024
国立療養所長島愛生園	瀬戸内市邑久町虫明 6539	0869-25-0321
瀬戸内市裳掛歯科クリニック	瀬戸内市邑久町虫明 534-2	0869-25-2344
瀬戸内市民病院	瀬戸内市邑久町山田庄 845-1	0869-22-1234
岡崎内科クリニック	瀬戸内市邑久町山田庄 212-1	0869-22-3880
小林歯科クリニック	瀬戸内市邑久町山田庄 177-5	0869-22-3022
藤原整形外科	瀬戸内市邑久町山田庄 75-1	0869-24-0777
柴田医院	瀬戸内市長船町長船 426	0869-66-9008
平田歯科医院	瀬戸内市長船町土師 144-4	0869-26-6188
中條歯科医院	瀬戸内市長船町土師 8-7	0869-26-4874
はっとり医院	瀬戸内市長船町土師 1212-5	0869-26-5656
ひさとみ歯科クリニック	瀬戸内市長船町土師 313-1	0869-26-6858
おさふねクリニック	瀬戸内市長船町土師 332-1	0869-26-8080
長谷井内科医院	瀬戸内市長船町服部 481-4	0869-26-3630
くさか歯科・矯正歯科	瀬戸内市長船町服部 690-15	0869-26-6480
中川耳鼻咽喉科	瀬戸内市長船町服部 522-1	0869-26-8700
こむら整形外科	瀬戸内市長船町服部 521-1	0869-26-8882
瀬戸内記念病院	瀬戸内市長船町服部 290-5	0869-26-9910
小山歯科クリニック	瀬戸内市長船町服部 202-13	0869-26-6828
平井医院	瀬戸内市長船町福岡 102-1	0869-26-2006
なでしこ歯科診療所	瀬戸内市邑久町尾張 683-4	0869-24-7890
レブリ歯科クリニック	瀬戸内市邑久町豊原 123-7	0869-24-8100
おさふねフレンド歯科	瀬戸内市長船町服部 512-12	0869-24-8282

資料 2 6 感染症患者治療施設

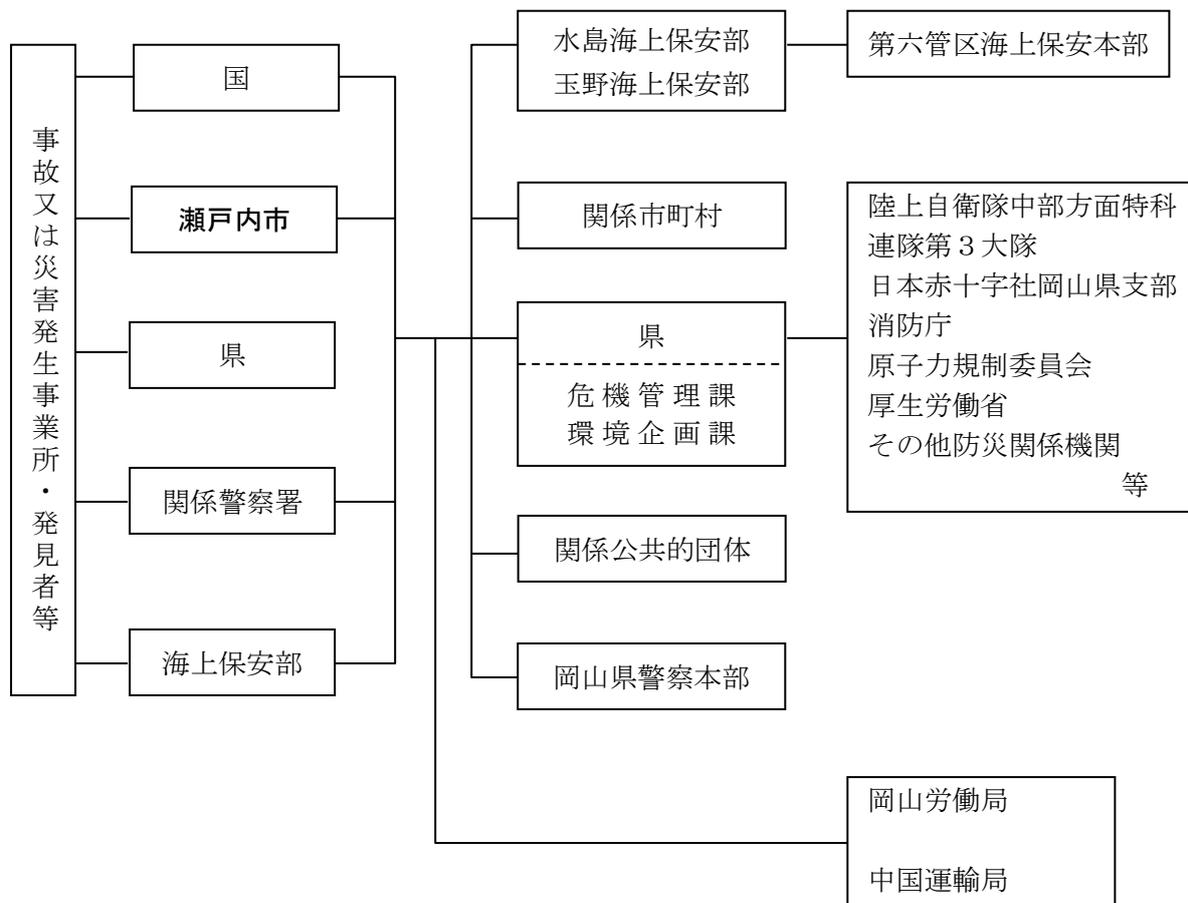
1 第一種感染症指定医療機関

第一種感染症指定医療機関	病床数
国立大学法人岡山大学病院	2

2 第二種感染症指定医療機関

二次医療圏	第二種感染症指定医療機関	病床数
県南東部	地方独立行政法人 岡山市立総合医療センター 岡山市立市民病院	6
県南西部	公益財団法人 大原記念倉敷中央医療機構 倉敷中央病院	10
高梁、新見		
真庭	一般社団法人津山慈風会 津山中央病院	8
津山、英田		

資料 2 7 放射性物質の取扱上の事故又は災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統



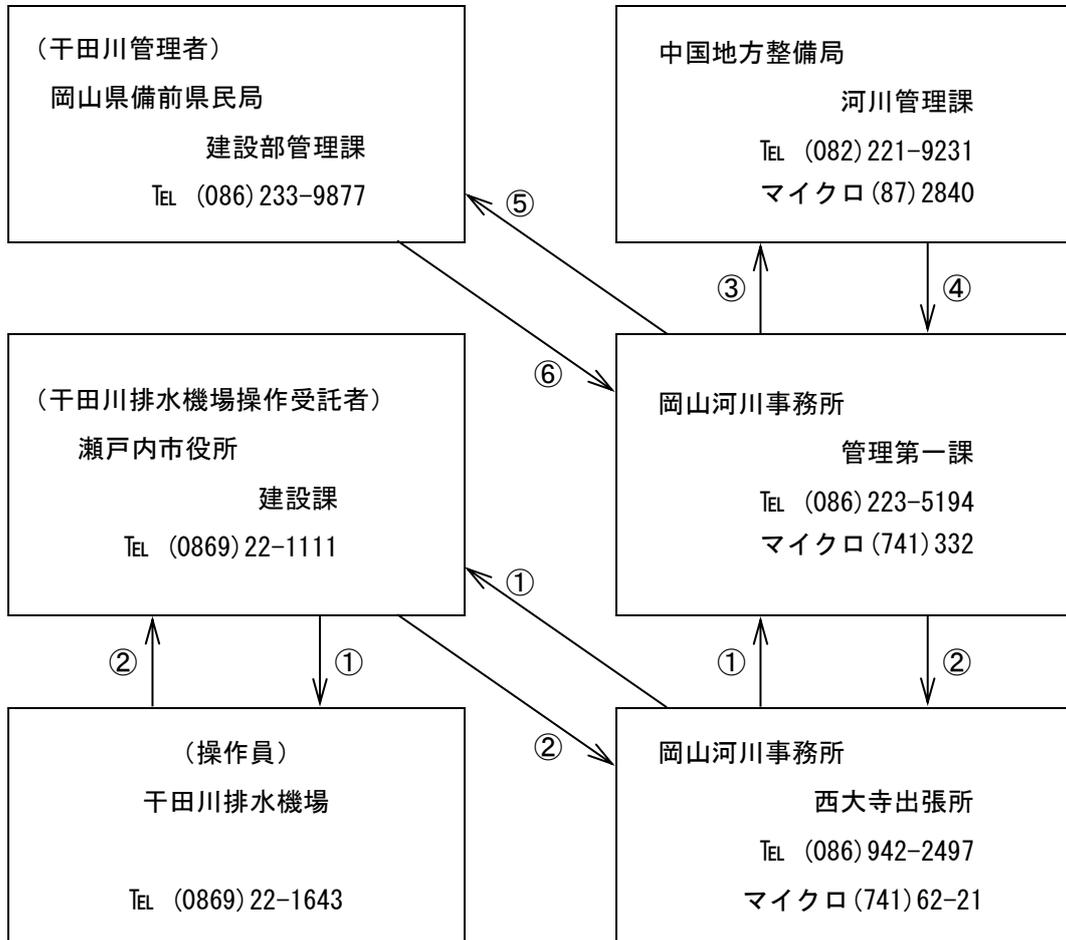
資料 28 水門操作に係わる通知・連絡等の関係機関

別表-1

通知の関係機関

通知の相手方		通知の方法	摘要
名称	担当機関の名称		
中国地方整備局長	河川部 河川管理課	N T T 電話	(082)221-9231
岡山県知事	岡山県庁 河川課	N T T 電話	(086)226-7478
備前県民局長	岡山県庁 備前県民局 建設部管理課	N T T 電話	(086)233-9877
岡山県警察本部長	警察本部 警備課	N T T 電話	(086)234-0110
岡山市長	岡山市役所 総務課	N T T 電話	(086)803-1000
瀬戸内市長	瀬戸内市役所 建設課	N T T 電話	(0869)22-1111

連絡並びに情報収集等関係機関



- ① 待機・出動の指示及び操作状況の問合せ、その他必要な事項の指示
- ② 排水機の操作開始及び終了の報告、事故その他必要な事項の通知及び問合せ
- ③ 本局の判断による必要な事項の問合せ
- ④ 問合せに対する報告及び事故等の報告
- ⑤ 事故等必要な通知
- ⑥ 支川管理者の判断による事故等の問合せ

施設の名称	所在地	浸水想定区域 L1 (計画規模)	L2	土砂災害
牛窓西小学校	鹿忍2166	区域外	区域外	土砂災害警戒区域(急傾斜)
生活介護ひばり	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ショートステイかもめ	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
瀬戸内市民病院	山田庄845-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
岡山県立邑久高等学校	尾張404	区域外	3~5m	警戒区域外
グループホーム 邑久幸ホーム	尾張94-1	区域外	3~5m	警戒区域外
創心会リハビリ倶楽部邑久	尾張105-2	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ディサービスセンターほのか	尾張556-1	0.5m未満	0.5~3m	警戒区域外
ディサービスセンターのどか	尾張558	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターまりん	尾張1341-4	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
邑久保育園	尾張1159-1	区域外	3~5m	警戒区域外
よつばのクローバー瀬戸内	尾張653-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久小学校	山田庄610	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスこすもす	山田庄217-2	区域外	3~5m	警戒区域外
邑久幼稚園	山田庄736	区域外	3~5m	警戒区域外
瀬戸内市地域生活支援センタースマイル	山田庄880-1	区域外	3~5m	警戒区域外
瀬戸内工房	山田庄233-1	区域外	3~5m	警戒区域外
放課後等ディサービス ことり	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
ディサービスといろ	山田庄541-8	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
児童発達支援センターひよこ	山田庄873-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
藤原整形外科医院	山田庄75-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久中学校	山手2	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
創心会五館リハビリ倶楽部邑久(認知症)	豊安50-1	区域外	3~5m	警戒区域外
グループホーム長寿の郷邑久	福中1047	区域外	3~5m	警戒区域外
福田保育園	福元671-1	区域外	3~5m	警戒区域外
今城小学校	大富25	区域外	5~10m	警戒区域外
今城こども園	向山588-6	区域外	5~10m	警戒区域外
小規模多機能ホーム夢路	向山76	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
特定非営利活動法人NPO瀬戸内 ほほえみわあく	豊原55-2	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ハートリンク瀬戸内	豊原114-8	区域外	5~10m	警戒区域外
てのひらの家ディサービスセンター	上笠加285-8	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターあんしん	上笠加208-10	区域外	3~5m	警戒区域外
有料老人ホームあんしんの家	上笠加208-10	区域外	3~5m	警戒区域外
住宅型有料老人ホームなないろかさか	上笠加292-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
なないろディサービス	上笠加292-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンターすずらん	上笠加145-6	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
邑久ナーシングホーム	箕輪266-1	区域外	0.5~3m	警戒区域外
まごのて村ディサービス「さくら庵」	箕輪656-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
まごのて村小規模多機能ホーム「うぐいす庵」	箕輪656-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ディサービスセンター楽々園	北池169	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
養護老人ホーム楽々園	北池169	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
裳掛小学校	虫明961	区域外	区域外	土砂災害警戒区域(急傾斜)
美和小学校	東須恵1666	区域外	0.5~3m	警戒区域外
長船東保育園	牛文729-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
国府幼稚園	福里839	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
ディサービス空楽	福里92	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
国府小学校	福里853	区域外	3~5m	警戒区域外
長船ちとせこども園	土師128-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外

施設の名称	所在地	浸水想定区域 L1 (計画規模)	L2	土砂災害
行幸幼稚園	服部160-1	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
長船西保育園	服部277	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
特別養護老人ホーム長船荘	服部1141	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
長船荘ディサービスセンター	服部1141	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
瀬戸内記念病院	服部290-5	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
行幸小学校	服部163	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
アストラ会atワークおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
アストラ会atホームおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
アストラ会atハウスおさふね	福岡149-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
平井メディケアホーム	福岡200-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
平井デイサービス	福岡200-1	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
グループホーム星の家	長船551	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
さわやか愛の家 せとうち館	八日市512	区域外	3~5m	警戒区域外
ソーシャルインクルー瀬戸内長船町	長船1100-3	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
よつばのクローバー邑久	尾張367	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
にこにこ相談室	服部662-11	0.5m未満	3~5m	警戒区域外
しあわせたしざん	箕輪76-1	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
よつばのクローバー東備	長船575-152	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
わくわく保育園	福岡833	0.5~3m	3~5m	警戒区域外
ゆめっこクラブ 1組・2組・3組	山田庄813-2	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
邑久オアシスクラブ 1組・2組	山手23-2	0.5~3m	5~10m	警戒区域外
今城っ子クラブ 1組・2組	大富25	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
みゆキッズクラブ 1組・2組・3組	服部156-1服部163	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
第1・第2 ひまわりクラブ	福里853	0.5m未満	5~10m	警戒区域外
美和っ子クラブ	東須恵1666-1	区域外	0.5~3m	警戒区域外
瀬戸内市民病院病児保育室「さんさんキッズ」	山田庄862-1	3.0~5.0m	5~10m	警戒区域外

資料29 瀬戸内市条例等

資料29-1 瀬戸内市防災会議条例

○瀬戸内市防災会議条例

〔平成16年11月1日〕
〔条例第19号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、瀬戸内市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 瀬戸内市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に答申すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 岡山県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 岡山県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ2人、3人、1人、7人及び5人とし、第8号の委員の定数は2人以内とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 第5項第8号の委員の任期は、2年以内とする。
- 9 前2項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岡山県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

瀬戸内市防災会議委員

職名	職 種	備 考
会 長	瀬戸内市長	市長
委 員	玉野海上保安部長	指定地方行政機関
〃	岡山河川事務所長	指定地方行政機関
〃	岡山県備前県民局次長	岡山県知事部内職員
〃	岡山県備前県民局建設部長	岡山県知事部内職員
〃	岡山県備前保健所長	岡山県知事部内職員
〃	瀬戸内警察署長	岡山県警察
〃	瀬戸内市副市長	市長部内職員
〃	瀬戸内市総務部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市市民生活部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市福祉部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市こども・健康部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市産業建設部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市上下水道部長	市長部内職員
〃	瀬戸内市教育長	教育長
〃	瀬戸内市消防長	市長部内職員
〃	瀬戸内市消防団長	消防団長
〃	西日本電信電話株式会社岡山支店長	指定公共機関・指定地方公共機関
〃	中国電力株式会社岡山東営業所配電課長	指定公共機関・指定地方公共機関
〃	邑久郵便局長	指定公共機関・指定地方公共機関
〃	牛窓郵便局長	指定公共機関・指定地方公共機関
〃	日本赤十字社岡山県支部事務局長	指定公共機関・指定地方公共機関
〃	自主防災組織を構成する者	
〃	学識経験のある者	

資料29-2 瀬戸内市防災会議運営要綱

〔 平成17年12月1日
訓令第21号 〕

○瀬戸内市防災会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、瀬戸内市防災会議条例(平成16年瀬戸内市条例第19号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき瀬戸内市防災会議(以下「防災会議」という。)の運営について必要な事項を定める。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、前項に規定する代理者については、あらかじめ指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(異動等の報告)

第4条 条例第3条第5項第1号、第2号、第3号及び第7号に規定する委員は、異動があった場合後任者の職名、氏名及び異動年月日を会長に報告しなければならない。

(防災会議の招集通知)

第5条 会議の招集通知には、防災会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議)

第6条 防災会議は、必要に応じて、会長が招集し、その議長となる。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成し、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(会長の専決事項)

第8条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料若しくは情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。
- (4) 瀬戸内市災害対策本部の設置についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(事務局)

第9条 防災会議の事務を処理させるため、事務局を危機管理部危機管理課に置く。

2 事務局に、書記を置く。

3 書記は、危機管理部危機管理課の職員のうちから市長が任命する。

(雑則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月28日訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日訓令第7号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

資料29-3 瀬戸内市災害対策本部条例

○瀬戸内市災害対策本部条例

〔平成16年11月1日〕
〔条例第20号〕

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、瀬戸内市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成24年9月28日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料 29-4 瀬戸内市災害対策本部規程

○瀬戸内市災害対策本部規程

〔平成18年1月25日〕
訓令第2号

(趣旨)

第1条 この訓令は、瀬戸内市災害対策本部条例(平成16年瀬戸内市条例第20号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、瀬戸内市災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本部は、非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法(昭和24年法律第193号)に基づく水防活動、災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるときに設置する。

(任務)

第3条 本部は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 災害対策の連絡調整及び広報に関すること。
- (3) 水防その他災害の応急対策に関すること。
- (4) 災害救助その他の民生安定に関すること。
- (5) 被災地の清掃及び防疫その他保健衛生に関すること。
- (6) 被災農林水産業に関すること。
- (7) 応急教育に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか防災に関すること。

(組織)

第4条 条例第3条第1項の規定により、本部に次の班を置く。

- (1) 統括班
- (2) 総務班
- (3) 総合政策班
- (4) 市民生活班
- (5) 保健福祉班
- (6) 産業建設班
- (7) 教育班
- (8) 上下水道班
- (9) 消防班
- (10) 病院班

2 班に班長を置く。

3 班長は、本部長の命を受け班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長に事故があるときは、あらかじめ班内の者のうちから班長が指名する者がその職務を代理する。

(所掌事務)

第5条 本部の所掌事務は、瀬戸内市地域防災計画第4章第1節第2項の5のとおりとする。

(本部の設置基準)

第6条 法第23条第1項の規定により、本部を設置する場合の基準は、瀬戸内市地域防災計画第4章第1節第2項の1の市本部の設置基準のとおりとする。

(本部会議)

第7条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び班長を持って構成し、本部長が招集する。

2 本部会議は、本部長が主宰し、第3条各号に掲げる事項に関し、施策の調整及び推進について協議する。

(通報)

第8条 各班において、災害情報を得たときは、直ちに統括班に通報しなければならない。

2 統括班は、各班より災害情報を受理したときは、直ちに本部長、副本部長及び各班長に通報しなければならない。

(災害情報の発表)

第9条 災害情報の発表は、本部会議の協議を経て行うものとする。

(水防活動)

第10条 水防活動は、岡山気象台から、風雨、大雨及び高潮に関する注意報又は警報が発せられたとき、河川及びため池水位が危険な状態に達したとき、又は水防法（昭和24年法律第193号）第2条第2項に規定する水防管理者の報告その他により本部長が必要と認めたとときその業務を開始する。

(その他の防災活動)

第11条 火災、風災、震災等の防御活動は、岡山気象台から、強風及び異常乾燥に関する注意報が発せられ、防御活動の必要が認められるとき、又はそれらの非常災害が発生したとき開始する。

(救助活動)

第12条 救助活動は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項に該当するとき又は現に応急的な救助を必要とするときに開始する。

(活動態勢)

第13条 第2条の防災活動業務の開始により、本部が設定されたときは、関係の各班は、直ちに非常執務態勢を整え、所定の業務に着手しなければならない。

(自衛隊の派遣)

第14条 本部長は、前条の非常執務態勢において、自衛隊の出動要請を必要と認めるときは、県本部長に対して、自衛隊の出動を要請するものとする。

2 本部長が自衛隊派遣要請を決定したときは、統括班長は、自衛隊災害派遣取扱要領に基づいて派遣要請の手続をするものとする。

(関係機関との連絡)

第15条 班長は、関係機関との連絡を緊密にするとともに、関係機関に協力を要請する必要があるときは、統括班長と協議の上協力を要請するものとする。

(本部の廃止)

第16条 本部長は、予想される災害の危険が解除されたと認めるとき又は災害発生後における措置がおおむね完了したと認めるときは、本部を廃止する。

2 本部廃止後の事務の連絡は、危機管理部危機管理課において行うものとする。

(事務処理)

第17条 事務処理は本部の所掌事務の完了後担当所管課において行い、取りまとめについては危機管理部危機管理課が行うものとする。

(部員の心構え)

第18条 班長及び班員は、勤務時間の内外を問わず、非常災害発生のおそれがある場合には、諸般の情勢に注意するとともに、事態が緊迫したと認めるとき、又は非常災害が発生したときは、直ちに所定の部署につかなければならない。

2 各班は、非常災害の場合、機宜の措置を講ずることができるよう、常に調査研究し、いかなる緊急事態にも対処できるよう準備しておかなければならない。

(相互協力の義務)

第19条 各班は、本部の任務の円滑な遂行が確保されるよう、相互の情報連絡と協力について、十分な努力を払わなければならない。

(その他)

第20条 この訓令に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成20年1月9日訓令第1号)

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則 (平成22年3月25日訓令第15号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日訓令第8号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日訓令第23号)

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

資料30 相互協定等

資料30-1 岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県及び県内各市町村の災害時相互応援協定

岡山県（以下「県」という。）と県内各市町村とは、県内において災害が発生し、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）単独では災害時の対策を十分に実施することができない場合に、被災市町村の要請に応じ、県及び他の市町村が相互に協力し、被災市町村の応援を迅速かつ円滑に実施するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 災害時の対策を実施するために必要な人員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 避難及び収容のための施設の提供
- (4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- (5) 救助活動及び救援活動に必要な車両等及び資機材の提供
- (6) 被災児童、被災生徒等の一時受入れ
- (7) ごみ及びし尿の処理のための装備及び処理施設の提供
- (8) 遺体の火葬のための施設の提供
- (9) その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援の実施）

第2条 応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は、次の事項を明らかにして、県又は応援を求めようとする市町村へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 応援を要請する内容（人員の派遣要請については職種及び人数、物資、資機材等の提供要請については物資等の品名、数量等）
 - (3) 応援場所及び応援場所への経路
 - (4) 応援の期間
 - (5) その他必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けた場合には、他の市町村の被災状況、受援市町村の求める応援の内容等を勘案して、自ら応援を実施し、又は直ちに前項各号に掲げる事項を明らかにして受援市町村以外の市町村と調整した上で、応援可能な市町村に対し受援市町村に対する応援の要請を行う。
- 3 前2項の規定により応援を要請された市町村は、正当な理由がない限り、受援市町村に対する応援を拒んではならない。
- 4 県は、災害の規模若しくは発生場所又は受援市町村からの応援要請の内容に照らし、必要と認めた場合は、速やかに近隣の府県又は国に応援を求めるものとする。

5 第1項又は第2項の規定により応援を実施する市町村は、応援の内容等について、適宜、県に情報提供する。

6 第1項の要請及び第2項の調整は、原則として電話等によって行うものとし、後日、速やかに第1項各号に掲げる事項を明記した文書を提出する。

(自主応援)

第3条 県及び受援市町村以外の市町村は、通信の断絶等により受援市町村と連絡が不可能であり、かつ、災害の状況に照らして緊急に応援を実施する必要があると認められるときは、受援市町村からの要請を待たず、自主的に必要な応援を実施することができる。

2 前項の規定により応援を実施しようとする市町村は、応援の内容等について、被災市町村及び県に情報提供する。

(経費の負担)

第4条 応援に要した経費は、原則として、受援市町村の負担とする。

2 受援市町村において、前項の経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を実施した県又は市町村において、当該経費を一時繰替支弁する。

3 前条第1項の規定により自主応援を実施した場合における第1項の経費の負担方法については、受援市町村と応援を実施した県又は市町村が協議して定める。

(県連絡員の派遣)

第5条 県は、気象の状況、周辺市町村の被災状況等から、災害が発生していることが懸念される市町村であって、かつ、被害状況の報告がない等防災体制の混乱が想定される市町村に対して、連絡員の派遣を行うことができる。この場合において、連絡員の派遣を受け入れる市町村は、連絡員が行う被害状況の県への報告等の業務に協力するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、県及び市町村は、それぞれ連絡責任者を定めることとし、県内に災害が発生した場合には、各連絡責任者は、相互に連絡し、情報を共有する。

2 市町村は、前項の規定により定めた連絡責任者の氏名及び連絡先を毎年度当初に県に通知するものとし、通知を受けた県は、連絡責任者名簿を作成し、各市町村に提供する。

(協議会の設置)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて県及び市町村の防災体制の整備に資するため、県及び市町村の防災担当課長を構成員とする岡山県災害時相互応援連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、この協定に基づく応援が、より実効性の高いものとなるよう、被災市町村に対する応援を実施する市町村をあらかじめ定めるブロック制やカウンターパート制の構築等、被災状況に応じてよりの確かつ迅速な応援を可能とする仕組みづくりについて、継続的に検討を行う。

- 3 協議会に、幹事会を置く。
- 4 協議会及び幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、県及び市町村が別途協議して定める。

(平常時の活動)

第8条 市町村は、平常時から、地域防災計画及び災害時の応援に資する資料を相互に提供するほか、他の市町村が実施する防災訓練等に積極的に参加する等、災害時の相互応援が円滑に実施されるよう相互の交流促進を図るものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、県又は市町村において既に締結されている協定及び個別に締結する協定の運用を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び各市町村が協議して定める。

附 則

(発効日)

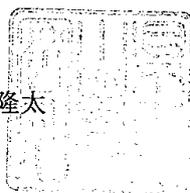
- 1 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。
(岡山県下15市災害時相互応援に関する協定の廃止)
- 2 県内各市が平成22年11月25日に締結した岡山県下15市災害時相互応援に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、この協定書を28通作成し、岡山県知事及び各市町村長が記名及び押印をして、各自その1通を保有する。

平成26年7月4日

岡山県

岡山県知事 伊原木 隆太



岡山市

岡山市長 大森 雅夫



倉敷市

倉敷市長 伊東 香織



津山市

津山市長 宮地 昭範



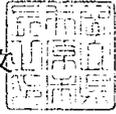
玉野市
玉野市長 黒田 晋



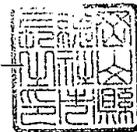
笠岡市
笠岡市長 三島 紀夫



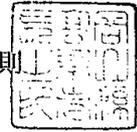
井原市
井原市長 瀧本 豊文



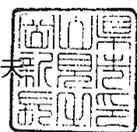
総社市
総社市長 片岡 聡



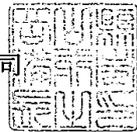
高梁市
高梁市長 近藤 隆則



新見市
新見市長 石垣 正夫



備前市
備前市長 吉村 武司



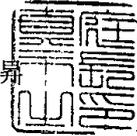
瀬戸内市
瀬戸内市長 武久 顕



赤磐市
赤磐市長 友實 武則



真庭市
真庭市長 太田 昇



美作市
美作市長 萩原 誠司



浅口市
浅口市市長 栗山 康彦



災害時における情報交換に関する協定書

国土交通省中国地方整備局長(以下「甲」という。)と瀬戸内市長(以下「乙」という。)は、瀬戸内市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害発生時等」という。)の情報交換について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が連携を図り、瀬戸内市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

(協力体制)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

(現地情報連絡員の派遣)

第3条 甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めるときは、瀬戸内市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

(平常時の連携)

第4条 甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲、乙押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年7月8日

甲 国土交通省 中国地方整備局長 福田 功



乙 瀬戸内市 瀬戸内市長 武久 顕也



資料30-3 土砂災害等の情報提供に関する協定書

土砂災害等の情報提供に関する協定書

瀬戸内市内において、安全かつ良好な生活環境を保持するため、瀬戸内市（以下「甲」という。）と瀬戸内市内を集配する郵便局（以下「乙」という。）とは、以下の事項について実施協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この実施協定は、土砂災害等（土砂災害、風水害、高潮、大規模地震その他の異常な自然現象又は火災による災害をいう。以下同じ。）の未然防止及び被害の軽減、道路、河川等の危険箇所に関する情報提供等のため、甲、乙が相互に協力し、監視体制等の一層の強化が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

（情報提供の内容）

第2条 乙は、業務に支障のない範囲内で、業務遂行の際入手又は発見した次の各号に定める情報を、無償で甲に提供するものとする。

- （1）土砂災害等の発生の前兆又は発生後の被災状況等に関する情報
- （2）道路、河川等の危険箇所に関する情報

（責任の免除）

第3条 本件情報提供の実施に関して事故が発生した場合においても、乙は、甲及び第三者に対して責任を負わないものとする。

- 2 本件情報提供の実施に関し第三者に対し損害賠償の責を負うこととなった場合は、甲がすべてこれを負担する。

（秘密の確保）

第4条 甲及び乙は、この協定の履行に際して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（防災関係資料の提供等）

第5条 乙は、瀬戸内市内の郵便局に、業務に支障のない範囲内で、甲等が作成する土砂災害等に関する冊子等を掲示し、又は備え付け、関係住民に提供するものとする。

(連絡責任者)

第6条 この協定に関する連絡責任者は、次のとおりとする。

- 甲 瀬戸内市役所総務課長
- 乙 邑久郵便局副局長

(協議事項)

第7条 この実施協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義を生じた事項については、その都度、両者が協議し決定する。

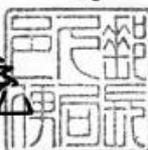
この実施協定の締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者署名押印の上各1通を保有するものとする。

平成17年9月6日

甲 瀬戸内市長

立岡 尚弘 

乙 邑久郵便局長

松梅 隆亮 

牛窓郵便局長

濱田 達矢 

虫明郵便局長

大河原 尚弘 

資料30-4 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

(1) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い

瀬戸内市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山東営業所（以下「乙」という。）は、災害時の円滑な連絡体制および協力体制の確立を図ることを目的として次のとおり確認する。

(連絡)

第1条 乙は、甲に対し、次に掲げる事項について、適時、情報提供するものとする。

- (1) 停電発生時刻
- (2) 停電発生地域
- (3) 停電発生戸数
- (4) 停電復旧見込み
- (5) 停電原因
- (6) 停電復旧時刻

(連絡責任者)

第2条 甲および乙は、連絡を円滑に処理するため、あらかじめ正・副の連絡責任者を定めるものとする。

(協力)

第3条 甲は、停電に関し、次に掲げる乙からの協力要請内容に対して、適宜、協力するものとする。

- (1) 広報車による住民への周知
- (2) 防災無線、有線放送、自治会等を活用した住民への周知（台風等災害発生前の広報含む）
- (3) 公民館等への掲示物等の設置場所の提供
- (4) 避難所へ避難された住民への周知
- (5) 住民からの問い合わせ対応
- (6) 道路等の被災・復旧状況の情報提供

(連携)

第4条 甲は、次に掲げる乙からの要請事項に関して、連携をとり、対応するものとする。

- (1) 土砂崩れ、倒木等による道路復旧
- (2) 除雪対応状況の情報提供
- (3) 電力復旧に必要な箇所の優先的な除雪

(要員派遣)

第5条 大規模災害が発生した場合、甲から要請された場合または乙から派遣すべきと判断した場合に、乙は甲へ要員派遣を行うものとする。

派遣要員の役割は、停電状況・復旧状況等の甲への情報提供および道路等の被災・復旧状況の甲からの情報収集とする。

(防災訓練)

第6条 甲および乙は、災害対策を円滑に推進するため、甲または乙の実施する防災訓練への参加の要請があれば可能な限り参加するものとする。

(取扱いの変更)

第7条 この取扱いに定める事項につき、変更すべき事由が生じたときは、甲および乙は、いずれからもその変更を申し出ることができる。この場合において、甲および乙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第8条 この取扱いの実施に必要な細目については、甲および乙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第9条 この取扱いに定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年11月9日

甲 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市長 武久 顕也



乙 岡山市東区西大寺中野422-3
中国電力株式会社 岡山東営業所
所長 岡 泰伸



(2) 災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い実施要綱

災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱いの実施要綱

瀬戸内市（以下「甲」という。）と中国電力株式会社岡山東営業所（以下「乙」という。）は、災害時における連絡体制および協力体制に関する取扱い（以下「取扱い」という。）第8条の規定に基づき、取扱いの施行に関する必要な細目を定める。

（連絡体制）

第1条 乙が社内の警戒体制もしくは非常体制に入った時点で、甲と乙は、相互連絡体制を整える。

（連絡方法）

第2条 甲と乙の相互連絡は、専用の直通電話およびファクシミリによるものとする。

電話不通時には携帯電話により連絡をとるものとする。

（経費の負担）

第3条 第2条に定める電話等の設置および運用に要する費用は、甲および乙それぞれの負担において行うものとする。

（連絡時期および連絡内容）

第4条 停電発生時には、別に定める停電情報連絡票により、停電発生時刻、停電発生地域、停電発生戸数、停電復旧見込み、停電原因、停電復旧時刻を、原則として毎正時または必要の都度、連絡するものとする。

（連絡体制の解除）

第5条 乙の社内警戒体制もしくは非常体制が解除された時点で、甲と乙は、相互連絡体制を解除する。

（その他）

第6条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、または定めのない事項については、甲および乙が協議して定めるものとする。

平成23年 11月 9日

甲

岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1

瀬戸内市長 武久 顕也



乙 岡山市東区西大寺中野422-3

中国電力株式会社 岡山東営業所

所長 岡 泰伸



資料30-5 協定締結事業者等一覧

協定内容	区分	名称	締結年月日
食料品、日用品の提供	物資	(株)イズミ	平成20年6月1日
物資の提供	物資	NPO法人 コメリ災害対策センター	平成20年6月12日
食料品、日用品の提供	物資	(株)ハローズ	平成21年4月1日
飲料の提供	物資	サントリーフーズ(株)	平成25年2月18日
食料品、日用品の提供	物資	生活協同組合おかやまコープ	平成25年11月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	建設振興会	平成20年10月8日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	建設業協会	平成20年10月24日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	一般社団法人 建設協会	平成20年11月7日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	邑南産業(株)	平成21年4月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(株)苅進	平成21年4月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(株)前田開発	平成21年4月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(株)元浜組	平成22年4月9日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	康愛産業(株)	平成23年4月25日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	建設同友会	平成24年1月4日 <small>(当初:平成20年7月28日)</small>
建設機械、資材及び労力の提供	応急	オリエンタル白石(株)広島営業支店	平成29年6月1日 <small>(当初:平成24年8月28日)</small>
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 誠和	平成24年1月17日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 敬友会	平成24年1月17日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 岡山千鳥福祉会	平成24年1月17日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 藤花会	平成24年1月17日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 健老会	平成25年1月18日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	株式会社 香福	平成30年10月1日 <small>(当初:平成25年1月18日)</small>
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	医療法人道照会 竹内医院	平成25年1月18日
災害時における避難施設利用	避難所	岡山県立邑久高等学校	平成18年6月28日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	福田山 円福寺	平成22年12月21日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	法華宗 本蓮寺	平成25年7月1日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	海岸山 妙福寺観音院	平成25年7月1日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	室谷山 金剛頂寺	平成25年8月1日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	高齢化社会福祉振興財団 服部費老会	平成25年7月1日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	邑久町漁業協同組合	平成25年7月1日
災害時における一時避難場所の指定	避難所	岡山市農業協同組合	平成25年7月1日
災害時における構成団体間の相互支援	応援	全国ハンセン病療養所所在市町	平成24年7月12日
災害救助犬・セラピードッグの出動	救助	NPO法人 日本レスキュー協会	平成21年11月24日
土砂災害等の情報提供	情報	邑久・牛窓・虫明郵便局	平成17年9月6日
災害時における情報交換	情報	国土交通省中国地方整備局	平成23年7月8日
停電・復旧の情報提供	情報	中国電力(株)岡山東営業所	平成23年11月9日 <small>(当初:平成17年9月2日)</small>
アマチュア無線による災害時応援	情報	一般社団法人 日本アマチュア無線連盟岡山県支部	平成24年4月16日
船舶による輸送等	輸送	岡山県水難救済会	平成21年1月15日

協定内容	区分	名称	締結年月日
遺体安置所・葬祭用品の提供	遺体安置所	岡山県霊柩葬祭事業協同組合	平成26年3月11日
遺体安置所・葬祭用品の提供	遺体安置所	(株)さくら祭典	平成26年3月11日
遺体安置所・葬祭用品の提供	遺体安置所	(株)八葬祭	平成26年3月11日
遺体安置所・葬祭用品の提供	遺体安置所	(有)はなわ屋	平成26年3月11日
津波発生時における緊急避難場所としての使用	津波避難ビル	(株)天満屋ホテルズアンドリゾーツ	平成26年3月11日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(株)馬場工務店	平成26年4月7日
人員派遣、生活必需品・資機材の提供等	応援	岡山県及び県内27市町村	平成26年7月4日
災害時における行政書士業務相談	応援	岡山県行政書士会	平成26年10月21日
大規模災害時における被害状況調査 応急対策に関する測量・調査・設計	応急	一般社団法人岡山県測量設計業協会 中国地質調査業協会岡山県支部	平成26年12月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	石田重工業㈱	平成26年12月12日
災害時における物資の供給	応急	大和紙器㈱	平成27年2月2日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	㈱一輝	平成27年4月1日
救助用物資の供給等	物資	ゴダイ㈱	平成28年1月29日
災害時における地図製品等の供給等	物資	㈱ゼンリン	平成28年7月1日
災害時における避難所の指定	避難所	学校法人 啓明学院	平成28年7月24日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(有)高祖興業	平成28年12月1日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	(有)青海	平成28年12月1日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	社会福祉法人 愛あい会	平成29年3月23日
災害時における法律相談業務	応援	岡山弁護士会	平成29年9月26日
災害時における駐車場利用	応急	ユージー技建株式会社	平成30年2月23日
災害時におけるレンタル資機材の提供	応急	株式会社アクティオ	平成30年3月14日
瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援	応援	瀬戸内・海の路ネットワーク推進協議会	平成30年9月10日
災害発生時における瀬戸内市と瀬戸内市内の郵便局の協力	情報	日本郵便株式会社瀬戸内市内の郵便局	平成30年10月1日
坂根堰の災害情報の伝達	情報	国土交通省中国地方整備局 岡山河川事務所	平成21年11月16日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	アストラ会	令和1年10月18日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	旭川荘	令和1年10月18日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	関谷福祉会	令和1年10月18日
災害時等における無人航空機の活用	応援	株式会社イエローライン山陽	令和元年7月26日
災害時における応急対策物資の調達	応援	萩原工業株式会社	令和元年6月17日
災害に係る情報発信等	情報	ヤフー株式会社	令和元年6月17日
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書		西日本電信電話株式会社 岡山支店	令和1年9月26日
風水害の事前対策準備における支援協力	応急	シンボー工業株式会社	令和元年6月21日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	餘慶寺	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	恵克院	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	本乗院	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	吉祥院	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	定光院	令和2年2月14日

協定内容	区分	名称	締結年月日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	明王院	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	圓乗院	令和2年2月14日
緊急避難場所としての施設利用	避難場所	大賀島寺	令和2年2月14日
災害時等における給食支援業務等の協力	給食支援	株式会社メフォス	令和2年8月4日
災害時等における給食支援業務等の協力	給食支援	一富士フードサービス株式会社中国・四国支社	令和2年8月4日
災害時等における輸送業務等の協力	輸送支援	東備バス株式会社	令和2年8月6日
災害時等における輸送業務等の協力	輸送支援	株式会社本運輸、(有)ネイチャー・ワールド自動車	令和2年8月6日
災害時等における輸送業務等の協力	輸送支援	有限会社ツルヤタクシー	令和2年8月6日
災害時における宿泊施設の提供等	避難(宿泊)	株式会社天満屋ホテルズアンドリゾート	令和2年10月8日
災害時における宿泊施設の提供等	避難(宿泊)	ベネフィットホテル株式会社	令和2年10月8日
災害時における宿泊施設の提供等	避難(宿泊)	株式会社西大寺グランドホテル	令和2年10月8日
災害時等における輸送業務等の協力	輸送支援	岡山スイキユウ株式会社	令和2年10月20日
災害時におけるキャンピングカーの貸出し	応急	キャンピングカー株式会社	令和2年11月5日
災害時における石油類燃料の供給	燃料供給	岡山県石油商業組合 西大寺支部	令和2年11月13日
災害時等における緊急避難場所の施設利用	避難場所	山田庄財産区、邑久地区コミュニティ協議会	令和3年5月6日
災害時におけるボランティア活動等	災害ボランティア	社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協議会	令和3年8月6日
災害時における電動車両等の提供	応援	三菱自動車工業株式会社 西日本三菱自動車販売株式会社	令和3年10月13日
災害時におけるレンタル資機材の提供	応急	太陽建機レンタル株式会社	令和3年12月14日
災害時における応急対策活動	応急	岡山県瓦工事協同組合	令和4年1月18日
災害時におけるレンタル機材の提供	応急	株式会社ナガワ	令和4年1月21日
建設機械、資材及び労力の提供	応急	ユージー技建株式会社	令和4年4月1日
災害時における福祉避難所の設置運営	福祉避難所	まごのて村株式会社	令和4年4月1日
災害時等における無人航空機の活用	応援	一般社団法人MASC	令和4年6月3日
損害調査結果の提供及び利用	調査結果提供	三井住友海上火災保険株式会社	令和4年9月29日
災害時における被災住宅の応急修理	応急	岡山県建設労働組合西大寺支部	令和4年11月1日
災害時における物資輸送等の協力	輸送支援	福山通運株式会社	令和4年12月15日
災害救助物資の調達	物資	株式会社ジュンテンドー	令和5年1月30日
広域水災時の共同取組 (り災証明申請サポート等)	その他	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	令和5年5月17日
災害時におけるレンタル機材の提供	応急	株式会社ユニオンアルファ	令和5年6月13日
大規模災害時の避難所における人的支援	人的支援	公益社団法人 岡山柔道整復師会	令和5年7月19日
災害時における防災協力	応急	岡山県建設業協会西大寺支部	令和5年8月21日
災害時における応急生活物資供給	物資	株式会社わたなべ生鮮館	令和5年11月2日
災害時における物資供給等	物資	株式会社ナフコ	令和5年12月7日

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第30条第2項の規定により、岡山県(以下「県」という。)が県内の市町村及び消防の一部事務組合(以下「市町村等」という。)の要請に応じ、県が所有する消防防災ヘリコプター(以下「消防防災ヘリ」という。)を用いて消防の支援を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町村等が消防防災ヘリの支援を要請することができる区域は、市町村等の区域とする。

(要請対象)

第3条 要請対象とする災害、火災又は事故等(以下「災害等」という。)は、消防防災ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる災害等で、次に掲げるものとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を必要とする事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うために救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(支援要請)

第4条 支援の要請は、災害等が発生した市町村等の長(以下「要支援市町村長等」という。)が、消防業務の遂行のために、消防防災ヘリによる次の各号のいずれかの活動が必要と判断する場合に、岡山県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査等
- (2) 火災防御活動 消火活動
- (3) 救急活動 重篤傷病者等の搬送及び緊急医療(救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合。)
- (4) 救助活動 人命救助のための特別な活動(これに付随する救急搬送活動を含む。)
- (5) 救援活動 救援物資、資機材、人員等の輸送

(運航時間帯等)

第5条 この協定に基づく消防防災ヘリの運航時間帯は、日の出から日没までとする。

2 耐空検査等により消防防災ヘリが使用できない場合は、知事はその期間について市町村等の長に事前に連絡するものとする。

(支援要請の手続き)

第6条 支援の要請は、次に掲げる事項を明らかにした上で、岡山県消防防災航空センタ

一に、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別記様式1）により、電話、ファクシミリ等により行うものとする。

- (1) 出動事案の概要
- (2) 必要な支援の内容
- (3) 発生の日時、場所及び状況
- (4) 現場の最高指揮者の職、氏名及び現場への連絡方法
- (5) 現場出動車両及び無線局名
- (6) 現場の気象状況
- (7) ヘリが離着陸する場所及び地上支援体制
- (8) 支援に要する資機材の品目及び数量
- (9) その他必要な事項

（消防防災ヘリによる支援）

第7条 知事は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに災害発生現場の気象状況等を確認の上、要支援市町村長等に対し、支援を行うことを回答するとともに、直ちに消防防災ヘリを出動させるものとする。

2 知事は、災害等の状況が第3条及び第4条に定める要件に該当するものと判断し、かつ、要請を待つ時間的余裕がないと認めるときは、前条の規定による手続きを待たないで支援を行うことができるものとする。この場合、知事は、速やかに要支援市町村長等に消防防災ヘリの出動について通知するものとする。

3 知事は、次に掲げる理由により要請に応じることができないときは、その旨を速やかに要支援市町村長等に通知するものとする。

- (1) 気象の状況により運航ができないとき。
- (2) 定期点検の期間及び整備中のとき。
- (3) 他の災害等の現場に出動中のとき。
- (4) その他知事が運航に支障があると判断したとき。

（消防防災航空隊の指揮）

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の指揮は、要支援市町村長等の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。ただし、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めるときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

（事前計画）

第9条 市町村等の長は、消防防災ヘリによる支援を受ける場合の事前計画を作成し、あらかじめ県知事に提出するものとする。その内容に変更があった場合についても同様とする。

2 前項の事前計画の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 消防防災ヘリの活動拠点としての最適な飛行場外離着陸場等の位置図等
- (2) 消防防災ヘリと消防機関等との通信連絡方法
- (3) 一般人及び建築物等に対する各種障害の除去等離着陸に必要な措置
- (4) 消火及び救急援助活動用資機材等の補給体制
- (5) その他必要と認める事項



(経費の負担)

第10条 この協定に基づく支援に要する消防防災ヘリの運航経費は、県が負担するものとする。

(その他)

第11条 この協定に関し、定めのない事項又は疑義を生じた事項については、県及び市町村等が協議して決定するものとする。

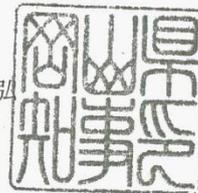
この協定の締結を証するため、知事及び市町村等の長が記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

附 則

この協定は、平成21年10月26日から効力を生ずる。

平成21年8月27日

岡山県
岡山県知事 石井正弘



瀬戸内市
瀬戸内市長 武久顕也



(2) 岡山県消防防災ヘリコプター支援協定書(変更)

岡山県消防防災ヘリコプター支援協定変更協定

岡山県と瀬戸内市とは、平成21年8月27日付けで締結した岡山県消防防災ヘリコプター支援協定(以下「原協定」という。)の一部を次のように変更する協定を締結する。

(第4条の変更)

第1条 原協定第4条各号を次のように改める。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 火災防御活動
- (3) 救急活動
- (4) 救助活動

(第8条の変更)

第2条 原協定第8条を次のように改める。

(消防防災航空隊の活動)

第8条 前条第1項又は第2項の規定により支援を行う場合において、災害現場における消防防災航空隊の活動は、市町村等の消防機関との相互に密接な連携の下に行動する。この場合において、消防防災ヘリに搭乗している運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨を現場の最高指揮者に通告するものとする。

(第9条の削除等)

第3条 原協定中第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、両方記名押印の上、各自それぞれ1通を所持する。

平成26年3月24日

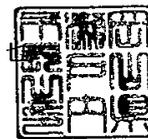
岡山県

岡山県知事 伊原 木 隆 太



瀬戸内市

瀬戸内市長 武久 顕



(3) 航空消防応援実施細目

(趣旨)

第1条 平成20年3月31日付けで締結した岡山県下消防相互応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）の回転翼航空機（以下「消防ヘリコプター」という。）を用いた消防相互応援（以下「航空消防応援」という。）については、この実施細目の定めるところによる。

(航空消防応援の要請対象)

第2条 航空消防応援の対象とする災害は、協定第3条に規定する災害のうち、消防ヘリコプターを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地震、風水害、津波、土砂崩れ及びその他大規模な自然災害
- (2) 中高層建物火災、大規模建物火災、林野火災、コンビナート火災、船舶・航空機・危険物・車両火災、及び特殊火災
- (3) 水難、山岳遭難、航空機・列車事故及び高速道路上の事故等で捜索・救急・救助活動を要する事故
- (4) 緊急に重篤傷病者を搬送しなければならない救急事案及び緊急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる救急事案
- (5) その他前各号に掲げる災害に準じる災害

(航空消防応援の種別)

第3条 航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 調査出動 現場把握、情報収集、警戒、指揮支援、火災調査のための出動
- (2) 火災出動 消火活動のための出動
- (3) 救助活動 人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出動 重篤傷病者等の搬送及び救急医療を行うため、救急車で医師、資機材等を搬送するよりも著しく有効であると認められる場合の出動
- (5) 救援出動 救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

(航空消防応援の出動限定条件)

第4条 航空消防応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出動時間帯は、原則として日出から日没までとする
- (2) 気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さをいう。）300メートル以上、視程5,000メートル以上、風速毎秒17メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこととする

(航空消防応援の要請手続)

第5条 航空消防応援の要請は、航空消防応援を要請する市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、岡山県知事（以下「県知事」という。）を経由して、航空消防応援を行う市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 必要とする応援の具体的内容
 - (2) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
 - (3) 現場付近で活動中の他機関の航空機及び回転翼航空機の活動状況
 - (4) その他必要な事項
- 2 緊急を要する航空消防応援の要請は、前項の規定にかかわらず、直接応援市町村等の長に行うことができるものとする。この場合、事後、速やかに応援要請内容について県知事に報告するものとする。
- 3 応援市町村等の連絡先は、別表1のとおりとする。

4 航空消防応援の要請は、消防防災ヘリコプター緊急運航要請書（別紙様式1）に基づきファクシミリ、電話等により行うものとする。

（航空消防応援の中断）

第6条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを復帰させるべき特別な事態が生じたときは、発災市町村等の長と協議の上、航空消防応援を中断することができる。

（応援出動した消防ヘリコプターに対する指揮等）

第7条 航空消防応援のため出動した消防ヘリコプターに対する指揮は、発災市町村等の消防機関の長又は消防機関の長が指定した現場最高責任者（以下「消防機関の長等」という。）が消防ヘリコプターに搭乗している応援市町村等の指揮者（以下「応援隊長」という。）を通じて行うものとする。

2 応援隊長は、発災市町村等の消防機関の長等による指揮の内容が、ヘリコプターの運航に重大な支障を来すと認めるときは、その旨を発災市町村等の消防機関の長等に通告するものとする。

3 応援隊長は、活動に当たって消防機関の長等と緊密な連絡を行うものとする。

4 前項の連絡を無線を通じて行う場合は第1に県内共通波（153.53MHZ）、第2に全国波（148.75MHZ、150.73MHZ、154.15MHZ）、第3に各市町村波（別表2）によるものとし、無線の運用統制については発災市町村等の統制に従うものとする。

（応援市町村等の情報提供）

第8条 応援市町村等の長は、消防ヘリコプターを新規に所有し、若しくは更新したとき又はその性能等に変更があったときは、その情報を発災市町村等の長へ提供するものとする。

（消防ヘリコプターの事故発生時の報告）

第9条 発災市町村等の長は、航空消防応援のために出動した消防ヘリコプターに次の各号に掲げる事故が発生したときは、速やかにその旨を応援市町村等の長に報告するものとする。

- (1) 死傷者が発生した事故
- (2) 消防ヘリコプターの重大な損傷事故
- (3) 救難対策を必要とする事故

附 則

この実施細目は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成10年2月19日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成12年3月15日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成25年9月1日から施行する。

別表 1

応援市町村等の連絡先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山県	総務部消防保安課	岡山市北区内山下二丁目4番6号	電話 086-226-7295 Fax 086-225-4659
岡山市	消防局情報指令課	岡山市北区野殿西町427番地1	電話 086-253-9978 Fax 086-253-9984

要請連絡後の打合せ先

市町村等名	連絡先	所在地	電話番号
岡山県	岡山県消防防災航空センター	岡山市北区日応寺761番地1	電話 086-250-0330 Fax 086-294-7885
岡山市	消防局航空隊	岡山市南区浦安南町671番地1	電話 086-261-0119 Fax 086-261-1190
	川崎医科大学附属病院	倉敷市松島577番地	電話 086-464-1199 Fax 086-462-1195

別表 2

県下消防本部無線周波数一覧表

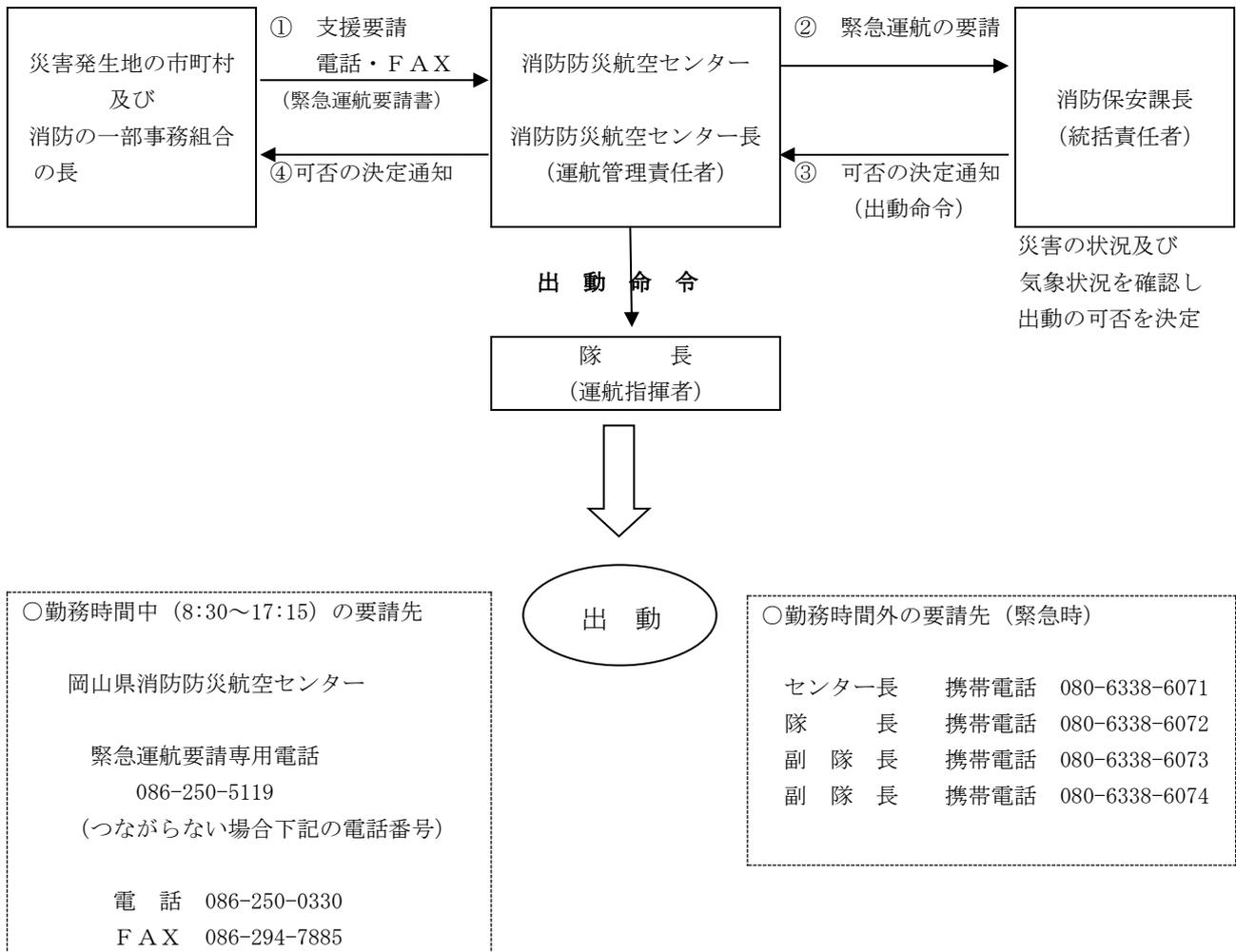
消防本部名	アナログ市町村波 (MHz)	デジタル市町村波 (MHz)
岡山市消防局	151.71 151.63	未公開
倉敷市消防局	151.55 153.85	未公開
津山圏域消防組合消防本部	153.59	未公開
玉野市消防本部	151.31	未公開
笠岡地区消防組合消防本部	151.21	未公開
井原地区消防組合消防本部	151.59	未公開
総社市消防本部	151.75	未公開
高梁市消防本部	149.13	未公開
新見市消防本部	152.09	未公開
東備消防組合消防本部	146.32	未公開
真庭市消防本部	152.07	未公開
美作市消防本部	151.57	未公開
赤磐市消防本部	150.45	未公開
瀬戸内市消防本部	153.51	未公開

様式 1

消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請機関名	担当者職・氏名 _____ TEL (- -)	
要請種別	火災 救急 救助 調査 救援 その他 () (消火・偵察)	
具体的な要請内容		
覚知日時	平成 年 月 日 時 分	
要請日時	平成 年 月 日 時 分	
災害発生場所 (地図添付)		マップル地図 P. _____ 縦 _____ 横 _____
離着陸場	① あり 離着陸場名 () ② 調整中	
現場通信連絡	① 県内波 呼出名 () ② その他 周波数・呼出名 ()	
必要機材・数量		
その他特記事項	気象状況： 使用水利： 現場指揮者：	

緊急運航に係る支援要請手続きフロー図



岡山県下消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により、岡山県下の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定の実施区域は、岡山県の全域とする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、消防組織法第1条に規定する災害で、消防、救急及び救助業務に関して応援活動を必要とするものをいう。

(県への通報等)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し、災害の状況等について通報し、この協定による応援に関して必要な指導及び連絡調整を求めるものとする。

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請（以下「応援要請」という。）は、次のいずれかに該当する場合に、発災市町村等の長が協定を締結している他の市町村等の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) その災害が発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両、資機材等を必要と認める場合
- (4) 他の市町村等との境界付近において発生した災害において、当該境界に接する他の市町村等の消防機関の応援を必要と認める場合

2 前項の応援要請は、原則として、隣接市町村等に対して行い、災害の規模等により順次近隣の市町村等に対して行うものとする。ただし、災害の規模

等により特に必要があるときは、この限りでない。

- 3 第4条に規定する県に対する通報及び第1項に規定する応援要請は、発災市町村等の消防長と協議の上、行うものとする。
- 4 発災市町村等の消防長は、応援要請が予想される場合は、あらかじめ応援を要請しようとする市町村等の消防長に災害の状況を通報するとともに、応援隊の派遣について必要な協議を行うものとする。
- 5 応援要請（第1項第4号の場合を除く。）を行った市町村等の長は、その旨を県に通報するものとする。

（応援隊の派遣）

- 第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、当該市町村等の消防長と協議の上、特別の理由がある場合を除き応援するものとする。
- 2 応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、応援隊の編成等必要事項を遅滞なく発災市町村等の長及び県に通報するものとする。
 - 3 応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

（消防用資機材等の調達手配）

- 第7条 発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた市町村等の長は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

- 第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の長が応援隊の長（同一消防本部管内の消防団が応援隊を派遣している場合は、消防本部・署の応援隊の長とする。）を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接隊員に行うことができる。

（報告）

- 第9条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに発災市町村等の長に報告するものとする。
- 2 発災市町村等の長は、災害の概要を災害防御活動終了後速やかに応援市町村等の長に通報するものとする。

(応援に要する経費の負担)

第10条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによる。

(1) 発災市町村等が負担する経費

ア 宿泊費、食料費及び車両、機械器具の燃料費（現地調達分）

イ 化学消火に要した薬剤費

ウ 応援隊の隊員が応援活動中、第三者に損害を与えた場合、当該第三者に対する補償に要する経費（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用のある部分を除く。）。ただし、応援隊の隊員の重大な過失による場合は、応援市町村等の負担とする。

エ 一般協力者の死傷等に対する補償に要する経費

オ 応援活動によって死傷した隊員に係る賞じゅつ金の支給に要する経費で、応援市町村等が当該市町村の定めた条例の規定に基づき支給する額相当額。ただし、当該支給額が市町村消防賞じゅつ金条例準則（昭和28年4月24日付け国家消防本部長通達）に規定する功労の程度及び障害の等級に応じたそれぞれの額を超える場合は、その超える額は応援市町村等が負担するものとする。

カ 第7条の規定に基づく経費。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

(2) 応援市町村等が負担する経費

ア 応援隊の旅費及び出動手当

イ 車両、機械器具の燃料費（現地調達分を除く。）及び応援活動中における故障又は小破損の修理費

ウ 応援の往復途上において生じた交通事故等による損害補償

エ 応援隊の隊員が応援活動によって災害を受けた場合における公務災害補償

2 前項以外の経費又は同項の定めにより難しい場合の経費については、発災市町村等と応援市町村等との協議により定めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定に特別の定めのあるものを除くほか、この協定の実施について必要な事項は、市町村等の消防長及び消防団長が協議して定めるものとする。

する。

(疑義)

第12条 この協定の実施について疑義を生じたときは、その都度当事者間において協議し、決定するものとする。

(協定書の保管)

第13条 この協定の締結を証するため、市町村等の長は、記名押印の上各1通を保管する。

附 則

- 1 この協定は、平成20年4月1日から効力を生ずる。
- 2 平成2年3月15日付けで締結した「岡山県下消防相互応援協定」は平成20年3月31日をもって廃止する。

平成20年3月31日

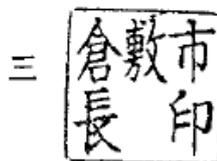
岡山市長

高 谷 茂



倉敷市長

古 市 健



津山市長

桑 山 博



玉野市長

黒田



笠岡市長

高木直



井原市長

瀧本豊



総社市長

片岡聡



高梁市長

秋岡



新見市長

石垣正

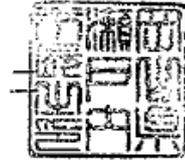


備前市長

西岡憲



瀬戸内市長 立岡脩



赤磐市長 荒嶋龍



真庭市長 井手紘一郎



美作市長 宮本俊朗
美作市長職務代理者 美作市副市長 皆木照夫



浅口市長 田主智彦



和気町長 大森直徳



早島町長 佐藤友彦



里庄町長

大 内 恒



矢掛町長

山 野 通



新庄村長

笹 野



鏡野町長

山 崎 親



勝央町長

西 田



奈義町長

花 房 昭

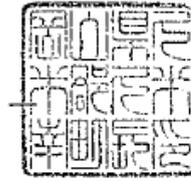


西粟倉村長

道 上 正



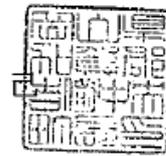
久米南町長 河 島 建



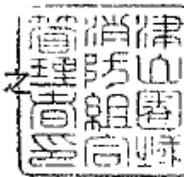
美咲町長 奥 村 忠



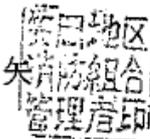
吉備中央町長 重 森 計



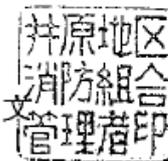
津山圏域消防組合管理者 津山市長 桑 山 博



笠岡地区消防組合管理者 笠岡市長 高 木 直



井原地区消防組合管理者 井原市長 瀧 本 豊



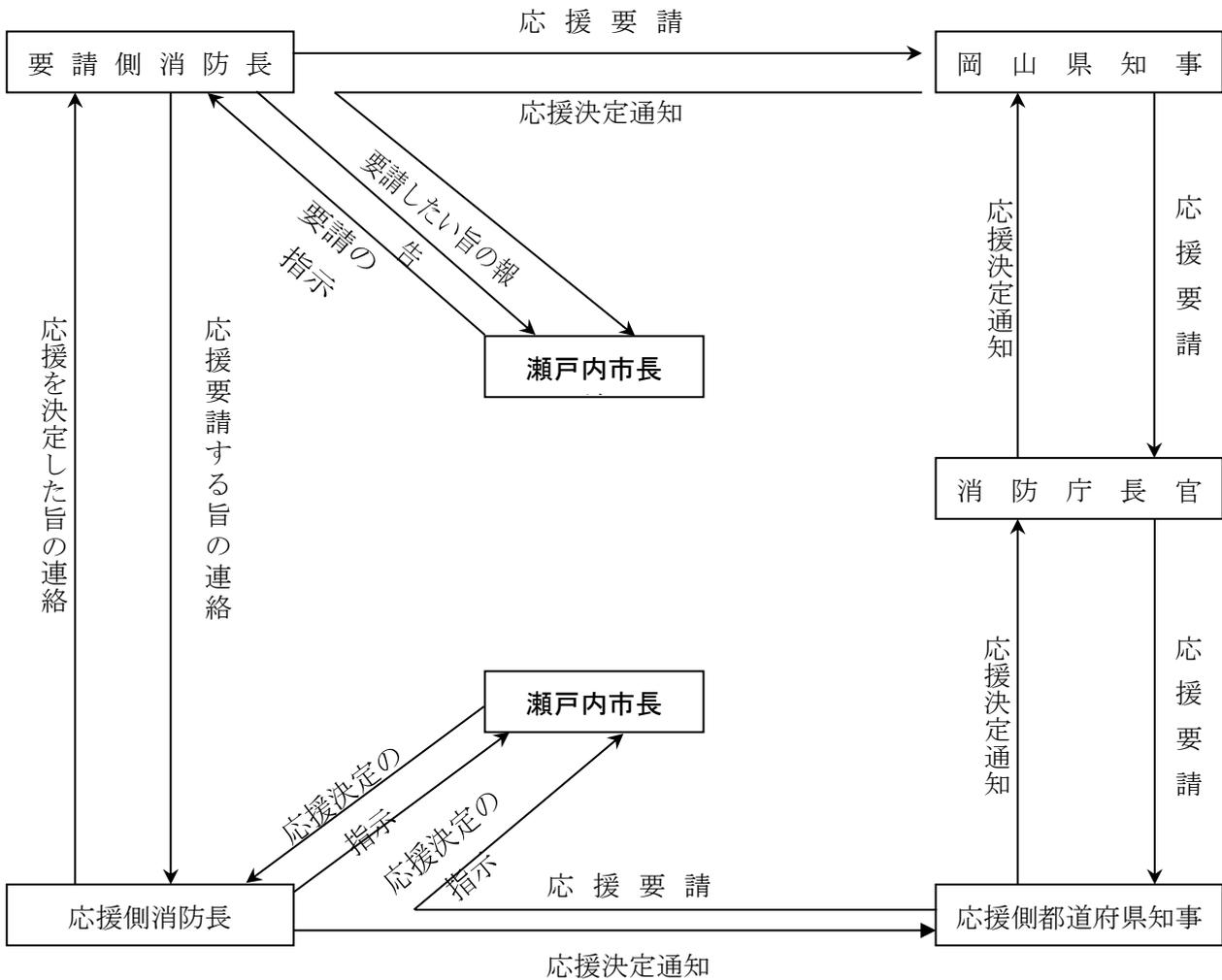
東備消防組合管理者 備前市長 西 岡 憲



資料 30-8 大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

大規模特殊災害時における広域航空消防応援要請

○ 広域航空消防応援の要請ルート等



○燃料調達先

	名 称	所 在 地	電 話 番 号
瀬戸内市	岡山空港ターミナル(株)本社	岡山市北区日応寺 1277	086-294-5301 (給油課)
	岡山空港ターミナル(株)岡南事務所	岡山市南区浦安南町 640	086-262-1091

資料 30-9 岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

○岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、岡山県が備蓄した林野火災対策用空中消火資機材の運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(資機材の配置先及び種類等)

第2条 林野火災対策用空中消火資機材（以下「資機材」という。）の配置先及び種類等は、別表1、2及び3のとおりとする。

(資機材の運用基準)

第3条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、市町村又は消防一部事務組合（以下「市町村等」という。）に資機材を貸付けることができる。

- (1) 市町村等の区域内に発生した林野火災を消火するため、当該市町村等が保有する資機材のみでは消火ができないと認めるとき。
- (2) 訓練のため使用するとき。
- (3) その他知事が必要と認めるとき。

(借受申請)

第4条 市町村長又は消防一部事務組合管理者（以下「市町村長等」という。）は、資機材を借受けようとするときは、事前に岡山市長、玉野市長又は瀬戸内市長（以下「資機材配置先の長」という。）を経由して資機材借受申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借受ける必要があるときは、口頭、電話等により借受けの申請を行うことができる。ただし、借受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付決定)

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（様式第2号）を資機材配置先の長を通じ、申請者に交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第2項の規定に基づく申請にあつては、口頭、電話等により貸付けの決定を通知することができる。ただし、通知後速やかに前項の貸付決定通知書を交付するものとする。

(貸付の条件)

第6条 前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次の経費は、市町村等が負担するものであること。
 - ① 資機材の引渡し及び返納に要する経費
 - ② 資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費
- (2) 資機材は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
- (3) 資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。ただし、知事が必要に応じて資機材の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。
- (4) 空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補填すること。

(応援の要請)

第7条 市町村長等が、資機材の使用のために他市町村長等に応援を求めるときは、岡山県下消防相互応援協定第6条の規定により行うものとする。

(自衛隊の派遣要請)

第8条 市町村長等が、資機材の使用のために自衛隊の派遣を求めるときは、その手続きを併せて行うものとし、その要請は岡山県地域防災計画に定めるところによるものとする。

(引渡し及び返還)

第9条 資機材の引渡し及び返還は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(損害賠償等)

第10条 市町村長等は、資機材の全部又は一部を亡失し、又はき損したときは、直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実及び事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 市町村長等は、前項の亡失又はき損が自己の責めに帰すべき事由による場合は、すべて自己の責任において補填し、修理しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めた場合は、この限りではない。

(使用報告書)

第11条 市町村長等は、第5条の規定による知事の貸付決定により借受けた資機材を使用したときは、使用后速やかに資機材使用報告書(様式第3号)を資機材配置先の長を通じ知事に提出しなければならない。

(使用記録簿)

第12条 知事は、資機材の貸付け及び使用の状況について別に定める記録簿を作成するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行し、昭和51年2月25日付けの岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成12年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

別表 1

資 機 材 配 置 先	岡山市いずみ町1-26
資機材保管責任者	岡山市消防局長

品 名	規 格	数 量
空中消火用バケツ型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 700ℓ入	5基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製、2,500ℓ入	3基
管 そ う	可変噴霧ノズル付（50mm）1本 噴霧ノズル マークⅡストッパ付（65mm）1本	2本
吐 出（U型）金 具	50mm 1基、65mm 2基	3基
ホ ー ス	50mm 20m 3本、65mm 20m 3本	6本
バケツ式消火装置用 工 具 箱		3個
バケツ式消火装置用 I D E A L ボックス		5基
バケツ式消火装置用 コ ー ド	大×7m 5本、 小×2m 5本	10本
吹 き 流 し	ボール付	3組
整 備 用 工 具	始動鋼1、給油じょうご1、プラグ1、プラグ レンチ2、両ロスパナ3、ドライバー1、プラ イヤー2、比重計1	1組
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
化 学 消 火 剤	フォス・チックWD881（19ℓポリ容器入）	5缶

別表 2

資 機 材 配 置 先	玉野市滝馬ノ子池1640-2地先	
資機材保管責任者	玉野市消防本部消防長	
品 名	規 格	数 量
空中消火用バケツト型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 7000入	5基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製、2,5000入	3基
バケツト式消火装置用 I D E A L ボックス		5基
バケツト式消火装置用 コ ー ド	大 7m 5本、 小 2m 5本	10本
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
整 備 用 工 具	両口スパナ 6、ドライバー 1、 プライヤー 2、比重計 1	1組
化 学 消 火 剤	フォス・チックWD881（190ポリ容器入）	5缶

別表 3

資 機 材 配 置 先	瀬戸内市邑久町本庄1795	
資機材保管責任者	瀬戸内市消防本部消防長	
品 名	親 模	数 量
空中消火用バケツト型 散 布 装 置	三脚、飛行安定板小 天蓋付き円筒（鉄製） 7000入	5基
消 火 液 用 貯 水 槽	ナイロンターボリン製、2,5000入	3基
バケツト式消火装置用 I D E A L ボックス		5基
バケツト式消火装置用 コ ー ド	大 7m 15本、 小 2m 5本	10本
消火装置用バッテリー	木箱入（1組12V、5×2）	5基
バッテリー充電器	HR-MAX50（ターミナル含む）	1台
ローラーコンベアー		2基
整 備 用 工 具	両口スパナ 6、ドライバー 1、 プライヤー 2、比重計 1	1組
化 学 消 火 剤	フォス・チックWD881（190ポリ容器入）	5缶

様式第1号

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 市町村等
職, 氏名

印

資 機 材 借 受 申 請 書

次のとおり資機材を借受たいので申請します。

記

- 1 資機材借受の目的
- 2 借受希望資機材の種類及び量
- 3 借受希望期間
- 4 借受希望日時及び場所

様式第2号

第 号
年 月 日

殿

岡山県知事

印

資 機 材 貸 付 決 定 通 知 書

年 月 日付第 号により申請の資機材について、次のとおり貸付を決定します。

記

- 1 資機材の貸付の目的
- 2 貸付資機材の種類及び量
- 3 貸付期間
- 4 貸付の条件
岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱による
- 5 引渡日時及び場所

様式第3号

第 号
年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 市町村等

職, 氏名

印

資 機 材 使 用 報 告 書

年 月 日付第 号により貸付決定の資機材の使用状況等について、
次のとおり報告します。

記

- 1 資機材の使用状況
- 2 火災の概況
 - (1) 火災発生日時
 - (2) 火災発生場所
 - (3) 鎮火日時
 - (4) 出火原因
 - (5) 被害状況
 - (6) 消火活動状況
 - (7) その他参考事項

資料30-10 災害時における空調設備の設置等の協力に関する協定

災害時における空調設備の設置等の協力に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と一般社団法人岡山県冷凍空調協会（以下「乙」という。）は、岡山県内で地震、津波、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における空調設備の設置等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備の設置等に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、甲が設置する防災拠点となる施設又は市町村から協力の要請を受けた指定避難所等（以下「防災拠点施設等」という。）において応急対策業務が必要であると認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書で行うものとする。

（協力の内容）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する業務の内容は次のとおりとする。

- (1) 防災拠点施設等への可搬式空調機器（施設への設置工事を伴わないものに限る。）の設置
- (2) 防災拠点施設等への可搬式発電機の設置
- (3) 防災拠点施設等への固定式空調設備の設置
- (4) 防災拠点施設等の空調設備の機能回復
- (5) その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整により協力体制を構築するとともに、第2条第1項の規定に基づく甲からの協力を要請されたときは、可能な限り応急対策業務を実施するために必要な措置をとるものとする。

2 乙は、応急対策業務が終了したときは、前項の措置の状況を文書で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第5条 この協定に基づく応急対策業務の実施に要する費用は、甲又は甲の要請に基づき乙の協力を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の負担とする。

2 第3条第1号から第3号までに掲げる機材は、原則として甲又は被災市町村が借上げるものとするが、使用が長期にわたり、借上げ費用が機材の価格を超える等、やむを得ない理由がある場合には、甲又は被災市町村と乙が協議の上、甲又は被災市町村が買受けるものとする。

3 第1項の費用の算出においては、応急対策業務を実施することとなった災害の発生直前の適正価格を基準として、甲又は被災市町村が応急対策業務を実施した会員事業者と協議して決定するものとする。

(協定に関する担当窓口等)

第6条 この協定に関する甲の担当窓口は岡山県環境文化部環境企画課とし、乙の担当窓口は一般社団法人岡山県冷凍空調協会事務局とし、連絡先等必要な事項をあらかじめ相互に確認するものとする。

2 前項の担当窓口等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(車両の通行)

第7条 甲は、乙が応急対策業務を実施する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように配慮するものとする。

; (実施細目)

第8条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、別に実施細目で定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

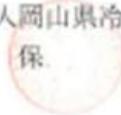
この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年10月28日

甲 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 伊原木 隆太



乙 岡山市北区大供1-2-27 三電ビル1階
一般社団法人岡山県冷凍空調協会
会長 牧野 保



資料30-11 ヘリコプター離発着場一覧

No.	名称	所在地	土質
1	黒井山グリーンパーク第3駐車場	邑久町虫明5231-33	アスファルト
2	一本松展望台駐車場	邑久町尻海3539	アスファルト
3	邑久光明園	邑久町虫明6253	草地
4	邑久スポーツ公園	邑久町下山田1711-3	芝
5	吉井川河川公園親水広場	邑久町福元	草地
6	邑久中学校	邑久町山手2	転圧地
7	瀬戸内市消防本部	邑久町本庄1795	草地
8	長船CC北グラウンド	長船町福岡49-1	草地
9	長船スポーツ公園	長船町土師2195	真砂土
10	邑久浄化センター	邑久町豊原604-1	芝
11	美和小学校	長船町東須恵1666	転圧地
12	牛窓中学校	牛窓町牛窓6446	転圧地
13	長船中央浄化センター	長船町服部1213-1	草地
14	前島フェリー乗り場駐車場南	牛窓町牛窓5662-4	一部草
15	オリーブ園山頂広場	牛窓町牛窓412	芝
16	牛窓北小学校	牛窓町長浜3677	転圧地
17	牛窓グラウンド	牛窓町牛窓1099-3	真砂土
18	長島愛生園第1駐車場	邑久町虫明6539	アスファルト
19	長船中学校	長船町牛文1010	転圧地

資料30-12 災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定

災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定書

瀬戸内市（以下「甲」という。）と社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、瀬戸内市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、瀬戸内市災害時応急対応活動として行う、センターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するために、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）

第2条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、被害状況等を含めボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の効果的な支援のために必要な情報を速やかに共有し、協力して措置を講じる。

（センターの設置等）

第3条 甲及び乙は、センターを設置する必要があると判断したときは、甲乙協議のうえ、センターを設置するものとする。
2 甲及び乙は、センターを設置する場合には、別添の「ボランティア活動と被災自治体の実施する救助との調整に係る事務等に関する委託契約書（案）」により速やかに契約書を作成し、締結するものとする。

（センターの設置場所）

第4条 センターの本部事務所は、瀬戸内市総合福祉センターに設置するものとする。ただし、乙が管理する事務所に最適な場所がない場合には、甲乙協議のうえ、甲はこれに代わる場所を確保するものとする。
2 著しい被害を受けた地域や地理的な課題等によりセンターの分室の設置が必要であるときは、甲乙協議のうえ、前項の考えに基づき、その設置場所を確保するものとする。

（センターの運営）

第5条 乙が設置するセンターは、乙が主体となり、必要に応じて、外部からのボランティア、各社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力のもと、運営を行うものとする。
2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を配置し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）

第6条 乙は、センターの円滑な活動を確保することが困難であると認めるときは、甲に対

し、必要な協力を求めることができる。

(センターの業務)

第7条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) ボランティアニーズの把握
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 瀬戸内市災害対策本部等との以下の情報の共有
 - ①被災状況・避難情報
 - ②インフラ等の復旧計画・復旧情報
 - ③ボランティアによる支援活動の状況
 - ④特に支援を必要とする者の情報（共有の内容、範囲等は別に定める）
 - ⑤その他、災害ボランティア活動に必要と甲・乙が認める情報
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他、センターの活動に必要な業務

(資機材等の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第9条 センターの拠点設置や運営に要した費用及び人件費、応援職員旅費等について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

2 乙は、前項の費用の内訳について、甲の要求に応じ、その内容を説明するものとする。

(請求及び支払)

第10条 乙は、前条の規定により費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙からの請求があったときは、内容を確認しその費用を乙に支払うものとする。

(センターの閉鎖又は移行)

第11条 センターの閉鎖又は移行については、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(損害補償)

第12条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

(報告)

第13条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時における体制整備)

第14条 乙は、平常時から災害時に備えたセンター機能の整備・保持に努めるものとし、甲は、必要な協力を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

3 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動が効果的に実施されるよう、防災訓練等の際に、互いに協力して災害ボランティアの養成を行うとともに、自主防災組織の育成に努めるものとする。

(協議)

第15条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第16条 この協定の有効期間は、締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

2 平成26年3月11日に締結した、災害時におけるボランティア活動等に関する協定は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年8月6日

甲 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300番地1
瀬戸内市
瀬戸内市長

武之野也



乙 岡山県瀬戸内市邑久町山田庄862番地1
社会福祉法人 瀬戸内市社会福祉協
会 長

日下英男



大規模災害時における救援物資要請マニュアル

1 基本的な考え方

大規模災害発生時に市町村は、自ら被災住民に供給する救援物資を調達することが困難な場合には、県へ物資の調達を要請する。

要請に際しては、岡山県地域防災計画の規定によるほか、このマニュアルに定めるところによる。

2 救援物資の品目

市町村が県に調達を要請する物資は、原則として別表に掲げる品目とする。

3 関係機関の役割

(1) 市町村

確保すべき救援物資の品目・必要数量を把握し、自ら調達することが困難な物資については、県民局（健康福祉部）を経由して県保健福祉部に文書（別紙様式）をもって調達を要請する。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

物資の搬入場所を定め、そこから避難所等への戸別配送を行うとともに受納状況を県民局を経由して県保健福祉部へ報告する。

(2) 県

1) 県民局（健康福祉部）

管内市町村の要請・受納状況を、保健福祉部へ報告する。

2) 本庁

① 保健福祉部（保健福祉課）

市町村からの要請をとりまとめ、品目に応じて関係部（課）へ調達の指示を行うとともに、その措置状況及び市町村の受納状況の確認を行う。

② 関係部（課）

流通備蓄品については、各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請するとともに、その措置状況を保健福祉課へ報告する。また、県が保有する備蓄品についても、措置状況について保健福祉課へ報告する。

ア 食糧（米穀、乾パン等）……………農林水産部（農政企画課）

イ 医薬品……………保健福祉部（医薬安全課）

ウ LPガス……………総務部（消防保安課）

エ その他生活必需品……………産業労働部（産業企画課）

オ 国際救援物資備蓄品……………企画振興部（国際課）

4 費用の負担

物資代金（輸送代金を含む。）は、供給を受けた市町村の負担とする。

ただし、災害救助法適用市町村についてはこの限りではない。

物資代金は、業者等へは協定等に基づき県が支払いを行い、その後県は供給を受けた市町村に請求を行うものとする。

別 表

救 援 物 資 品 目

被災状況	発災後～3日まで ライフラインストップ	発災後3～4日まで 電気、水道一部復旧	3～4日以降 電気、水道復旧
食料品の条件	調理不要の食品	主食+副食品	自炊のための食材
食料品	おにぎり 弁当 パン 缶詰 飲料 粉ミルク 乾パン	(左記食料品の他に) カップラーメン カップ味噌汁 レトルト食品 果実	(左記食料品の他に) 米穀 野菜 食肉 魚類 漬物 佃煮 味噌・醤油 塩
医薬品	医薬品、医療器具、医療用品		
燃料等	LPガス、LPガス器具(卓上ガスコンロ)		
その他 生活必需品	ロープ、バケツ、ポリタンク、毛布、哺乳ビン、マッチ、ライター、おむつ(紙)、ローソク、懐中電灯、乾電池、運動靴、ガムテープ、タオル、軍手、トイレットペーパー、ちり紙(ティッシュペーパー)、ポリ袋、生理用品、雨具、さらし、シャツ、下着類、作業衣、なべ、やかん、ラップ、洗剤、石けん、洗面セット、皿(紙皿)、茶碗、コップ(紙コップ)、箸、スプーン、文房具、その他日常生活に必要な生活関連物資		
国際救援物資 備蓄品	毛布、テント、シュラフ、タオルケット、貯水用タンク、ロープ、土のう袋、防水シート		

第 号
令和 年 月 日

岡山県知事 殿

市町村長名 印

救援物資の調達要請について

災害救助に必要な物資の調達について、次のとおり要請します。

記

1 食料品

要 請 期 間	人 数 分	食料品の希望条件等 (1日当たり)	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで (日間分)	人		

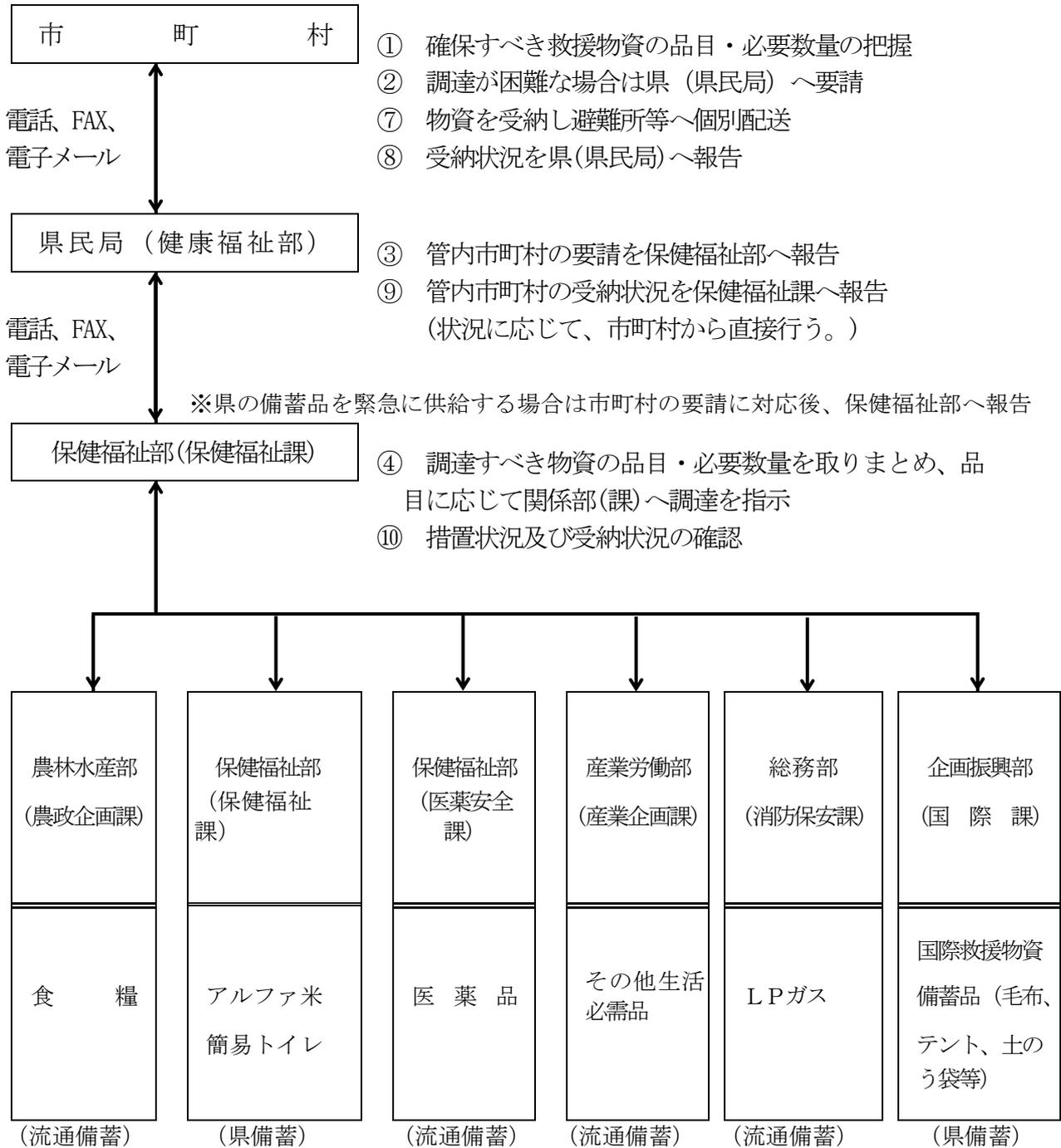
2 その他の救援物資

要 請 期 間	要 請 品 目	要 請 数 量 (1日当たり)	搬入希望場所
月 日 ～ 月 日まで (日間分)			

※ 搬入希望場所は別添位置図のとおり。

担当者職 ・ 氏名		
所 属 課 係 名		
連絡先	電 話	(内)
	携 帯 等	
	F A X	
	E -mail	

市町村から県への救援物資要請フロー



- ⑤ 各協定に基づき、関係業者等に物資の調達を要請
- ⑥ 措置状況を保健福祉課へ報告

資料 3 2 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例等

資料 3 2 - 1 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例

○瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 16 年 11 月 1 日
条例第 100 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母がいずれも存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹(死亡者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)があるときは、その者

2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母に

については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号及び第2号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合(その症状が固定したときを含む。)において、法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円
 - ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円
 - エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
- ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円
 - イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円
 - ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000 円
 - エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000 円
- (3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率及び保証人)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第 13 条、法第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条までの規定によるものとする。

第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 7 年牛窓町条例第 1 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年邑久町条例第 32 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年長船町条例第 31 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年 12 月 22 日条例第 33 号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行の前日に生じた災害に係る災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 20 日条例第 10 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第 14 条及び第 15 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年 12 月 19 日条例第 32 号)

この条例は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

資料 3 2 - 2 瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

○瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 16 年 11 月 1 日

規則第 63 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)

第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条—第 17 条)

第 5 章 補則(第 18 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸内市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 16 年瀬戸内市条例第 100 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第 1 号)を提出させるものとする。

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第 6 条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第 2 号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を 1 月から 5 月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月 1 日から起算して 3 月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第 7 条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第 8 条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けることを決定したときは、災害援護資金貸付決定通知書(様式第 3 号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第 4 号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第 5 号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑登録証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第 10 条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第 11 条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第 12 条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第 6 号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第 13 条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第 7 号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認めることを決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第 8 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めないことを決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第 9 号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第 14 条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第 10 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認めることを決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第 11 号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けたことを証明する書類

3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成 7 年牛窓町規則第 1 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年邑久町規則第 22 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年長船町規則第 12 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

附 則 (平成 31 年 3 月 20 日規則第 10 号)

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する

附 則 (令和元年 12 月 19 日規則第 45 号)

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する

様式第1号(第5条関係)

診 断 書

氏 名		生年月日	年 月 日	性別	男・女					
傷 病 名			負傷発病年月日	年 月 日						
障害の部位			初 診 年 月 日	年 月 日						
既 往 症		既存障害	治 癒 年 月 日	年 月 日						
療養の内容及び経過										
障害の状態の詳細	(図で示すことができるものは、図解すること。)									
関 節 運 動 範 囲	種類範囲									
	部位									
		右								
		左								
		右								
		左								
上記のとおり診断します。			郵便番号	電話番号						
年 月 日			病院又は 所在地 診療所の 名 称							
			診療担当者 氏 名							
			(印)							

被災時の具体的状況				負 傷	全治	箇月	
住 居 の 被 害		(1) 全壊		(2) 半壊			
被害の状況	家財の被害	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額	品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
		和 だ ん す			婦 人 用 腕 時 計		
		整 理 だ ん す			母(母中で		
		洋 服 だ ん す			畳が被害)		
		鏡 台			障 子		
		腰 掛 机			ふ す ま		
		本 箱 ・ 本 だ な					
		食 器 戸 だ な			小 計		
		食 卓 ・ 茶 ぶ 台			その他被害のあった家財		
		げ た 箱			品 名	現在購入に要する費用	被 害 額
		照 明 器 具					
		じ ゅ う た ん					
		扇 風 機					
		石 油 ス ト ー プ					
		電 気 や ぐ ら こ た つ					
		電 気 冷 蔵 庫					
		電 気 ・ ガ ス 炊 飯 器					
		電 気 洗 濯 機					
		電 気 掃 除 機					
		ミ シ ン					
電 気 ア イ ロ ン							
自 転 車							
テ レ ビ							
ラ ジ オ							
柱 時 計							
日 覚 し 時 計				小 計			
紳 士 用 腕 時 計				合 計			
上記のとおり災害援護資金を借り入れたく申し込みます。							
年 月 日				借入申込者	①		
上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。							
年 月 日				連帯保証人	②		
瀬戸内市長 様							

災害援護資金貸付決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次のとおり貸付けを決定いたしましたのでお知らせします。

貸付番号 第 号
貸付金額 円
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦
利 子 年3パーセント

資金をお渡しする日と手続について

- 1 貸付金交付日 年 月 日
- 2 場 所
- 3 ご持参なさるもの
 - (1) この通知書
 - (2) 同封の借用書
 - (3) あなたの印鑑
 - (4) あなたと保証人の印鑑登録証明書各一通

様式第4号(第8条関係)

災害援護資金貸付不承認決定通知書

第 号
年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日お申し込みになりました災害援護資金は、次の理由で不承認となりましたのでお知らせします。

(不承認の理由)

様式第5号(第9条関係)

災 害 援 護 資 金 借 用 書

貸付決定番号 号

借用金額 円
利 子 年3パーセント
据置期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還期間 年 月 日から 年 月 日まで
償還方法 年賦・半年賦

上記のとおり借用いたします。

ついては、災害弔慰金の支給等に関する法律並びにこれに基づく政令、条例及び規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

年 月 日

瀬戸内市長 様

住 所
借受人氏名 ①
住 所
保証人氏名 ①

様式第6号(第12条関係)

繰 上 償 還 申 出 書

年 月 日

瀬戸内市長 様

借受人 住 所
氏 名



次のとおり災害援護資金の繰上償還を行います。

貸付番号	第	号
借受人氏名		
貸付けを受けた日	年	月 日
貸付けを受けた金額		円
償還期限	年	月 日
償還金額		円
償還未済額		円
繰上償還をする日	年	月 日
繰上償還をする金額		円

償還金支払猶予申請書

年 月 日

瀬戸内市長 様

借受人 住所
氏名
連帯保証人 住所
氏名

印

印

次のとおり償還金の支払猶予を申請いたします。

申請の理由 (具体的に)				
貸付けの 条件	借入金額	円	貸付 番号	第 号
	据置期間	1 3年 2 5年	希望 猶予 期間 等	箇月 ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 半年賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更 後の 償還 期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期 間の根拠	(変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由)			

様式第 8 号(第 13 条関係)

支 払 猶 予 承 認 通 知 書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日申出のあった償還金の支払猶予については、次のとおり承認となったのでお知らせいたします。

支払猶予承認期間	年	月	日から	箇月
変更後の償還期間	年	月	日から	年 月 日まで

様式第9号(第13条関係)

支 払 猶 予 不 承 認 通 知 書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日申出がありました償還金の支払猶予につきましては、次の理由で不承認となりましたので、当初の計画により償還されるようお願いいたします。
(不承認の理由)

違 約 金 支 払 免 除 申 請 書

年 月 日

瀬戸内市長 様

借 受 人 住 所
氏 名 ⑩
連 帯 保 証 人 住 所
氏 名 ⑩

次のとおり違約金の支払免除を申請します。

貸 付 番 号		第 号				
支払免除を申請する違約金の金額				円		
内 容	回 数	期 別	元 金	利 子	申 請 日 ま で の 違 約 金	
	回	年 月 期	円	円	円	
違約金の支払免除を要する具体的な理由						

様式第 11 号(第 14 条関係)

違約金支払免除承認通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次のとおり承認されましたのでお知らせいたします。

年 月 日償還予定の第 回償還金元金 円、利子 円に係る
年 月 日における違約金 円の支払を免除いたします。

様式第 12 号(第 14 条関係)

違約金支払免除不承認通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日に申出のありました違約金の支払免除につきましては、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(理由)

なお、あなたの 年 月 日償還予定の第 回償還金(元利合計 円)に係る違約金は、年 月 日現在 円となっておりますので至急償還を願います。

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号	第 号				
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円
償還方法	年賦・半年賦	償還期限	年 月 日	償還金額	円
免除申請額	円(償還未済額の 全部 一部 で 円)				
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間					
免除申請者	ふりがな		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所				
	本籍				
	借受人との関係		職業		
	勤務先及び所在地				
借相受人又はその人	ふりがな		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との続柄		
	職業		勤務先及び所在地		
保証人	ふりがな		男・女	年 月 日生	
	氏名				
	現住所		借受人との関係		
	職業		勤務先及び所在地		
上記のとおり災害援護資金の償還を免除されたく申請します。					
年 月 日					
瀬戸内市長 様					
免除申請者					(印)

様式第 14 号(第 15 条関係)

災害援護資金償還免除承認通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次のとおり行うことになりましたのでお知らせいたします。

(承認内容)

全部免除・一部免除

申請日現在の償還未済額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円
償還を免除した額	元 金	円

申請日現在の状況で今後償還を必要とする額	元 金	円
	利 子	円
	違約金	円
	合 計	円

償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

災害援護資金償還免除不承認通知書

第 号

年 月 日

様

瀬戸内市長



年 月 日申出のあった災害援護資金の償還免除については、次の理由で不承認となりましたのでお知らせいたします。

(不承認の理由)

なお、申請日現在の状況で今後償還を必要とする額は次のとおりとなっており、償還未済額がある場合は、定められた償還期間経過により、償還未済額につき年 10.75%の率で違約金が更に加算されます。

元 金	円
利 子	円
違約金	円
合 計	円

様式第 16 号(第 17 条関係)

氏 名 等 変 更 届

貸付番号	第 号			
借 受 人	氏 名		住 所	
連帯保証人	氏 名		住 所	
○で囲むこと。 1 住 所 変 更 2 改 姓 又 は 改 名 3 死 亡 又 は 行 方 不 明 4 そ の 他		(変更の内容)		
災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり変更いたしましたのでお届けいたします。 年 月 日 瀬戸内市長 様				
借受人(又は同居の親族) 住 所 氏 名 ⑩ 連帯保証人 住 所 氏 名 ⑩				

資料 3 3 災害助成制度

災害救助法の適用

救助の種類と実施期間

救 助 の 種 類	実 施 期 間
1 避難所の設置	災害発生の日から7日以内
2 応急仮設住宅の供与	災害発生の日から20以内着工
3 炊出しその他による食品の給与	災害発生の日から7日以内
4 飲料水の供給	〃
5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生の日から10日以内
6 医療	災害発生の日から14日以内
7 助産	分べんした日から7日以内
8 災害にかかった者の救出	災害発生の日から3日以内
9 災害にかかった住宅の応急修理	災害発生の日から1ヵ月以内
10 学用品の給与	災害発生の日から1ヵ月又は15日以内
11 埋葬	災害発生の日から10日以内
12 死体の搜索	〃
13 死体の処理	〃
14 住宅又はその周辺の土石等の障害物の除去	〃